

こ 成 事 第 5 2 0 号
令 和 5 年 1 0 月 1 2 日
一部改正 こ 成 保 第 8 0 5 号
令 和 6 年 1 0 月 4 日
一部改正 こ 成 保 第 5 1 9 号
令 和 7 年 9 月 8 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、令和7年4月1日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村(特別区を含む。)に対してこの旨通知されたい。

保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 保育対策総合支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この統合補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができ環境整備を行うことを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 保育士資格等取得支援事業

① 保育士資格等取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」（平成29年4月17日雇児発0417第2号）の別添1に定める「保育士資格等取得支援事業実施要綱」のⅠ「保育士資格等取得支援事業」による次に掲げる事業

ア 都道府県、指定都市又は中核市が行う事業

イ 地方公共団体以外の者（以下「民間団体等」という。）が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業

② 保育士試験による資格取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添1に定める「保育士資格等取得支援事業実施要綱」のⅡ「保育士試験による資格取得支援事業」による次に掲げる事業

ア 受験対策学習費用補助事業

民間団体等が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業

イ 保育士試験受験直前講座実施事業

都道府県又は指定都市が行う事業

(2) 保育士試験追加実施支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添2に定める「保育士試験追加実施支援事業実施要綱」により、都道府県又は指定都市が行う事業

(3) 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添3に定める「保育士養成施設に対する就職等促進支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 都道府県が行う事業

② 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(4) 保育士宿舍借り上げ支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添4に定める「保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (5) 保育人材等就職・交流支援事業
 - 「保育人材確保事業の実施について」の別添5に定める「保育人材等就職支援事業実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 市町村が行う事業
 - ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (6) 保育体制強化事業
 - 「保育人材確保事業の実施について」の別添6に定める「保育体制強化事業実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
 - ② ①の事業に対して都道府県が補助する事業
- (7) 保育補助者雇上強化事業
 - 「保育人材確保事業の実施について」の別添7に定める「保育補助者雇上強化事業実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 市町村が行う事業
 - ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
 - ③ ①又は②の事業(指定都市及び中核市を除く。)に対して都道府県が補助する事業
- (8) 保育士や保育事業者等への巡回支援事業
 - 「保育人材確保事業の実施について」の別添8に定める「保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 都道府県又は市町村が行う事業
 - ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業
- (9) 保育士・保育所支援センター設置運営事業
 - 「保育人材確保事業の実施について」の別添9に定める「保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱」により、都道府県、指定都市又は中核市が行う事業
- (10) 保育士・保育の現場の魅力発信事業
 - 「保育人材確保事業の実施について」の別添10に定める「保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 保育士という職業や保育の現場の魅力発信
 - ア 都道府県又は指定都市が行う事業
 - イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は指定都市が補助する事業
 - ② 保育士が相談しやすい体制整備
 - ア 都道府県又は市町村が行う事業
 - イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業
- (11) 保育士修学資金貸付等事業
 - 「保育士修学資金の貸付け等について」(令和5年6月7日こ成基第18号)の別紙に定める「保育士修学資金貸付等制度実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 都道府県又は指定都市が行う事業
 - ② 都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人が行う事業に対して都道府県又は指定都市が補助する事業
- (12) 保育所等改修費等支援事業
 - 「認可保育所等設置支援等事業の実施について」(令和5年4月19日こ成保第15号)の別添1に定める「保育所等改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 市町村が行う事業

- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (13) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業
 - 「認可保育所等設置支援等事業の実施について」の別添2に定める「都市部における保育所等への賃借料等支援事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業
 - ① 都市部における保育所等への賃借料支援事業
 - 市町村が行う事業又は民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ② 保育所設置促進事業
 - 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (14) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業
 - 「認可保育所等設置支援等事業の実施について」の別添3に定める「認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業
 - ① 認可化移行可能性調査支援事業、認可化移行助言指導支援事業、指導監督基準遵守助言指導支援事業
 - ア 都道府県が行う事業
 - イ 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
 - ② 認可化移行移転費等支援事業
 - ア 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
 - イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
- (15) 民有地マッチング事業
 - 「認可保育所等設置支援等事業の実施について」の別添4に定める「民有地マッチング事業実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチング支援、整備候補地等の確保支援
 - ア 都道府県が行う事業
 - イ 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
 - ② 地域連携コーディネーターの配置支援
 - ア 都道府県が行う事業
 - イ 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
 - ウ 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業
 - エ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
- (16) 広域的保育所等利用事業
 - 「多様な保育促進事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第179号）別添5に定める「広域的保育所等利用事業実施要綱」により、市町村が行う事業
- (17) 保育利用支援事業
 - 「多様な保育促進事業の実施について」の別添1に定める「保育利用支援事業実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 市町村が行う事業
 - ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (18) 3歳児受入れ等連携支援事業
 - 「多様な保育促進事業の実施について」の別添2に定める「3歳児受入れ等連携支援事業実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 3歳児受入れ連携支援事業
 - ア 市町村が行う事業
 - イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

- ② 家庭的保育コンソーシアム形成事業
市町村が行う事業

(19) 医療的ケア児保育支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添3に定める「医療的ケア児保育支援事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 都道府県、指定都市又は中核市が実施する事業
- ② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(20) 家庭支援推進保育事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添4に定める「家庭支援推進保育事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(21) 保育所等における要支援児童等対応推進事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添8に定める「保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県が行う事業
- ② 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(22) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」（令和5年5月25日こ成保第50号）の別添2に定める「認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 指定都市又は中核市（以下この号において「指定都市等」という。）が実施する事業
- ② 指定都市等が実施主体として認めた者が行う事業に対して指定都市等が助成する事業
- ③ 市町村（指定都市等を除く。）が実施する事業又は市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業

(23) 保育環境改善等事業

「認可保育所等設置支援等事業の実施について」の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 基本改善事業及び環境改善事業（安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。）
 - ア 指定都市又は中核市（以下この号において「指定都市等」という。）が実施する事業
 - イ 指定都市等が実施主体として認めた者が行う事業に対して指定都市等が助成する事業
 - ウ 市町村（指定都市等を除く。）が実施する事業又は市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 環境改善事業（安全対策事業のうち「睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業」及び「ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業」）
 - ア 都道府県又は市町村（以下この号において「都道府県等」という。）が実施する事業
 - イ 都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県等が補助する

事業

③ 環境改善事業（放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）

ア 市町村が行う事業

イ 市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業

(24) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添1に定める「保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

① 都道府県又は市町村が行う事業

② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(25) 放課後居場所緊急対策事業

「放課後児童対策支援事業の実施について」の別添1に定める「放課後居場所緊急対策事業実施要綱」により市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

(26) 小規模多機能・放課後児童支援事業

「放課後児童対策支援事業の実施について」の別添2に定める「小規模多機能・放課後児童支援事業実施要綱」により市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

(27) 待機児童対策協議会推進事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添6に定める「待機児童対策協議会推進事業実施要綱」により、都道府県が行う事業

(28) 新たな待機児童対策提案型事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添7に定める「新たな待機児童対策提案型事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 都道府県又は市町村が行う事業

② 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業

③ 市町村が行う事業又は民間団体等が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業

(29) 認可外保育施設改修費等支援事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添3に定める「認可外保育施設改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 都道府県又は市町村が行う事業

② 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業

(30) 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添10に定める「2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 市町村が行う事業

② 市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が補助する事業

(31) 保育士等の処遇改善取得促進事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添11に定める「保育士等の処遇改善取得促進事業実施要綱」により都道府県が行う事業

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された第2欄の種目ごと（3の（3）、（4）、（6）、

(7)、(12)から(14)まで、(17)、(18)の①、(20)、(21)、(23)、(29)及び(30)については施設ごと、(16)については箇所ごと、(25)及び(26)については事業所ごと)の算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 直接補助事業

① 3の(4)の事業以外

ア 第2欄の種目ごと(3の(3)、(7)、(10)、(12)から(14)まで、(17)、(18)の①、(20)、(21)、(23)、(29)の①及び(30)の①については施設ごと、(16)については箇所ごと、(25)及び(26)については事業所ごと)に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

② 3の(4)の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた者について、同一事業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア)により算出された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 間接補助事業

① 3の(1)の①イ及び②ア、(3)の②、(5)の②、(8)の②、(10)の①イ及び②イ、(11)の②、(14)の②イ、(15)の②ウ及びエ、(17)の②、(18)の①イ、(20)の②、(28)の②イ及びウ並びに(30)の②の事業

ア 第2欄の種目ごと(3の(3)の②、(14)の②イ、(17)の②、(18)の①イ、(20)の②及び(30)の②については施設ごと)に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

② 3の(4)の②の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた者について、同一事

業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、イ（ア）の算出方法によるものとする。

(イ) (ア) により算出された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

③ 3の(6)の事業

ア ①の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ②の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

④ 3の(7)の事業

ア ②の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ③の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に8分の7を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑤ 3の(12)の②の事業

ア 家庭的保育改修費等

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に

第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ アの事業以外

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑥ 3の(13)の①の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に40分の27を乗じる。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた施設について、引き続き補助を受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア)により得られた額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

(イ) (ア)により得られた額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑦ 3の(13)の②の事業、(21)の②及び(29)の②の事業

ア 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑧ 3の(19)の②の事業

ア 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3（医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する市町村については、6分の5）を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑨ 3の(22)の事業

ア ②の事業

(ア) 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が助成した額を比較して少ない方の額に

第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ③の事業

(ア) 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑩ 3の(23)の事業

ア ①のイの事業、③のイの事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が助成した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ①のウの事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ウ ②の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑪ 3の(24)の②の事業

ア 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(補助金の概算払)

5 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表第2欄の種目の区分を超えて、事業に要する経費の配分を変更する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。
また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返納しなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 都道府県及び市町村は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村又は民間団体等に交付しなければならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。

① (1) から (9) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び (8) 中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」と、(5) 及び (6) 中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6) 及び (8) 中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(5)、(8) 及び (9) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

② 間接補助金を民間団体に交付する場合には、市町村が以下の条件を付さなければならない旨の条件

ア (1) から (8) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び (8) 中「こども家庭庁長官」とあるのは「市町村長」と、(5) 及び (6) 中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは

「市町村長の承認」と、(6)及び(8)中「国庫」とあるのは「市町村」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(5)の規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

③ 都道府県が付した条件に基づき市町村長が承認する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

(12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(13) 都道府県又は市町村が間接補助金を民間団体等に交付する場合には、以下の条件を付さなければならない。

① (1)から(8)までに掲げる条件。

ただし、(1)から(4)まで及び(8)中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」（市町村の場合は「市町村長」）と、(5)及び(6)中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」（市町村の場合は「市町村長の承認」）と、(6)及び(8)中「国庫」とあるのは「都道府県」（市町村の場合は「市町村」）と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(5)の規定中「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

② 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(14) (13)により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(15) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第26条第2項に基づき、3の(1)、(2)、(4)から(20)まで、(22)から(26)まで、(28)から(30)に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出を行うものとする。

イ 道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式 4 に添えて別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事はアの申請書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式 5 に添えて別に定める日までにこども家庭庁長官に提出を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7 に定める申請手続きに従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 都道府県知事は、7 の (1) 又は 8 による交付申請書が到達した日から起算して原則として 1 か月以内にこども家庭庁長官に提出を行うものとし、こども家庭庁長官は、交付申請書が到達した日から起算して原則として 2 か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合、こども家庭庁長官は、7 の (2) 及び 8 による交付申請書が到達した日から起算して原則として 2 か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、こども家庭庁長官の交付決定又は変更交付決定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対し、別紙様式 6 又は別紙様式 7 により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第 26 条第 2 項に基づき、3 の (1)、(2)、(4) から (20) まで、(22) から (26) まで、(28) から (30) に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、事業が完了したときは、別紙様式 8 による事業実績報告書に关系書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認められたときは、これを取りまとめ、別紙様式 9 に添えて翌年度 4 月 10 日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式 10 に添えて翌年度 4 月 10 日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、事業が完了したときは、別紙様式 8 による事業実績報告書に关系

書類を添えて、事業が完了した日から起算して1月を経過した日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

（補助金の額の確定の通知）

- 12 都道府県知事は、こども家庭庁長官の交付額の確定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対して、別紙様式11により速やかに確定の通知を行うものとする。

（補助金の返還）

- 13 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

- 14 特別の事情により4，7，8及び11に定める算定方法、手続によることが出来ない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めによるものとする。

別 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	保育士資格等取得支援事業	1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000 円 ・「保育士試験の実施について」(平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表1の②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000 円 ・試験実施通知の別表1の①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000 円 (2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり 8,040 円 2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、1人当たり上限 100,000 円 (2) 代替職員雇上費 1人1日当たり 8,040 円 3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、1人当たり上限 100,000 円 4. 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業 (1) 幼稚園教諭を養成する大学受講料等 幼稚園教諭を養成する大学の受講に要した経費の 1/2 ただし、1人当たり上限 100,000 円 (2) 代替職員雇上費 1人1日当たり 8,040 円 5. 保育所等保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000 円 ・試験実施通知の別表1の②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000 円 ・試験実施通知の別表1の①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000 円	保育士資格等取得支援事業を実施するために必要な入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/2

		6. 保育士試験受験直前講座実施事業(うち、保育士試験受験直前講座実施事業) 直前講座受講者1人当たり 6,000 円		
	保育士試験追加実施支援事業	こども家庭庁長官が別に定める額	保育士試験追加実施支援事業を実施するために必要な旅費、共済費、委託料、使用料及び賃借料	1/2
	保育士養成施設に対する就職等促進支援事業	1施設当たり 1,047,000 円	保育士養成施設に対する就職等促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、補助金及び交付金、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/2
	保育士宿舍借り上げ支援事業	1人当たり月額 別紙1のとおり ※令和元年度から引き続き令和6年度において本事業の対象者であって、令和7年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舍に入居している場合には、以下の額を適用できる。 1人当たり月額 82,000 円 ※令和6年度において本事業の対象者であって、令和7年度も引き続き本事業の対象となった者が、同じ宿舍に入居している場合には、別紙2で定める額を適用できる。	保育士宿舍借り上げ事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料	1/2
	保育人材等就職・交流支援事業	1. 保育人材等就職支援事業 1市町村当たり 11,809,000 円 ※平成 31 年3月 29 日子保発 0329 第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり 4,000,000 円	保育人材等就職・交流支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/2
		2. 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業 (1)保育士の実地派遣及び人材交流等 ①代替保育士等雇上費 1人1日当たり 8,040 円 ②調整費 1人当たり 4,000 円 (2)指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ ①実習受入費 1人当たり 10,000 円 ②調整費 1人当たり 4,000 円		3/4
	保育補助者雇上強化事業	1. 利用定員が 121 人未満の施設の場合 ・保育補助者の経験年数が3年未満 1か所当たり年額 1,953,000 円 ・保育補助者の経験年数が3年以上7年未満 1か所当たり年額 2,441,000 円 ・保育補助者の経験年数が7年以上 1か所当たり年額 3,255,000 円 ※保育補助者を複数配置している施設においては、補助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均で算定する。 ※令和6年度時点で当該事業を活用する施設のうち、	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3/4

		単価の引き下げとなる施設は、下記の額を適用できる。 1か所当たり年額 2,441,000 円 2. 利用定員が 121 人以上の施設の場合 ・保育補助者の経験年数が3年未満 1か所当たり年額 3,906,000 円 ・保育補助者の経験年数が3年以上7年未満 1か所当たり年額 4,882,000 円 ・保育補助者の経験年数が7年以上 1か所当たり年額 6,510,000 円 ※保育補助者を複数配置している施設においては、補助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均で算定する。 ※令和6年度時点で当該事業を活用する施設のうち、単価の引き下げとなる施設は、下記の額を適用できる。 1か所当たり年額 4,882,000 円		
保育士や保育事業者等への巡回支援事業	1. 保育士への巡回支援 1自治体当たり 4,064,000 円 ※都道府県が実施し、保育士支援アドバイザーを複数配置して都道府県域で事業を実施する場合、以下の額を適用できる。 1自治体当たり 8,128,000 円 2. 保育事業者への巡回支援 1自治体当たり 4,064,000 円 ※都道府県が実施し、保育事業者支援コンサルタントを複数配置して都道府県域で事業を実施する場合、以下の額を適用できる。 1自治体当たり 8,128,000円 3. 放課後児童クラブへの巡回支援 1自治体当たり 4,064,000 円 4. 魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー等の実施 1自治体当たり 1,634,000 円 5. 自己評価に係る地域協議会 1自治体当たり 1,634,000 円	保育士や保育事業者等への巡回支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、通信運搬費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費	1/2	
保育士・保育所支援センター設置運営事業	1. 保育士・保育所支援センター開設運営経費 (1)基本分 1自治体当たり 2,129,000 円 (2)取組に応じた加算分 ・普及啓発経費加算 1自治体当たり 3,434,000 円 ・養成校等との連携加算 1自治体当たり 2,090,000 円 2. 保育士再就職支援コーディネーター雇上費 1自治体当たり 4,000,000 円 ※加算の対象となる場合、1自治体当たり 8,000,000 円 ※平成 31 年3月 29 日子保発 0329 第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり 4,000,000 円 3. 保育士キャリアアドバイザー雇上費	保育士・保育所支援センター設置運営事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/2	

	1自治体当たり月額 200,000 円 4. 再就職支援及び雇用管理改善経費 1自治体当たり 477,000 円 5. 潜在保育士の把握及びセンター認知度向上のための経費 1自治体当たり 6,372,000 円 6. 保育士登録簿を活用した就職促進経費 1自治体当たり 3,588,000 円 7. マッチングシステム導入費 1自治体当たり 7,000,000 円 (減額の場合) 5,000,000 円 8. 放課後児童支援員の人材確保支援経費 1自治体当たり 1,325,000 円		
保育士・保育の現場 の魅力発信事業	1. 保育士という職業や保育の現場の魅力発信 1自治体当たり 8,108,000 円 2. 保育士が相談しやすい体制整備 保育士の相談窓口の設置 1自治体当たり 4,035,000 円	保育士・保育の現場の魅力発信事業 を実施するために必要な報酬、給 料、職員手当等、報償費、共済費、旅 費、需用費(消耗品費、燃料費、会議 費、印刷製本費、光熱水費及び修繕 料)、役務費(通信運搬費、広告料、 手数料)、委託料、使用料及び賃借 料並びに備品購入費	1/2
保育士修学資金貸付 等事業	1 保育士修学資金貸付 (1)基本額 1人当たり月額 50,000 円以内 (2)加算額 ・入学準備金(貸付初回時) 1人当たり 200,000 円以内 ・就職準備金(卒業時) 1人当たり 200,000 円以内 ・貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、 養成施設に入学し、在学する者 1月当たり貸付申請時における貸付対象者 の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲 げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年 齢区分の額に相当する額以内 (3)就職準備金 養成施設に在学する者であって、月額の貸付 を受けていない者に対して最終学年の開始時に 貸付けるもの 1人当たり 200,000 円以内 2 保育補助者雇上費貸付 1か所当たり年額 2,953,000 円以内 (加算分) 1か所当たり年額 2,215,000 円以内 3 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付 保育士が要した保育料の 1/2 ※ ただし、上限 月額 27,000 円 4 就職準備金貸付 1人当たり 200,000 円以内 (加算分) 1人当たり 200,000 円以内	保育士修学資金貸付等事業を実施 するために必要な貸付金、報酬、給 料、職員手当等、共済費、旅費、需用 費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷 製本費、光熱水費及び修繕料)、役 務費(通信運搬費、広告料、手 数料)、委託料、使用料及び賃借料並 びに備品購入費	9/10

		5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業 利用料金の一部貸付 ・未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に 関する事業を利用するために要した経費の1／2 ※ ただし、年額 123,000 円以内 6 事務費 ・1事業当たり 4,275,000 円以内 ・保育士修学資金貸付において生活費加算を行 う場合 保育士修学資金貸付のみ 5,775,000 円以内 ※ 都道府県等から委託を受けた都道府県等 社会福祉協議会が保育士修学資金貸付等事 業を実施する場合に限る。		
保育所等改修費等支 援事業	(2)小規模保育改修費等 1事業所当たり 27,193,000 円 (3)認可化移行改修費等 1施設当たり 39,553,000 円 ※賃借料のみの場合 1施設当たり 10,000,000 円 (4)家庭的保育改修費等 保育所で行う場合 1か所当たり 27,193,000 円 保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,966,000 円 (5)乳児等通園支援事業実施事業所改修費等 ア 改修費等 1事業所当たり 4,527,000 円 イ 礼金及び賃借料(開設前月分) 1事業所当たり 600,000 円	保育所等改修費等支援事業を実施 するために必要な工事請負費、原材 料費、需用費(燃料費、印刷製本費、 光熱水費及び修繕料)、役務費(通 信運搬費、手数料)、委託料、使用料 及び賃借料(敷金を除く。)、備品購 入費	1／2 (注1) 2／3	
認可外保育施設改修 費等支援事業	(1)改修費等支援事業 ① 実施要綱4の＜要件1＞を満たして事業を実施す る場合 1施設当たり 39,553,000 円 ※賃借料のみの場合 1施設当たり 10,000,000 円 ② 実施要綱4の＜要件2＞を満たして事業を実施す る場合 1施設当たり 19,776,000 円 ※賃借料のみの場合 1施設当たり 10,000,000 円 (2)移転費等支援事業 ① 実施要綱4の＜要件1＞を満たして事業を実施す る場合 ・移転費 1施設当たり 1,484,000 円 ・仮設置費 1施設当たり 4,697,000 円 ② 実施要綱4の＜要件2＞を満たして事業を実施す る場合 ・移転費	認可外保育施設改修費等支援事業 を実施するために必要な工事請負 費、原材料費、需用費(燃料費、印刷 製本費、光熱水費及び修繕料)、役 務費(通信運搬費、手数料)、委託 料、使用料及び賃借料(敷金を除 く。)、備品購入費	1／2	

		1施設当たり 1,484,000 円		
認可化移行のための 助言指導・移転費等 支援事業	1. 認可化移行可能性調査支援 1施設当たり 613,000 円 2. 認可化移行助言指導支援 1施設当たり 547,000 円 3. 指導監督基準遵守助言指導支援 1施設当たり 821,000 円 4. 認可化移行移転費等支援事業 (1)移転費 1施設当たり 1,484,000 円 (2)仮設設置費 1施設当たり 4,697,000 円	認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、工事請負費、需用費(消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2	
民有地マッチング事業	1. 民有地マッチング支援 1自治体当たり年額 6,200,000 円 2. 整備候補地等の確保支援 1自治体当たり年額 4,500,000 円 3. コーディネーター配置支援 1か所当たり年額 4,400,000 円	民有地マッチング事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費(会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2	
広域的保育所等利用事業	1. こども送迎センター等事業 (1)バス購入費又は借上げ費 ①購入費 1台当たり 15,000,000 円 ※ただし、2台目以降は 15,000,000 円を加算する。 ②借上げ費 1台当たり 7,500,000 円 ※ただし、2台目以降は 7,500,000 円を加算する。 ※自宅等送迎事業については、1事業当たりとする。 (2)保育士等雇上費 1人当たり 5,000,000 円 ※ただし、2人目以降は 3,000,000 円を加算する。 (3)運転手雇上費 1人当たり 5,000,000 円 ※ただし、2人目以降は 3,000,000 円を加算する。 (4)事業費(送迎センター実施場所の賃借料、燃料費等) ①こども送迎センター事業 10,202,000 円 ②自宅等送迎事業 1,119,000 円 2. 代替屋外遊戯場送迎事業 (1)バス購入費又は借上げ費 ①購入費 1台当たり 15,000,000 円 ※ただし、2台目以降は 15,000,000 円を加算する。 ②借上げ費1台当たり 7,500,000 円 ※ただし、2台目以降は 7,500,000 円を加算する。 (2)保育士等雇上費	広域的保育所等利用事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、備品購入費、車両購入費、運行費、改修費、公課費	1/2	

		1人当たり 5,000,000 円 ※ただし、2人目以降は 3,000,000 円を 加算する。 (3)運転手雇上費 1人当たり 5,000,000 円 ※ただし、2人目以降は 3,000,000 円を 加算する。 (4)事業費(駐車場の賃借料、燃料費等) 10,202,000 円 ただし、1と2の両方の事業を実施する場合、(1)のバ ス購入費又は借上げ費については、どちらかの事業の みの補助とする。 3. こども送迎センター設置改修事業 1か所当たり 7,270,000 円		
保育利用支援事業	1. 代替保育利用支援 1人当たり 月額 20,000 円 2. 予約制導入に係る体制整備 1か所当たり 年額 2,406,000 円	保育利用支援事業を実施するた めに必要な報酬、給料、職員手当等、 共済費、報償費、旅費、需用費(消耗 品費、会議費、印刷製本費)、役務費 (通信運搬費、広告料、手数料)、委 託料、使用料及び賃借料、備品購入 費	1/2	
3歳児受入れ等連携 支援事業	1. 3歳児受入れ連携支援事業 1か所当たり 年額 4,549,000 円 2. 家庭的保育コンソーシアム形成事業 (1)コーディネーターを1名配置する場合 1市町村当たり年額 4,183,000 円 (2)コーディネーターを2名以上配置する場合 1市町村当たり年額 8,183,000 円	3歳児受入れ等連携支援事業を 実施するために必要な報酬、給料、職 員手当等、共済費、報償費、旅費、需 用費(消耗品費、会議費、印刷製本 費)、役務費(通信運搬費、広告料、 手数料)、委託料、使用料及び賃借 料、備品購入費	1/2	
医療的ケア児保育支 援事業	1. 基本分単価 (1)看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1か所当たり 年額 5,290,000 円 (2)看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行 う場合 1か所当たり 年額 4,950,000 円 ※ただし、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込 まれる保育所等において、看護師等を複数配置してい る場合は 5,290,000 円を、保育士等を複数配置して いる場合は 4,950,000 円を加算する。 (3)巡回による看護師配置を行った場合(医療的ケア巡 回型) 1自治体当たり 年額 5,010,000 円 2. 加算分単価 (1)研修受講支援加算 1か所当たり 年額 300,000 円 ※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受 講する場合も対象とする。 (2)保育補助者配置加算 1か所当たり 年額 2,412,000 円 (3)医療的ケア児保育支援者配置加算 1自治体当たり 年額 2,412,000 円	医療的ケア児保育支援事業を実施 するために必要な報酬、給料、職員 手当等、共済費、報償費、旅費、需用 費(消耗品費、会議費、印刷製本 費)、役務費(通信運搬費、手数料)、 委託料、使用料及び賃借料、備品購 入費、補助金及び交付金、受講料	1/2 (注2) 2/3	

		※ただし、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者が担う場合、1自治体当たり年額130,000円を加算する。 (4)ガイドライン策定加算 1自治体当たり 年額 577,000円 (5)検討会等設置加算 1自治体当たり 年額 360,000円 (6)医療的ケア児の備品補助 1か所当たり 年額 100,000円 (7)災害対策備品整備 1か所当たり 年額 100,000円 (8)園外活動移動支援加算 1か所当たり 年額 40,000円 ※(1)研修受講支援加算、(4)ガイドライン策定加算、(5)検討会等設置加算は単独で補助することを可能とする。		
家庭支援推進保育事業	特に配慮が必要な家庭における児童を 40%以上受け入れている保育所等または、市町村が参集する「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する保育所等で特に配慮が必要な家庭にある児童を30%以上受け入れている保育所等で実施する場合 1か所当たり 3,859,000円 ※さらに、上記の保育所等で実施する場合であって、外国人子育て家庭の児童が 20%以上である保育所等が実施する場合、配置する職員に応じて、以下の額とする。 (1)保育士を配置する場合 1か所当たり 7,718,000円 (2)文化・習慣等に精通した保育士以外の職員を配置する場合 1か所当たり 5,351,000円	家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2	
保育所等における要支援児童等対応推進事業	1か所当たり年額 4,567,000円	保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2	
認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1指定都市、中核市当たり年額 354,000円	認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	1/3	
保育環境改善等事業 (安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受け入れ支援事業を除く。)	(1)基本改善事業 保育所等設置促進等事業、病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業 1施設当たり 7,200,000円 ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業 1施設当たり 100,000円 (2)環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、熱中症対策事業、病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業、感染症対策のための改修整備等事業、保育環境向上等事業 1施設当たり 1,029,000円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費	1/3	

保育環境改善等事業 (安全対策事業)	(2)環境改善事業 安全対策事業 ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業 1施設当たり 200,000 円以内	保育環境改善等事業を実施するために必要な機器等の購入費、リース料、導入費用	1/2
保育環境改善等事業 (放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)	(2)環境改善事業 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 1施設当たり 39,553,000 円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費	1/2
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費 1回当たり 356,000 円 2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり 年額 4,062,000 円	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料、賃借料、備品購入費	1/2
放課後居場所緊急対策事業	1か所当たり年額 1,116,000 円 ・開設準備経費(改修費等)500,000 円追加 ※事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が 12 月に満たない場合には、1か所当たり年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	放課後居場所緊急対策事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費	1/3
小規模多機能・放課後児童支援事業	(1)基本事業 ・「放課後児童対策支援事業の実施について」(令和5年4月 12 日こ成環第6号こども家庭庁成育局長通知。以下「実施通知」という。)の別添2の3(1)の事業を実施する場合 1か所当たり年額 1,116,000 円 ・実施通知の別添2の3(2)の事業を実施する場合 1か所当たり年額 2,416,000 円 (2)加算事業 ・放課後児童支援員を配置する場合 年額 778,000 円追加 ・開設準備経費(改修費等) 2,000,000 円追加 ※事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、	小規模多機能・放課後児童支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費	1/3

		これを1月とする。)が12月に満たない場合には、1か所当たり年額、放課後児童支援員を配置する場合の年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。		
	待機児童対策協議会推進事業	1自治体当たり年額 2,948,000 円	待機児童対策協議会推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
	新たな待機児童対策提案型事業	1自治体当たり年額 10,000,000 円 ただし、複数の自治体で一の事業を行う場合 1事業当たり年額 10,000,000 円	新たな待機児童対策提案型事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	10/10
	2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業	1か所当たり年額 1,000,000 円	2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	1/2
	保育士等の処遇改善取得促進等事業	1事業あたり 3,000,000 円	給料及び諸手当(会計年度任用職員及び臨時的任用職員(臨時の職に関する場合に限る。以下同じ。))に関するものに限る。)、謝金、旅費、共済費(会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。)、報酬、需用費(消耗品費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費及び手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、会議費	1/2
間 接 補 助 事業	保育士資格等取得支援事業	1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (1)養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を	保育士資格等取得支援事業を実施するために必要な入学金、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務	1/2

		取得する場合 300,000 円 ・「保育士試験の実施について」(平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表1の②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000 円 ・試験実施通知の別表1の①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000 円 (2)代替保育従事者雇上費 1人1日当たり 8,040 円	費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
		2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 (1)養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、1人当たり上限 100,000 円 (2)代替職員雇上費 1人1日当たり 8,040 円		
		3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、1人当たり上限 100,000 円		
		4. 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業 (1)幼稚園教諭を養成する大学受講料等 幼稚園教諭を養成する大学の受講に要した経費の 1/2 ただし、1人当たり上限 100,000 円 (2)代替職員雇上費 1人1日当たり 8,040 円		
		5. 保育所等保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000 円 ・試験実施通知の別表1の②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000 円 ・試験実施通知の別表1の①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000 円		
		6. 受験対策学習費用補助事業(うち受験対策学習費用補助事業) 保育士試験受験のための学習に要した経費の 1/2 ただし、1人当たり上限 150,000 円		
	保育士養成施設に対する就職等促進支援事業	1施設当たり 1,047,000 円	保育士養成施設に対する就職等促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費	1/2

			及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、補助金及び交付金、使用料及び賃借料並びに備品購入費	
	保育士宿舎借り上げ支援事業	1人当たり月額 別紙1のとおり ※令和元年度から引き続き令和6年度において本事業の対象者であって、令和7年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、以下の額を適用できる。 1人当たり月額 82,000 円 ※令和6年度において本事業の対象者であって、令和7年度も引き続き本事業の対象となった者が、同じ宿舎に入居している場合には、別紙2で定める額を適用できる。	保育士宿舎借り上げ事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料	2/3
	保育人材等就職・交流支援事業	1. 保育人材等就職支援事業 1市町村当たり 11,809,000 円 ※平成 31 年3月 29 日子保発 0329 第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり 4,000,000 円	保育人材等就職・交流支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/2
		2. 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業 (1) 保育士の実地派遣及び人材交流等 ① 代替保育士等雇上費 1人1日当たり 8,040 円 ② 調整費 1人当たり 4,000 円 (2) 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ ① 実習受入費 1人当たり 10,000 円 ② 調整費 1人当たり 4,000 円		3/4
	保育体制強化事業	1. 保育支援者の配置 1か所当たり月額 100,000 円 2. 児童の園外活動の見守り等 ① 保育支援者が児童の園外活動時の見守り等にも取り組む場合、1に下記の額を加算 1か所当たり月額 45,000 円 ② その他の場合 1か所当たり月額 45,000 円 ※①、②は1か所につき一方のみ 3. スポット支援員の配置 1か所当たり月額 45,000 円	保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3の(6)の①の場合 1/2 3の(6)の②の場合 2/3
	保育補助者雇上強化事業	1. 利用定員が 121 人未満の施設の場合 ・ 保育補助者の経験年数が3年未満 1か所当たり年額 1,953,000 円 ・ 保育補助者の経験年数が3年以上7年未満 1か所当たり年額 2,441,000 円 ・ 保育補助者の経験年数が7年以上 1か所当たり年額 3,255,000 円 ※ 保育補助者を複数配置している施設においては、補助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均で算定する。	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3の(7)の②の場合 3/4 3の(7)の③の場合 6/7

		※令和6年度時点で当該事業を活用する施設のうち、単価の引き下げとなる施設は、下記の額を適用できる。 1か所当たり年額 2,441,000 円 2. 利用定員が121人以上の施設の場合 ・保育補助者の経験年数が3年未満 1か所当たり年額 3,906,000 円 ・保育補助者の経験年数が3年以上7年未満 1か所当たり年額 4,882,000 円 ・保育補助者の経験年数が7年以上 1か所当たり年額 6,510,000 円 ※保育補助者を複数配置している施設においては、補助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均で算定する。 ※令和6年度時点で当該事業を活用する施設のうち、単価の引き下げとなる施設は、下記の額を適用できる。 1か所当たり年額 4,882,000 円		
保育士や保育事業者等への巡回支援事業	1. 保育士への巡回支援 1自治体当たり 4,064,000 円 ※都道府県が実施し、保育士支援アドバイザーを複数配置して都道府県域で事業を実施する場合、以下の額を適用できる。 1自治体当たり 8,128,000 円 2. 保育事業者への巡回支援 1自治体当たり 4,064,000 円 ※都道府県が実施し、保育士支援アドバイザーを複数配置して都道府県域で事業を実施する場合、以下の額を適用できる。 1自治体当たり 8,128,000 円 3. 放課後児童クラブへの巡回支援 1自治体当たり 4,064,000 円 4. 魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー等の実施 1自治体当たり 1,634,000 円 5. 自己評価に係る地域協議会 1自治体当たり 1,634,000 円	保育士や保育事業者等への巡回支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、通信運搬費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費	1/2	
保育士・保育の現場の魅力発信事業	1. 保育士という職業や保育の現場の魅力発信 1自治体当たり 8,108,000 円 2. 保育士が相談しやすい体制整備 保育士の相談窓口の設置 1自治体当たり 4,035,000 円	保育士・保育の現場の魅力発信事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/2	
保育士修学資金貸付等事業	以下に掲げる額に9/10を乗じて得た額 1 保育士修学資金貸付 (1)基本額 1人当たり月額 50,000 円以内 (2)加算額 ・入学準備金(貸付初回時) 1人当たり 200,000 円以内 ・就職準備金(卒業時) 1人当たり 200,000 円以内	保育士修学資金貸付等事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	10/10 (注3)	

		・貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者 1月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内 (3)就職準備金 養成施設に在学する者であって、月額の貸付を受けていない者に対して最終学年の開始時に貸付けるもの 1人当たり 200,000 円以内 2 保育補助者雇上費貸付 1か所当たり年額 2,953,000 円以内(加算分) 1か所当たり年額 2,215,000 円以内 3 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付 保育士が要した保育料の 1/2 ただし、上限 月額 27,000 円 4 就職準備金貸付 1人当たり 200,000 円以内(加算分) 1人当たり 200,000 円以内 5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 ・未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した経費の1／2 ※ ただし、年額 123,000 円以内 6 事務費 ・1事業当たり 4,275,000 円以内 ・保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場合 保育士修学資金貸付のみ 5,775,000 円以内		
保育所等改修費等支援事業	(1)賃貸物件による保育所等改修費等 本園の場合 (ア)新設又は定員拡大の場合 利用(増加)定員 19 名以下 1施設当たり 18,540,000 円 利用(増加)定員 20 名以上 59 名以下 1施設当たり 33,372,000 円 利用(増加)定員 60 名以上 1施設当たり 67,981,000 円 (イ)老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合 1施設当たり 33,372,000 円 分園の場合 (ア)新設又は定員拡大の場合 利用(増加)定員 19 名以下 1施設当たり 11,124,000 円 利用(増加)定員 20 名以上 1施設当たり 19,776,000 円	保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補助及び交付金	賃貸物件による保育所等改修費等、小規模保育改修費等、認可化移行改修費等、乳児等通園支援事業実施事業所改修費等、幼稚園における長時間預かり保育改修費等の場合	

	(イ)老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合 1施設当たり 19,776,000 円 (2)小規模保育改修費等 1事業所当たり 27,193,000 円 (3)認可化移行改修費等 1施設当たり 39,553,000 円 ※賃借料のみの場合 1施設当たり 10,000,000 円 (4)家庭的保育改修費等 保育所で行う場合 1か所当たり 27,193,000 円 保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,966,000 円 (5)乳児等通園支援事業実施事業所改修費等 ア 改修費等 1事業所当たり 4,527,000 円 イ 礼金及び賃借料(開設前月分) 1事業所当たり 600,000 円 (6)幼稚園における長時間預かり保育改修費等 1施設当たり 27,193,000 円		2/3 (注1) 8/9 家庭的保育改修費等の場合 1/2 (注1) 2/3
認可外保育施設改修費等支援事業	(1)改修費等支援事業 ① 実施要綱4の＜要件1＞を満たして事業を実施する場合 1施設当たり 39,553,000 円 ※賃借料のみの場合 1施設当たり 10,000,000 円 ② 実施要綱4の＜要件2＞を満たして事業を実施する場合 1施設当たり 19,776,000 円 ※賃借料のみの場合 1施設当たり 10,000,000 円 (2)移転費等支援事業 ① 実施要綱4の＜要件1＞を満たして事業を実施する場合 ・移転費 1施設当たり 1,484,000 円 ・仮設設置費 1施設当たり 4,697,000 円 ② 実施要綱4の＜要件2＞を満たして事業を実施する場合 ・移転費 1施設当たり 1,484,000 円	認可外保育施設改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費	2/3
都市部における保育所等への賃借料等支援事業	(1)都市部における保育所等への賃借料支援事業 1施設当たり年額 22,000,000 円 (2)保育所設置促進事業 1か所当たり 21,200,000 円	都市部における保育所等への賃借料等支援事業を実施するために必要な賃借料((2)の事業については敷金を除く。)	(1) 10/10 (2) 2/3

認可化移行のための 助言指導・移転費等 支援事業	4. 認可化移行移転費等支援事業 (1) 移転費 1施設当たり 1,484,000 円 (2) 仮設設置費 1施設当たり 4,697,000 円	認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2
民有地マッチング事業	3. コーディネーター配置支援 1か所当たり年額 4,400,000 円	民有地マッチング事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、需用費(会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2
保育利用支援事業	1. 代替保育利用支援 1人当たり 月額 20,000 円 2. 予約制導入に係る体制整備 1か所当たり 年額 2,406,000 円	保育利用支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
3歳児受入れ等連携支援事業	1. 3歳児受入れ連携支援事業 1か所当たり 年額 4,549,000 円	3歳児受入れ等連携支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
医療的ケア児保育支援事業	1. 基本分単価 (1) 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1か所当たり 年額 5,290,000 円 (2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1か所当たり 年額 4,950,000 円 ※ただし、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合は5,290,000 円を、保育士等を複数配置している場合は4,950,000 円を加算する。 (3) 巡回による看護師配置を行った場合(医療的ケア巡回型) 1自治体当たり 年額 5,010,000 円 2. 加算分単価 (1) 研修受講支援加算 1か所当たり 年額 300,000 円 ※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。 (2) 保育補助者配置加算 1か所当たり 年額 2,412,000 円 (3) 医療的ケア児保育支援者配置加算 1自治体当たり 年額 2,412,000 円	医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金、受講料	2/3 (注2) 4/5

		※ただし、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者が担う場合、1自治体当たり年額130,000円を加算する。 (4)ガイドライン策定加算 1自治体当たり 年額 577,000円 (5)検討会等設置加算 1自治体当たり 年額 360,000円 (6)医療的ケア児の備品補助 1か所当たり 年額 100,000円 (7)災害対策備品整備 1か所当たり 年額 100,000円 (8)園外活動移動支援加算 1か所当たり 年額 40,000円 ※(1)研修受講支援加算、(4)ガイドライン策定加算、(5)検討会等設置加算は単独で補助することを可能とする。		
家庭支援推進保育事業	特に配慮が必要な家庭における児童を 40%以上受け入れている保育所等または、市町村が参集する「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する保育所等で特に配慮が必要な家庭にある児童を30%以上受け入れている保育所等で実施する場合 1か所当たり 3,859,000円 ※さらに、上記の保育所等で実施する場合であって、外国人子育て家庭の児童が 20%以上である保育所等が実施する場合、配置する職員に応じて、以下の額とする。 (1)保育士を配置する場合 1か所当たり 7,718,000円 (2)文化・慣習等に精通した保育士以外の職員を配置する場合 1か所当たり 5,351,000円	家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2	
保育所等における要支援児童等対応推進事業	1か所当たり年額 4,567,000円	保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金	2/3	
認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1市町村当たり年額 354,000円	認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	3の(22)の②の場合 1/3 3の(22)の③の場合 1/2	
保育環境改善等事業 (安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。)	(1)基本改善事業 保育所等設置促進等事業、病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業 1施設当たり 7,200,000円 ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業 1施設当たり 100,000円 (2)環境改善事業	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補助及び交付金	3の(23)の①のイの場合 1/3 3の(23)の①のウの場合	

		障害児受入促進事業、分園推進事業、熱中症対策事業、病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業、感染症対策のための改修整備等事業、保育環境向上等事業 1施設当たり 1,029,000 円		場合 1/2
	保育環境改善等事業 (安全対策事業)	(2)環境改善事業 安全対策事業 ア 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入を行う事業 1施設当たり 500,000 円以内 イ ICT を活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業 1施設当たり 200,000 円以内	保育環境改善等事業を実施するために必要な機器等の購入費、リース料、導入費用	2/3
	保育環境改善等事業 (放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)	(2)環境改善事業 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 1施設当たり 39,553,000 円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2
	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費 1回当たり 356,000 円 2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり 年額 4,062,000 円	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料、賃借料、備品購入費	2/3
	新たな待機児童対策提案型事業	1自治体当たり年額 10,000,000 円 ただし、複数の自治体で一の事業を行う場合 1事業当たり年額 10,000,000 円	新たな待機児童対策提案型事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	10/10
	2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業	1か所当たり年額 1,000,000 円	2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	1/2

(注1) 以下の(1)から(3)の要件のいずれかを満たす改修については、補助率を2/3(家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては8/9)とする。ただし、経過措置として、以下の(4)の要件を満たす改修については、この交付要綱(令和7年9月8日改正)に基づく補助に限り、補助率を2/3(家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては8/9)として差し支えない。

(1) 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策」の採択を受けている市町村(財政力指数が1.0未満の市町村であって、改修を行う年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上見込まれる市町村に限る。)が行う、現在定員から20名以上(保育所等以外にかかる改修については10名以上)の増員を図るための改修であること。

(2) 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「人口減少対策」の採択を受けている市町村が行う、施設の統廃合や多機能化に伴う改修であること。

(3) 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「こども誰でも通園制度の実施に向けた整備の支援」の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく乳児等通園支援事業実施事業所改修費等。

(4) 次のア又はイに該当する市町村(財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が行う、保育の受け皿が増加する改修(新設、定員の拡大)であって、原則として、「保育提供体制の確保のための実施計画」上、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において、改修する年度の4月1日時点の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分(「0歳児」、「1, 2歳児」及び「3歳以上児」の3区分)の利用定員総数が増加する改修であること。

ア 待機児童が1人以上見込まれる市区町村(財政支援を受けないことにより待機児童が1人以上見込まれる場合を含む。)

イ 待機児童が見込まれない場合であっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる市区町村

(注2) 医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する自治体については補助率を2/3(間接補助の場合は4/5)とすることができる。

(注3) 間接補助事業者が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県又は指定都市が総事業費の1/10を補助する場合に限る。

保育士宿舎借り上げ支援事業の基準額（一人当たり月額）

NO	自治体	基準額（円）	NO	自治体	基準額（円）	NO	自治体	基準額（円）
1	北海道	50,000	51	青森県	46,000	101	大河原町	57,000
2	札幌市	58,000	52	青森市	49,000	102	柴田町	49,000
3	函館市	47,000	53	弘前市	46,000	103	亘理町	43,000
4	小樽市	48,000	54	八戸市	49,000	104	七ヶ浜町	41,000
5	旭川市	47,000	55	黒石市	49,000	105	利府町	66,000
6	室蘭市	43,000	56	五所川原市	40,000	106	大和町	51,000
7	釧路市	45,000	57	十和田市	47,000	107	加美町	37,000
8	帯広市	49,000	58	三沢市	46,000	108	涌谷町	40,000
9	北見市	43,000	59	むつ市	45,000	109	美里町	42,000
10	夕張市	30,000	60	つがる市	34,000	110	秋田県	47,000
11	岩見沢市	46,000	61	平川市	48,000	111	秋田市	50,000
12	網走市	40,000	62	東北町	48,000	112	能代市	36,000
13	留萌市	37,000	63	おいらせ町	56,000	113	横手市	48,000
14	苫小牧市	45,000	64	五戸町	26,000	114	大館市	48,000
15	樺内市	38,000	65	南部町	23,000	115	男鹿市	36,000
16	美唄市	38,000	66	岩手県	49,000	116	湯沢市	43,000
17	芦別市	31,000	67	盛岡市	53,000	117	鹿角市	39,000
18	江別市	45,000	68	宮古市	40,000	118	由利本荘市	43,000
19	赤平市	24,000	69	大船渡市	39,000	119	湯上市	44,000
20	紋別市	36,000	70	花巻市	47,000	120	大仙市	49,000
21	士別市	38,000	71	北上市	53,000	121	北秋田市	37,000
22	名寄市	48,000	72	久慈市	42,000	122	にかほ市	42,000
23	三笠市	35,000	73	遠野市	38,000	123	仙北市	41,000
24	根室市	37,000	74	一関市	52,000	124	三種町	28,000
25	千歳市	52,000	75	陸前高田市	30,000	125	美郷町	30,000
26	滝川市	43,000	76	釜石市	37,000	126	山形県	51,000
27	砂川市	36,000	77	二戸市	45,000	127	山形市	56,000
28	歌志内市	29,000	78	八幡平市	37,000	128	米沢市	46,000
29	深川市	43,000	79	奥州市	47,000	129	鶴岡市	47,000
30	富良野市	45,000	80	滝沢市	48,000	130	酒田市	48,000
31	登別市	43,000	81	雫石町	31,000	131	新庄市	44,000
32	恵庭市	50,000	82	紫波町	50,000	132	寒河江市	53,000
33	伊達市	47,000	83	矢巾町	58,000	133	上山市	42,000
34	北広島市	50,000	84	金ヶ崎町	48,000	134	村山市	44,000
35	石狩市	48,000	85	洋野町	35,000	135	長井市	49,000
36	北斗市	45,000	86	宮城県	57,000	136	天童市	52,000
37	当別町	37,000	87	仙台市	61,000	137	東根市	53,000
38	七飯町	49,000	88	石巻市	43,000	138	尾花沢市	34,000
39	八雲町	43,000	89	塩竈市	44,000	139	南陽市	48,000
40	俱知安町	46,000	90	気仙沼市	40,000	140	河北町	49,000
41	余市町	41,000	91	白石市	45,000	141	高島町	45,000
42	美幌町	37,000	92	名取市	57,000	142	庄内町	50,000
43	遠軽町	40,000	93	角田市	45,000	143	福島県	49,000
44	白老町	36,000	94	多賀城市	54,000	144	福島市	50,000
45	新ひだか町	42,000	95	岩沼市	52,000	145	会津若松市	45,000
46	音更町	50,000	96	登米市	47,000	146	郡山市	56,000
47	芽室町	38,000	97	栗原市	42,000	147	いわき市	49,000
48	幕別町	45,000	98	東松島市	41,000	148	白河市	48,000
49	釧路町	57,000	99	大崎市	49,000	149	須賀川市	50,000
50	中標津町	49,000	100	富谷市	60,000	150	喜多方市	41,000

（※）掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

保育士宿舎借り上げ支援事業の基準額（一人当たり月額）

NO	自治体	基準額（円）	NO	自治体	基準額（円）	NO	自治体	基準額（円）
151	相馬市	47,000	201	八千代町	48,000	251	秩父市	46,000
152	二本松市	46,000	202	境町	52,000	252	所沢市	69,000
153	田村市	40,000	203	利根町	66,000	253	飯能市	59,000
154	南相馬市	45,000	204	栃木県	52,000	254	加須市	53,000
155	伊達市	48,000	205	宇都宮市	57,000	255	本庄市	50,000
156	本宮市	50,000	206	足利市	46,000	256	東松山市	56,000
157	会津坂下町	41,000	207	栃木市	50,000	257	春日部市	60,000
158	会津美里町	46,000	208	佐野市	47,000	258	狭山市	54,000
159	西郷村	53,000	209	鹿沼市	47,000	259	羽生市	51,000
160	矢吹町	44,000	210	日光市	38,000	260	鴻巣市	55,000
161	三春町	36,000	211	小山市	56,000	261	深谷市	55,000
162	茨城県	53,000	212	真岡市	51,000	262	上尾市	60,000
163	水戸市	54,000	213	大田原市	43,000	263	草加市	71,000
164	日立市	46,000	214	矢板市	43,000	264	越谷市	68,000
165	土浦市	52,000	215	那須塩原市	48,000	265	蕨市	69,000
166	古河市	53,000	216	さくら市	49,000	266	戸田市	75,000
167	石岡市	53,000	217	那須烏山市	40,000	267	入間市	58,000
168	結城市	49,000	218	下野市	54,000	268	朝霞市	75,000
169	龍ヶ崎	49,000	219	上三川町	54,000	269	志木市	73,000
170	下妻市	48,000	220	益子町	50,000	270	和光市	75,000
171	常総市	48,000	221	壬生町	53,000	271	新座市	70,000
172	常陸太田市	46,000	222	野木町	59,000	272	桶川市	62,000
173	高萩市	43,000	223	高根沢町	50,000	273	久喜市	57,000
174	北茨城市	47,000	224	那須町	18,000	274	北本市	57,000
175	笠間市	47,000	225	那珂川町	40,000	275	八潮市	72,000
176	取手市	55,000	226	群馬県	50,000	276	富士見市	68,000
177	牛久市	60,000	227	前橋市	51,000	277	三郷市	66,000
178	つくば市	60,000	228	高崎市	55,000	278	蓮田市	65,000
179	ひたちなか市	55,000	229	桐生市	41,000	279	坂戸市	54,000
180	鹿嶋市	43,000	230	伊勢崎市	51,000	280	幸手市	52,000
181	湖東市	43,000	231	太田市	46,000	281	鶴ヶ島市	61,000
182	守谷市	68,000	232	沼田市	45,000	282	日高市	50,000
183	常陸大宮市	47,000	233	館林市	50,000	283	吉川市	65,000
184	那珂市	57,000	234	渋川市	45,000	284	ふじみ野市	68,000
185	筑西市	47,000	235	藤岡市	47,000	285	白岡市	68,000
186	坂東市	49,000	236	富岡市	44,000	286	伊奈町	64,000
187	稲敷市	44,000	237	安中市	44,000	287	三芳町	72,000
188	かすみがうら市	52,000	238	みどり市	50,000	288	毛呂山町	62,000
189	桜川市	42,000	239	吉岡町	61,000	289	滑川町	53,000
190	神栖市	53,000	240	中之条町	39,000	290	嵐山町	53,000
191	行方市	44,000	241	みなかみ町	59,000	291	小川町	52,000
192	鉾田市	47,000	242	玉村町	59,000	292	川島町	42,000
193	つくばみらい市	64,000	243	大泉町	48,000	293	吉見町	56,000
194	小美玉市	50,000	244	邑楽町	55,000	294	上里町	49,000
195	茨城町	42,000	245	埼玉県	68,000	295	寄居町	46,000
196	大洗町	42,000	246	さいたま市	74,000	296	宮代町	54,000
197	城里町	31,000	247	川越市	64,000	297	杉戸町	52,000
198	東海村	55,000	248	熊谷市	55,000	298	松伏町	66,000
199	大子町	33,000	249	川口市	75,000	299	千葉県	68,000
200	阿見町	47,000	250	行田市	52,000	300	千葉市	65,000

（※）掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

NO	自治体	基準額（円）	NO	自治体	基準額（円）	NO	自治体	基準額（円）
301	銚子市	42,000	351	目黒区	75,000	401	小田原市	61,000
302	市川市	75,000	352	大田区	75,000	402	茅ヶ崎市	73,000
303	船橋市	73,000	353	世田谷区	75,000	403	逗子市	75,000
304	館山市	53,000	354	渋谷区	75,000	404	三浦市	75,000
305	木更津市	57,000	355	中野区	75,000	405	秦野市	55,000
306	松戸市	67,000	356	杉並区	75,000	406	厚木市	62,000
307	野田市	52,000	357	豊島区	75,000	407	大和市	69,000
308	茂原市	54,000	358	北区	75,000	408	伊勢原市	61,000
309	成田市	60,000	359	荒川区	75,000	409	海老名市	74,000
310	佐倉市	60,000	360	板橋区	75,000	410	座間市	61,000
311	東金市	51,000	361	練馬区	75,000	411	南足柄市	53,000
312	旭市	54,000	362	足立区	72,000	412	綾瀬市	65,000
313	習志野市	68,000	363	葛飾区	74,000	413	葉山町	75,000
314	柏市	74,000	364	江戸川区	75,000	414	寒川町	62,000
315	勝浦市	42,000	365	八王子市	64,000	415	大磯町	66,000
316	市原市	55,000	366	立川市	75,000	416	二宮町	53,000
317	流山市	75,000	367	武蔵野市	75,000	417	大井町	58,000
318	八千代市	63,000	368	三鷹市	75,000	418	開成町	63,000
319	我孫子市	61,000	369	青梅市	55,000	419	湯河原町	65,000
320	鴨川市	49,000	370	府中市	75,000	420	愛川町	46,000
321	鎌ヶ谷市	67,000	371	昭島市	63,000	421	新潟県	52,000
322	君津市	43,000	372	調布市	75,000	422	新潟市	54,000
323	富津市	52,000	373	町田市	66,000	423	長岡市	54,000
324	浦安市	75,000	374	小金井市	75,000	424	三条市	54,000
325	四街道市	60,000	375	小平市	67,000	425	柏崎市	47,000
326	袖ヶ浦市	59,000	376	日野市	68,000	426	新発田市	52,000
327	八街市	51,000	377	東村山市	64,000	427	小千谷市	47,000
328	印西市	73,000	378	国分寺市	75,000	428	加茂市	37,000
329	白井市	73,000	379	国立市	71,000	429	十日町市	46,000
330	富里市	59,000	380	福生市	56,000	430	見附市	44,000
331	南房総市	49,000	381	狛江市	72,000	431	村上市	40,000
332	匝瑳市	47,000	382	東大和市	55,000	432	蕨市	52,000
333	香取市	54,000	383	清瀬市	56,000	433	糸魚川市	47,000
334	山武市	53,000	384	東久留米市	69,000	434	妙高市	45,000
335	いすみ市	49,000	385	武蔵村山市	51,000	435	五泉市	39,000
336	大網白里市	61,000	386	多摩市	62,000	436	上越市	52,000
337	酒々井町	49,000	387	稲城市	75,000	437	阿賀野市	52,000
338	栄町	58,000	388	羽村市	63,000	438	佐渡市	41,000
339	横芝光町	54,000	389	あきる野市	63,000	439	魚沼市	44,000
340	東京都	75,000	390	西東京市	75,000	440	南魚沼市	47,000
341	特別区部	75,000	391	瑞穂町	55,000	441	胎内市	43,000
342	千代田区	75,000	392	日の出町	61,000	442	富山県	51,000
343	中央区	75,000	393	神奈川県	75,000	443	富山市	52,000
344	港区	75,000	394	横浜市	75,000	444	高岡市	51,000
345	新宿区	75,000	395	川崎市	75,000	445	魚津市	51,000
346	文京区	75,000	396	相模原市	67,000	446	氷見市	44,000
347	台東区	75,000	397	横須賀市	60,000	447	滑川市	48,000
348	墨田区	75,000	398	平塚市	62,000	448	黒部市	50,000
349	江東区	75,000	399	鎌倉市	75,000	449	砺波市	56,000
350	品川区	75,000	400	藤沢市	75,000	450	小矢部市	42,000

（※）掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

NO	自治体	基準額（円）	NO	自治体	基準額（円）	NO	自治体	基準額（円）
451	南砺市	40,000	501	長野県	52,000	551	養老町	45,000
452	射水市	49,000	502	長野市	54,000	552	垂井町	43,000
453	上市町	40,000	503	松本市	58,000	553	神戸町	46,000
454	立山町	51,000	504	上田市	50,000	554	揖斐川町	38,000
455	入善町	42,000	505	岡谷市	54,000	555	大野町	52,000
456	石川県	52,000	506	飯田市	49,000	556	池田町	41,000
457	金沢市	53,000	507	諏訪市	47,000	557	北方町	50,000
458	七尾市	53,000	508	須坂市	49,000	558	御嵩町	41,000
459	小松市	53,000	509	小諸市	47,000	559	静岡県	57,000
460	輪島市	39,000	510	伊那市	47,000	560	静岡市	61,000
461	珠洲市	44,000	511	駒ヶ根市	43,000	561	浜松市	58,000
462	加賀市	44,000	512	中野市	49,000	562	沼津市	57,000
463	羽咋市	49,000	513	大町市	39,000	563	熱海市	61,000
464	かほく市	51,000	514	飯山市	38,000	564	三島市	61,000
465	白山市	51,000	515	茅野市	52,000	565	富士宮市	47,000
466	能美市	35,000	516	塩尻市	54,000	566	伊東市	57,000
467	野々市市	53,000	517	佐久市	53,000	567	島田市	54,000
468	津幡町	50,000	518	千曲市	48,000	568	富士市	53,000
469	内灘町	55,000	519	東御市	48,000	569	磐田市	54,000
470	志賀町	36,000	520	安曇野市	51,000	570	焼津市	55,000
471	中能登町	50,000	521	軽井沢町	61,000	571	掛川市	52,000
472	能登町	32,000	522	御代田町	57,000	572	藤枝市	57,000
473	福井県	53,000	523	下諏訪町	49,000	573	御殿場市	58,000
474	福井市	55,000	524	辰野町	34,000	574	袋井市	52,000
475	敦賀市	52,000	525	箕輪町	51,000	575	下田市	53,000
476	小浜市	48,000	526	南箕輪村	52,000	576	裾野市	55,000
477	大野市	35,000	527	岐阜県	52,000	577	湖西市	54,000
478	勝山市	48,000	528	岐阜市	53,000	578	伊豆市	46,000
479	鯖江市	58,000	529	大垣市	54,000	579	御前崎市	54,000
480	あわら市	47,000	530	高山市	53,000	580	菊川市	54,000
481	越前市	49,000	531	多治見市	56,000	581	伊豆の国市	53,000
482	坂井市	48,000	532	関市	45,000	582	牧之原市	47,000
483	永平寺町	55,000	533	中津川市	46,000	583	函南町	62,000
484	越前町	33,000	534	美濃市	45,000	584	清水町	61,000
485	山梨県	51,000	535	瑞浪市	53,000	585	長泉町	75,000
486	甲府市	52,000	536	羽島市	53,000	586	小山町	36,000
487	富士吉田市	50,000	537	恵那市	42,000	587	吉田町	49,000
488	都留市	50,000	538	美濃加茂市	46,000	588	森町	56,000
489	山梨市	46,000	539	土岐市	49,000	589	愛知県	61,000
490	大月市	40,000	540	各務原市	54,000	590	名古屋市	65,000
491	蕨崎市	51,000	541	可児市	57,000	591	豊橋市	54,000
492	南アルプス市	48,000	542	山県市	39,000	592	岡崎市	59,000
493	北杜市	44,000	543	瑞穂市	54,000	593	一宮市	55,000
494	甲斐市	56,000	544	飛騨市	40,000	594	瀬戸市	48,000
495	笛吹市	55,000	545	本巣市	46,000	595	半田市	56,000
496	上野原市	44,000	546	郡上市	38,000	596	春日井市	61,000
497	甲州市	50,000	547	下呂市	34,000	597	豊川市	52,000
498	中央市	53,000	548	海津市	43,000	598	津島市	50,000
499	昭和町	56,000	549	岐南町	55,000	599	碧南市	56,000
500	富士河口湖町	50,000	550	笠松町	56,000	600	刈谷市	60,000

（※）掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

NO	自治体	基準額（円）	NO	自治体	基準額（円）	NO	自治体	基準額（円）
601	豊田市	58,000	651	熊野市	32,000	701	池田市	70,000
602	安城市	62,000	652	いなべ市	52,000	702	吹田市	74,000
603	西尾市	54,000	653	志摩市	42,000	703	泉大津市	57,000
604	蒲郡市	54,000	654	伊賀市	48,000	704	高槻市	66,000
605	犬山市	57,000	655	東員町	61,000	705	貝塚市	47,000
606	常滑市	51,000	656	菟野町	60,000	706	守口市	59,000
607	江南市	50,000	657	川越町	63,000	707	枚方市	58,000
608	小牧市	57,000	658	明和町	44,000	708	茨木市	74,000
609	稲沢市	56,000	659	玉城町	52,000	709	八尾市	62,000
610	新城市	46,000	660	滋賀県	57,000	710	泉佐野市	55,000
611	東海市	59,000	661	大津市	58,000	711	富田林市	51,000
612	大府市	61,000	662	彦根市	54,000	712	寝屋川市	58,000
613	知多市	54,000	663	長浜市	54,000	713	河内長野市	54,000
614	知立市	60,000	664	近江八幡市	56,000	714	松原市	58,000
615	尾張旭市	62,000	665	草津市	60,000	715	大東市	57,000
616	高浜市	49,000	666	守山市	61,000	716	和泉市	54,000
617	岩倉市	60,000	667	栗東市	62,000	717	箕面市	69,000
618	豊明市	61,000	668	甲賀市	50,000	718	柏原市	58,000
619	日進市	67,000	669	野洲市	60,000	719	羽曳野市	55,000
620	田原市	49,000	670	湖南市	54,000	720	門真市	52,000
621	愛西市	57,000	671	高島市	46,000	721	摂津市	61,000
622	清須市	63,000	672	東近江市	52,000	722	高石市	60,000
623	北名古屋市	61,000	673	米原市	60,000	723	藤井寺市	62,000
624	弥富市	62,000	674	日野町	47,000	724	東大阪市	61,000
625	みよし市	58,000	675	愛荘町	51,000	725	泉南市	48,000
626	あま市	57,000	676	京都府	64,000	726	四條畷市	63,000
627	長久手市	64,000	677	京都市	67,000	727	交野市	56,000
628	東郷町	68,000	678	福知山市	50,000	728	大阪狭山市	58,000
629	豊山町	61,000	679	舞鶴市	47,000	729	阪南市	45,000
630	大口町	45,000	680	綾部市	52,000	730	島本町	59,000
631	扶桑町	59,000	681	宇治市	57,000	731	豊能町	58,000
632	大治町	56,000	682	宮津市	38,000	732	忠岡町	53,000
633	蟹江町	67,000	683	亀岡市	54,000	733	熊取町	54,000
634	阿久比町	58,000	684	城陽市	62,000	734	河南町	50,000
635	東浦町	54,000	685	向日市	66,000	735	兵庫県	64,000
636	南知多町	40,000	686	長岡京市	70,000	736	神戸市	64,000
637	美浜町	37,000	687	八幡市	55,000	737	姫路市	55,000
638	武豊町	52,000	688	京田辺市	55,000	738	尼崎市	63,000
639	幸田町	60,000	689	京丹後市	46,000	739	明石市	74,000
640	三重県	54,000	690	南丹市	48,000	740	西宮市	75,000
641	津市	50,000	691	木津川市	66,000	741	洲本市	52,000
642	四日市市	59,000	692	大山崎町	67,000	742	芦屋市	75,000
643	伊勢市	52,000	693	久御山町	57,000	743	伊丹市	69,000
644	松阪市	51,000	694	精華町	72,000	744	相生市	51,000
645	桑名市	58,000	695	与謝野町	41,000	745	豊岡市	58,000
646	鈴鹿市	55,000	696	大阪府	66,000	746	加古川市	54,000
647	名張市	56,000	697	大阪市	69,000	747	赤穂市	51,000
648	尾鷲市	36,000	698	堺市	58,000	748	西脇市	44,000
649	亀山市	46,000	699	岸和田市	53,000	749	宝塚市	72,000
650	鳥羽市	27,000	700	豊中市	75,000	750	三木市	54,000

（※）掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

NO	自治体	基準額（円）	NO	自治体	基準額（円）	NO	自治体	基準額（円）
751	高砂市	45,000	801	田辺市	44,000	851	三次市	48,000
752	川西市	62,000	802	新宮市	39,000	852	庄原市	43,000
753	小野市	47,000	803	紀の川市	45,000	853	大竹市	43,000
754	三田市	63,000	804	岩出市	54,000	854	東広島市	53,000
755	加西市	46,000	805	かつらぎ町	34,000	855	廿日市市	54,000
756	丹波篠山市	50,000	806	有田川町	50,000	856	安芸高田市	47,000
757	養父市	32,000	807	白浜町	50,000	857	江田島市	38,000
758	丹波市	52,000	808	上宮田町	47,000	858	府中町	68,000
759	南あわじ市	56,000	809	鳥取県	49,000	859	海田町	59,000
760	朝来市	45,000	810	鳥取市	49,000	860	熊野町	48,000
761	淡路市	48,000	811	米子市	51,000	861	北広島町	39,000
762	穴穂市	50,000	812	倉吉市	47,000	862	世羅町	41,000
763	加東市	54,000	813	境港市	41,000	863	山口県	47,000
764	たつの市	50,000	814	八頭町	36,000	864	下関市	47,000
765	猪名川町	69,000	815	湯梨浜町	46,000	865	宇部市	47,000
766	多可町	32,000	816	琴浦町	33,000	866	山口市	49,000
767	稲美町	57,000	817	大山町	36,000	867	萩市	41,000
768	播磨町	59,000	818	島根県	48,000	868	防府市	48,000
769	福崎町	50,000	819	松江市	51,000	869	下松市	50,000
770	太子町	58,000	820	浜田市	42,000	870	岩国市	51,000
771	佐用町	35,000	821	出雲市	52,000	871	光市	45,000
772	香美町	46,000	822	益田市	40,000	872	長門市	43,000
773	奈良県	59,000	823	大田市	44,000	873	柳井市	43,000
774	奈良市	69,000	824	安来市	41,000	874	美祿市	38,000
775	大和高田市	50,000	825	江津市	46,000	875	周南市	46,000
776	大和郡山市	51,000	826	雲南市	38,000	876	山陽小野田市	46,000
777	天理市	47,000	827	岡山県	54,000	877	徳島県	49,000
778	橿原市	58,000	828	岡山市	57,000	878	徳島市	53,000
779	桜井市	50,000	829	倉敷市	54,000	879	鳴門市	41,000
780	五條市	37,000	830	津山市	47,000	880	小松島市	46,000
781	御所市	34,000	831	玉野市	41,000	881	阿南市	48,000
782	生駒市	66,000	832	笠岡市	41,000	882	吉野川市	44,000
783	香芝市	65,000	833	井原市	41,000	883	阿波市	34,000
784	葛城市	60,000	834	総社市	53,000	884	美馬市	37,000
785	宇陀市	36,000	835	高梁市	38,000	885	三好市	33,000
786	平群町	56,000	836	新見市	43,000	886	石井町	49,000
787	三郷町	40,000	837	備前市	37,000	887	北島町	56,000
788	斑鳩町	55,000	838	瀬戸内市	52,000	888	藍住町	55,000
789	田原本町	61,000	839	赤磐市	41,000	889	香川県	51,000
790	上牧町	45,000	840	真庭市	45,000	890	高松市	55,000
791	王寺町	51,000	841	美作市	42,000	891	丸亀市	49,000
792	広陵町	59,000	842	浅口市	56,000	892	坂出市	46,000
793	河合町	49,000	843	広島県	57,000	893	善通寺市	43,000
794	大淀町	33,000	844	広島市	61,000	894	観音寺市	48,000
795	和歌山県	48,000	845	呉市	51,000	895	さぬき市	36,000
796	和歌山市	53,000	846	竹原市	41,000	896	東かがわ市	47,000
797	海南市	45,000	847	三原市	45,000	897	三豊市	45,000
798	橋本市	47,000	848	尾道市	45,000	898	三木町	46,000
799	有田市	40,000	849	福山市	55,000	899	宇多津町	53,000
800	御坊市	44,000	850	府中市	49,000	900	綾川町	50,000

（※）掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

NO	自治体	基準額（円）	NO	自治体	基準額（円）	NO	自治体	基準額（円）
901	多度津町	45,000	951	大野城市	64,000	1,001	諫早市	47,000
902	まんのう町	37,000	952	宗像市	49,000	1,002	大村市	50,000
903	愛媛県	47,000	953	太宰府市	58,000	1,003	平戸市	37,000
904	松山市	51,000	954	古賀市	50,000	1,004	松浦市	32,000
905	今治市	46,000	955	福津市	63,000	1,005	対馬市	38,000
906	宇和島市	42,000	956	うきは市	43,000	1,006	苓崎市	29,000
907	八幡浜市	34,000	957	宮若市	42,000	1,007	五島市	42,000
908	新居浜市	48,000	958	嘉麻市	26,000	1,008	西海市	26,000
909	西条市	47,000	959	朝倉市	44,000	1,009	雲仙市	39,000
910	大洲市	43,000	960	みやま市	51,000	1,010	南島原市	33,000
911	伊予市	42,000	961	糸島市	59,000	1,011	長与町	58,000
912	四国中央市	37,000	962	那珂川市	58,000	1,012	時津町	62,000
913	西予市	40,000	963	宇美町	50,000	1,013	新上五島町	26,000
914	東温市	47,000	964	篠栗町	62,000	1,014	熊本県	50,000
915	松前町	39,000	965	志免町	62,000	1,015	熊本市	53,000
916	砥部町	39,000	966	須恵町	56,000	1,016	八代市	48,000
917	内子町	40,000	967	新宮町	63,000	1,017	人吉市	43,000
918	愛南町	34,000	968	柏屋町	66,000	1,018	荒尾市	43,000
919	高知県	48,000	969	水巻町	42,000	1,019	水俣市	35,000
920	高知市	51,000	970	岡垣町	46,000	1,020	玉名市	44,000
921	室戸市	24,000	971	遠賀町	45,000	1,021	山鹿市	38,000
922	安芸市	42,000	972	鞍手町	31,000	1,022	菊池市	42,000
923	南国市	49,000	973	筑前町	52,000	1,023	宇土市	48,000
924	土佐市	43,000	974	大刀洗町	52,000	1,024	上天草市	35,000
925	須崎市	37,000	975	広川町	52,000	1,025	宇城市	45,000
926	宿毛市	42,000	976	川崎町	23,000	1,026	阿蘇市	37,000
927	土佐清水市	25,000	977	福智町	32,000	1,027	天草市	41,000
928	四万十市	44,000	978	海田町	47,000	1,028	合志市	55,000
929	香南市	47,000	979	みやこ町	28,000	1,029	長洲町	39,000
930	香美市	45,000	980	築上町	39,000	1,030	大津町	48,000
931	いの町	48,000	981	佐賀県	50,000	1,031	菊陽町	56,000
932	四万十町	39,000	982	佐賀市	52,000	1,032	御船町	47,000
933	福岡県	56,000	983	唐津市	46,000	1,033	益城町	47,000
934	北九州市	50,000	984	鳥栖市	54,000	1,034	芦北町	30,000
935	福岡市	62,000	985	多久市	40,000	1,035	大分県	47,000
936	大牟田市	40,000	986	伊万里市	43,000	1,036	大分市	50,000
937	久留米市	52,000	987	武雄市	51,000	1,037	別府市	44,000
938	直方市	43,000	988	鹿島市	44,000	1,038	中津市	49,000
939	飯塚市	49,000	989	小城市	51,000	1,039	日田市	45,000
940	田川市	38,000	990	糟野市	47,000	1,040	佐伯市	41,000
941	柳川市	49,000	991	神埼市	47,000	1,041	臼杵市	43,000
942	八女市	49,000	992	吉野ヶ里町	43,000	1,042	津久見市	31,000
943	筑後市	52,000	993	基山町	51,000	1,043	竹田市	37,000
944	大川市	47,000	994	みやき町	48,000	1,044	豊後高田市	41,000
945	行橋市	46,000	995	有田町	45,000	1,045	杵築市	38,000
946	豊前市	45,000	996	白石町	49,000	1,046	宇佐市	42,000
947	中間市	49,000	997	長崎県	48,000	1,047	豊後大野市	38,000
948	小都市	51,000	998	長崎市	50,000	1,048	由布市	49,000
949	筑紫野市	60,000	999	佐世保市	51,000	1,049	国東市	31,000
950	春日市	60,000	1,000	島原市	44,000	1,050	日出町	57,000

（※）掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

保育士宿舎借り上げ支援事業の基準額（一人当たり月額）

NO	自治体	基準額（円）	NO	自治体	基準額（円）
1,051	宮崎県	46,000	1,101	北谷町	70,000
1,052	宮崎市	50,000	1,102	北中城村	68,000
1,053	都城市	45,000	1,103	中城村	58,000
1,054	延岡市	44,000	1,104	西原町	50,000
1,055	日南市	39,000	1,105	与那原町	58,000
1,056	小林市	41,000	1,106	南風原町	58,000
1,057	日向市	42,000	1,107	八重瀬町	56,000
1,058	串間市	37,000			
1,059	西都市	37,000			
1,060	えびの市	34,000			
1,061	三股町	44,000			
1,062	国富町	34,000			
1,063	高鍋町	44,000			
1,064	新富町	38,000			
1,065	川南町	36,000			
1,066	門川町	35,000			
1,067	鹿児島県	45,000			
1,068	鹿児島市	52,000			
1,069	鹿屋市	40,000			
1,070	枕崎市	36,000			
1,071	阿久根市	36,000			
1,072	出水市	38,000			
1,073	指宿市	37,000			
1,074	西之表市	41,000			
1,075	垂水市	40,000			
1,076	薩摩川内市	35,000			
1,077	日置市	41,000			
1,078	曾於市	36,000			
1,079	霧島市	37,000			
1,080	いちき串木野市	39,000			
1,081	南さつま市	43,000			
1,082	志布志市	40,000			
1,083	奄美市	38,000			
1,084	南九州市	35,000			
1,085	伊佐市	36,000			
1,086	姶良市	45,000			
1,087	さつま町	29,000			
1,088	沖縄県	55,000			
1,089	那覇市	58,000			
1,090	宜野湾市	56,000			
1,091	石垣市	55,000			
1,092	浦添市	56,000			
1,093	名護市	47,000			
1,094	糸満市	49,000			
1,095	沖縄市	54,000			
1,096	豊見城市	55,000			
1,097	うるま市	49,000			
1,098	宮古島市	50,000			
1,099	南城市	52,000			
1,100	読谷村	59,000			

（※）掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

保育士宿舍借り上げ支援事業の基準額（一人当たり月額）

NO	自治体	基準額 (円)	NO	自治体	基準額 (円)	NO	自治体	基準額 (円)
1	北海道	48,000	64	藤崎町	38,000	127	にかほ市	39,000
2	札幌市	55,000	65	七戸町	43,000	128	仙北市	38,000
3	函館市	48,000	66	東北町	32,000	129	三穂町	45,000
4	小樽市	41,000	67	おいらせ町	55,000	130	美郷町	28,000
5	旭川市	48,000	68	五戸町	32,000	131	羽後町	31,000
6	室蘭市	40,000	69	南郷町	31,000	132	山形県	49,000
7	釧路市	43,000	70	岩手県	47,000	133	山形市	52,000
8	帯広市	48,000	71	盛岡市	52,000	134	米沢市	47,000
9	北見市	41,000	72	宮古市	37,000	135	鶴岡市	47,000
10	夕張市	28,000	73	大船渡市	33,000	136	通田市	44,000
11	岩見沢市	48,000	74	花巻市	42,000	137	新庄市	45,000
12	網走市	39,000	75	北上市	48,000	138	寒河江市	53,000
13	留萌市	39,000	76	久慈市	40,000	139	上山市	43,000
14	苫小牧市	41,000	77	遠野市	35,000	140	村山市	42,000
15	稚内市	41,000	78	一関市	52,000	141	長井市	46,000
16	美瑛市	37,000	79	陸前高田市	31,000	142	天童市	49,000
17	井別町	33,000	80	釜石市	37,000	143	東根市	52,000
18	江別市	44,000	81	二戸市	42,000	144	尾花沢市	38,000
19	赤平市	22,000	82	八幡平市	43,000	145	南陽市	47,000
20	紋別市	38,000	83	奥州市	48,000	146	河北町	38,000
21	士別市	33,000	84	滝沢市	51,000	147	高島町	55,000
22	名寄市	44,000	85	平石町	39,000	148	川西町	43,000
23	三笠市	25,000	86	紫波町	47,000	149	庄内町	37,000
24	根室市	35,000	87	矢巾町	53,000	150	福島県	48,000
25	千歳市	49,000	88	金ヶ崎町	63,000	151	福島市	50,000
26	滝川市	44,000	89	山田町	40,000	152	会津若松市	44,000
27	砂川市	38,000	90	洋野町	30,000	153	郡山市	53,000
28	紋市内市	24,000	91	宮城県	55,000	154	いわき市	46,000
29	深川市	39,000	92	仙台市	59,000	155	白河市	46,000
30	富良野市	43,000	93	石巻市	40,000	156	浪江川市	53,000
31	登別市	41,000	94	塩竈市	45,000	157	喜多方市	42,000
32	恵庭市	49,000	95	気仙沼市	32,000	158	相馬市	44,000
33	伊達市	48,000	96	白石市	46,000	159	二本松市	42,000
34	北広島市	47,000	97	名取市	55,000	160	田村市	42,000
35	石狩市	49,000	98	角田市	48,000	161	南相馬市	43,000
36	北斗市	46,000	99	多賀城市	51,000	162	伊達市	48,000
37	当別町	36,000	100	岩沼市	52,000	163	本宮市	49,000
38	七飯町	47,000	101	登米市	47,000	164	南会津町	38,000
39	森町	41,000	102	栗原市	43,000	165	猪苗代町	38,000
40	八雲町	41,000	103	東松島市	42,000	166	会津坂下町	38,000
41	倶知安町	52,000	104	大崎市	52,000	167	会津美里町	32,000
42	余市町	46,000	105	富谷市	60,000	168	西郷村	45,000
43	美幌町	36,000	106	大河原町	54,000	169	矢吹町	48,000
44	遠軽町	33,000	107	栗田町	49,000	170	石川町	35,000
45	白老町	29,000	108	豆狸町	46,000	171	三春町	46,000
46	新ひだか町	38,000	109	セツ浜町	45,000	172	茨城県	51,000
47	音更町	47,000	110	利府町	59,000	173	水戸市	52,000
48	芽室町	44,000	111	大和町	50,000	174	日立市	46,000
49	幕別町	41,000	112	加美町	38,000	175	土浦市	49,000
50	釧路町	50,000	113	涌谷町	33,000	176	古河市	53,000
51	別海町	39,000	114	美里町	43,000	177	石岡市	50,000
52	中標津町	46,000	115	秋田県	45,000	178	結城市	52,000
53	青森県	45,000	116	秋田市	48,000	179	龍ヶ崎町	46,000
54	青森市	48,000	117	能代市	35,000	180	下妻市	45,000
55	弘前市	47,000	118	横手市	45,000	181	常総市	49,000
56	八戸市	45,000	119	大館市	42,000	182	常陸太田市	48,000
57	黒石市	38,000	120	男鹿市	28,000	183	高萩市	43,000
58	五所川原市	36,000	121	湯沢市	43,000	184	北茨城市	42,000
59	十和田市	47,000	122	鹿角市	36,000	185	笠間市	46,000
60	三沢市	50,000	123	由利本荘市	43,000	186	取手市	52,000
61	七つ市	45,000	124	湯上町	41,000	187	牛久市	59,000
62	つがる市	35,000	125	大仙市	48,000	188	つくば市	58,000
63	平川市	44,000	126	北秋田市	40,000	189	ひたちなか市	53,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

別紙 2

№	自治体	基準額 (円)	№	自治体	基準額 (円)	№	自治体	基準額 (円)
190	鹿嶋市	49,000	258	埼玉県	66,000	326	習志野市	67,000
191	潮来市	48,000	259	さいたま市	72,000	327	柏市	72,000
192	守谷市	66,000	260	川越市	61,000	328	勝浦市	39,000
193	常陸大宮市	44,000	261	熊谷市	54,000	329	市原市	56,000
194	那珂市	58,000	262	川口市	75,000	330	流山市	67,000
195	筑西市	45,000	263	行田市	49,000	331	八千代市	64,000
196	坂東市	54,000	264	秩父市	41,000	332	秩父市	60,000
197	稲敷市	44,000	265	所沢市	67,000	333	鶴川市	56,000
198	かすみがうら市	51,000	266	飯能市	57,000	334	鎌ヶ谷市	62,000
199	板川市	43,000	267	加須市	48,000	335	君津市	49,000
200	神栖市	50,000	268	本庄市	47,000	336	富津市	44,000
201	行方市	45,000	269	東松山市	53,000	337	浦安市	80,000
202	群山市	47,000	270	春日部市	59,000	338	四街道市	58,000
203	つくばみらい市	62,000	271	狭山市	58,000	339	梅ヶ浦市	57,000
204	小美玉市	45,000	272	羽生市	53,000	340	八街市	49,000
205	茨城町	47,000	273	鴻巣市	54,000	341	印西市	74,000
206	大洗町	41,000	274	深谷市	54,000	342	白井市	68,000
207	城里町	32,000	275	上尾市	60,000	343	富里市	57,000
208	東海村	55,000	276	草加市	65,000	344	南房総市	45,000
209	大子町	49,000	277	越谷市	69,000	345	匝瑺市	47,000
210	美浦村	23,000	278	蕨市	75,000	346	香取市	53,000
211	阿見町	38,000	279	戸田市	79,000	347	山武市	48,000
212	八千代町	46,000	280	入間市	60,000	348	いすみ市	52,000
213	境町	47,000	281	朝霞市	76,000	349	大網白里市	55,000
214	利根町	60,000	282	志木市	73,000	350	酒々井町	48,000
215	栃木県	51,000	283	和光市	79,000	351	栄町	56,000
216	宇都宮市	55,000	284	新座市	70,000	352	九十九里町	49,000
217	足利市	48,000	285	横川市	66,000	353	横芝光町	34,000
218	栃木市	49,000	286	久喜市	53,000	354	東京都	82,000
219	佐野市	49,000	287	北本市	54,000	355	千代田区	82,000
220	鹿沼市	48,000	288	八潮市	69,000	356	中央区	82,000
221	日光市	40,000	289	富士見市	72,000	357	港区	82,000
222	小山市	54,000	290	三郷市	65,000	358	新宿区	82,000
223	真岡市	51,000	291	蓮田市	65,000	359	文京区	82,000
224	大田原市	44,000	292	坂戸市	54,000	360	台東区	82,000
225	矢板市	39,000	293	幸手市	47,000	361	墨田区	82,000
226	那須塩原市	47,000	294	鶴ヶ島市	61,000	362	江東区	82,000
227	さくら市	46,000	295	日高市	51,000	363	品川区	82,000
228	那須烏山市	41,000	296	古川市	65,000	364	目黒区	82,000
229	下野市	47,000	297	ふじみ野市	68,000	365	大田区	82,000
230	上三川町	57,000	298	白岡市	70,000	366	世田谷区	82,000
231	益子町	55,000	299	伊勢町	61,000	367	渋谷区	82,000
232	芳賀町	42,000	300	三芳町	59,000	368	中野区	82,000
233	壬生町	53,000	301	毛呂山町	46,000	369	杉並区	82,000
234	野木町	54,000	302	澁川町	60,000	370	豊島区	82,000
235	高根沢町	54,000	303	蕨山町	51,000	371	北区	80,000
236	那須町	55,000	304	小川町	49,000	372	荒川区	82,000
237	那珂川町	30,000	305	川島町	48,000	373	板橋区	77,000
238	群馬県	49,000	306	古見町	62,000	374	練馬区	82,000
239	前橋市	50,000	307	上里町	47,000	375	足立区	71,000
240	高崎市	52,000	308	寄居町	49,000	376	葛飾区	72,000
241	桐生市	40,000	309	宮代町	51,000	377	江戸川区	82,000
242	伊勢崎市	53,000	310	杉戸町	52,000	378	八王子市	61,000
243	太田市	47,000	311	松伏町	56,000	379	立川市	63,000
244	沼田市	46,000	312	千代田	65,000	380	武蔵野市	82,000
245	館林市	48,000	313	千葉市	63,000	381	三鷹市	82,000
246	渋川市	43,000	314	網子市	43,000	382	青梅市	59,000
247	藤岡市	46,000	315	市川市	75,000	383	府中市	74,000
248	富岡市	43,000	316	船橋市	69,000	384	昭島市	62,000
249	安中市	39,000	317	館山市	49,000	385	調布市	82,000
250	みどり市	45,000	318	木更津市	56,000	386	町田市	64,000
251	古岡町	57,000	319	松戸市	64,000	387	小金井市	77,000
252	中之条町	35,000	320	野田市	56,000	388	小平市	63,000
253	みなかみ町	23,000	321	茂原市	50,000	389	日野市	66,000
254	玉村町	50,000	322	成田市	56,000	390	東村山市	64,000
255	板倉町	44,000	323	佐倉市	62,000	391	国分寺市	74,000
256	大泉町	48,000	324	東金市	52,000	392	国立市	77,000
257	邑楽町	50,000	325	旭市	44,000	393	福生市	58,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の高額を国庫補助基準額とする。

別紙 2

N0	自治体	基準額 (円)
394	泊江市	70,000
395	東大和市	58,000
396	清瀬市	59,000
397	東久留米市	66,000
398	武蔵村山市	49,000
399	多摩市	65,000
400	稲城市	73,000
401	羽村市	69,000
402	あきる野市	64,000
403	西東京市	76,000
404	瑞穂町	46,000
405	日の出町	62,000
406	神奈川県	76,000
407	横浜市	79,000
408	川崎市	82,000
409	相模原市	66,000
410	横浜質市	58,000
411	平塚市	62,000
412	鎌倉市	82,000
413	藤沢市	77,000
414	小田原市	61,000
415	茅ヶ崎市	73,000
416	逗子市	81,000
417	三浦市	79,000
418	東野市	55,000
419	厚木市	62,000
420	大和市	69,000
421	伊勢原市	58,000
422	海老名市	70,000
423	座間市	61,000
424	南足柄市	60,000
425	綾瀬市	62,000
426	葉山町	82,000
427	寒川町	54,000
428	大磯町	75,000
429	二宮町	58,000
430	大井町	61,000
431	開成町	66,000
432	清川原町	58,000
433	登川町	52,000
434	新潟県	51,000
435	新潟市	53,000
436	長岡市	54,000
437	三条市	52,000
438	柏崎市	45,000
439	新発田市	48,000
440	小千谷市	44,000
441	加茂市	37,000
442	十日町市	49,000
443	見附市	52,000
444	村上市	47,000
445	燕市	51,000
446	糸魚川市	51,000
447	妙高市	50,000
448	五泉市	43,000
449	上越市	51,000
450	阿賀野市	42,000
451	佐渡市	39,000
452	魚沼市	40,000
453	南魚沼市	46,000
454	胎内市	40,000
455	富山県	49,000
456	富山市	51,000
457	高岡市	48,000
458	魚津市	54,000
459	氷見市	43,000
460	滑川市	42,000
461	富田市	37,000

N0	自治体	基準額 (円)
462	砺波市	52,000
463	小矢部市	48,000
464	南砺市	45,000
465	射水市	47,000
466	上市町	41,000
467	立山町	50,000
468	入善町	45,000
469	石川県	52,000
470	金沢市	54,000
471	七尾市	44,000
472	小松市	53,000
473	輪島市	33,000
474	珠洲市	22,000
475	加賀市	41,000
476	羽咋市	47,000
477	かほく市	51,000
478	白山市	49,000
479	能美市	45,000
480	野々市市	53,000
481	津幡町	53,000
482	内灘町	57,000
483	志賀町	32,000
484	中能登町	33,000
485	能登町	39,000
486	福井県	49,000
487	福井市	51,000
488	敦賀市	47,000
489	小浜市	47,000
490	大野市	46,000
491	勝山市	34,000
492	鯖江市	53,000
493	あわら市	40,000
494	越前市	49,000
495	坂井市	46,000
496	永平寺町	54,000
497	越前町	43,000
498	菅沼町	42,000
499	山梨県	49,000
500	甲府市	50,000
501	富士吉田市	42,000
502	都留市	45,000
503	山梨市	44,000
504	大月市	42,000
505	墨崎町	48,000
506	南アルプス市	54,000
507	北杜市	38,000
508	甲斐市	54,000
509	富岡市	56,000
510	上野原市	46,000
511	甲州市	46,000
512	中央市	56,000
513	市川三郷町	30,000
514	富士川町	32,000
515	昭和町	55,000
516	富士河口湖町	44,000
517	長野県	49,000
518	長野市	51,000
519	松本市	52,000
520	上田市	47,000
521	岡谷市	51,000
522	諏訪市	49,000
523	諏訪町	56,000
524	須坂市	47,000
525	小諸市	40,000
526	伊那市	45,000
527	駒ヶ根市	45,000
528	中野市	47,000
529	大町市	36,000

N0	自治体	基準額 (円)
530	飯山市	40,000
531	茅野市	49,000
532	塩尻市	54,000
533	佐久市	49,000
534	千曲市	49,000
535	重信市	49,000
536	安曇野市	53,000
537	軽井沢町	59,000
538	御代田町	55,000
539	下諏訪町	53,000
540	辰野町	43,000
541	箕輪町	51,000
542	南箕輪村	42,000
543	岐阜県	51,000
544	岐阜市	52,000
545	大垣市	52,000
546	高山市	52,000
547	多治見市	54,000
548	関市	47,000
549	中津川市	49,000
550	美濃市	43,000
551	増濃市	49,000
552	羽島市	51,000
553	恵那市	42,000
554	美濃加茂市	51,000
555	土岐市	45,000
556	各務原市	50,000
557	可児市	54,000
558	山県市	38,000
559	増穂町	56,000
560	飛騨市	49,000
561	本巣市	48,000
562	郡上市	37,000
563	下呂市	37,000
564	海津市	43,000
565	岐阜南町	59,000
566	佐々木町	56,000
567	養老町	35,000
568	瀬井町	39,000
569	神戸町	54,000
570	揖斐川町	41,000
571	大野町	56,000
572	池田町	48,000
573	北方町	53,000
574	御嵩町	42,000
575	静岡県	57,000
576	静岡市	61,000
577	浜松市	56,000
578	沼津市	58,000
579	熱海市	64,000
580	三島市	57,000
581	富士宮市	55,000
582	伊東市	47,000
583	島田市	53,000
584	富士市	56,000
585	磐田市	54,000
586	焼津市	56,000
587	豊川市	56,000
588	藤枝市	57,000
589	御殿場市	56,000
590	袋井市	51,000
591	下田市	46,000
592	裾野市	50,000
593	湖西市	52,000
594	伊豆市	45,000
595	御前崎市	43,000
596	菊川市	52,000
597	伊豆の国市	56,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

別紙 2

N0	自治体	基準額 (円)
598	牧之原市	42,000
599	田海町	64,000
600	清水町	64,000
601	長泉町	59,000
602	小山市	33,000
603	古田町	47,000
604	森町	36,000
605	愛知県	59,000
606	名古屋市	63,000
607	豊橋市	54,000
608	岡崎市	57,000
609	一宮市	55,000
610	瀬戸市	45,000
611	半田市	54,000
612	春日井市	58,000
613	豊川市	53,000
614	津島市	50,000
615	碧南市	55,000
616	刈谷市	58,000
617	豊田町	56,000
618	安城市	57,000
619	西尾市	50,000
620	蒲郡市	51,000
621	犬山市	50,000
622	常滑市	47,000
623	江南市	51,000
624	小牧市	52,000
625	稲沢市	59,000
626	新城市	49,000
627	東海市	55,000
628	大府市	60,000
629	知多市	56,000
630	知立市	56,000
631	尾張旭市	61,000
632	高浜市	53,000
633	岩倉市	59,000
634	豊明市	57,000
635	日進市	70,000
636	田原市	47,000
637	愛西市	58,000
638	清須市	62,000
639	北名古屋市	64,000
640	弥富市	60,000
641	みよし市	60,000
642	あま市	59,000
643	長久手市	62,000
644	東郷町	59,000
645	豊山町	57,000
646	大口町	53,000
647	扶桑町	59,000
648	大治町	61,000
649	蟹江町	59,000
650	阿久比町	54,000
651	東浦町	57,000
652	南知多町	39,000
653	美浜町	38,000
654	武豊町	52,000
655	幸田町	57,000
656	三重県	51,000
657	津市	50,000
658	四日市市	52,000
659	伊勢市	52,000
660	松阪市	51,000
661	桑名市	56,000
662	鈴鹿市	53,000
663	名張市	59,000
664	尾鷲市	34,000
665	亀山市	48,000

N0	自治体	基準額 (円)
666	鳥羽市	29,000
667	熊野市	34,000
668	いなべ市	51,000
669	志摩市	43,000
670	伊賀市	50,000
671	東員町	67,000
672	菟野町	59,000
673	明和町	38,000
674	玉城町	47,000
675	紀北町	37,000
676	温泉郷	55,000
677	大津市	59,000
678	彦根市	47,000
679	長浜市	56,000
680	近江八幡市	53,000
681	草津市	55,000
682	守山市	61,000
683	栗東市	62,000
684	甲賀市	53,000
685	野洲市	60,000
686	湖南市	52,000
687	高島市	46,000
688	東近江市	52,000
689	米原市	52,000
690	日野町	48,000
691	愛荘町	43,000
692	京都府	63,000
693	京都市	65,000
694	福知山市	52,000
695	舞鶴市	46,000
696	綾部市	45,000
697	宇治市	58,000
698	宮津市	43,000
699	亀岡市	54,000
700	城陽市	60,000
701	向日市	65,000
702	長岡京市	69,000
703	八幡市	51,000
704	京田辺市	55,000
705	京丹後市	39,000
706	南丹市	47,000
707	木津川市	65,000
708	大山崎町	56,000
709	久御山町	47,000
710	精華町	63,000
711	与謝野町	46,000
712	大阪府	63,000
713	大阪市	66,000
714	堺市	55,000
715	岸和田市	50,000
716	豊中市	73,000
717	池田市	68,000
718	吹田市	71,000
719	泉大津市	56,000
720	高槻市	62,000
721	貝塚市	44,000
722	守口市	61,000
723	枚方市	58,000
724	茨木市	71,000
725	八尾市	59,000
726	泉佐野市	49,000
727	富田林市	54,000
728	藤原川市	55,000
729	河内長野市	52,000
730	松原市	57,000
731	大東市	54,000
732	和泉市	56,000
733	箕面市	70,000

N0	自治体	基準額 (円)
734	柏原市	56,000
735	羽曳野市	54,000
736	門真市	57,000
737	摂津市	62,000
738	高石市	61,000
739	藤井寺市	59,000
740	東大阪市	59,000
741	泉南市	48,000
742	四條畷市	56,000
743	交野市	57,000
744	大阪狭山市	54,000
745	阪南市	47,000
746	島本町	66,000
747	豊能町	63,000
748	忠岡町	56,000
749	熊取町	50,000
750	岬町	34,000
751	河南町	44,000
752	兵庫県	63,000
753	神戸市	63,000
754	姫路市	53,000
755	尼崎市	62,000
756	明石市	57,000
757	西宮市	74,000
758	洲本市	49,000
759	芦屋市	82,000
760	伊丹市	62,000
761	相生市	49,000
762	豊岡市	51,000
763	加古川市	56,000
764	赤穂市	48,000
765	西脇市	43,000
766	宝塚市	82,000
767	三木市	53,000
768	高砂市	47,000
769	川西市	64,000
770	小野市	46,000
771	三田市	61,000
772	加西市	52,000
773	篠山市	54,000
774	豊父市	49,000
775	丹波市	52,000
776	南あわじ市	51,000
777	朝来市	49,000
778	淡路市	41,000
779	穴穂市	47,000
780	加東市	51,000
781	たつの市	55,000
782	猪名川町	64,000
783	多可町	25,000
784	稲美町	61,000
785	播磨町	53,000
786	福崎町	59,000
787	大子町	55,000
788	上郡町	35,000
789	佐用町	40,000
790	香美町	25,000
791	奈良県	56,000
792	奈良市	60,000
793	大和郡山市	47,000
794	大和郡山市	51,000
795	天理市	45,000
796	橿原市	55,000
797	桜井市	45,000
798	五條市	35,000
799	御所市	31,000
800	生駒市	61,000
801	香芝市	67,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

別紙 2

№	自治体	基準額 (円)	№	自治体	基準額 (円)	№	自治体	基準額 (円)
802	葛城市	58,000	870	三次市	43,000	938	砥部町	44,000
803	宇陀市	35,000	871	庄原市	42,000	939	内子町	29,000
804	平群町	82,000	872	大門市	43,000	940	愛南町	34,000
805	三郷町	46,000	873	東広島市	48,000	941	高知県	46,000
806	羽嶋町	59,000	874	廿日市市	55,000	942	高知市	50,000
807	田原本町	61,000	875	安芸高田市	45,000	943	室戸市	22,000
808	上牧町	43,000	876	江田島市	38,000	944	安芸市	32,000
809	王寺町	50,000	877	府中市	64,000	945	南国市	44,000
810	広陵町	58,000	878	海田町	54,000	946	土佐市	44,000
811	河合町	58,000	879	熊野町	46,000	947	須崎市	36,000
812	大淀町	44,000	880	北広島町	42,000	948	宿毛市	41,000
813	和歌山県	48,000	881	世羅町	51,000	949	土佐清水市	38,000
814	和歌山市	53,000	882	山口県	45,000	950	四万十市	45,000
815	海南市	54,000	883	下関市	43,000	951	香南市	43,000
816	機本市	47,000	884	宇部市	44,000	952	香美市	43,000
817	有田市	45,000	885	山口市	49,000	953	いの町	38,000
818	御坊市	40,000	886	萩市	38,000	954	四万十町	26,000
819	田辺市	44,000	887	防府市	45,000	955	福岡県	55,000
820	新宮市	39,000	888	下松市	46,000	956	北九州市	48,000
821	紀の川市	44,000	889	岩国市	50,000	957	福岡市	61,000
822	岩出市	53,000	890	光市	44,000	958	大牟田市	40,000
823	かつらぎ町	35,000	891	長門市	37,000	959	久留米市	49,000
824	有田川町	52,000	892	柳井市	42,000	960	真方市	43,000
825	白浜町	37,000	893	美祿市	38,000	961	熊坪市	43,000
826	那智勝浦町	34,000	894	周南市	48,000	962	田川市	39,000
827	串本町	41,000	895	山陽小野田市	43,000	963	柳川市	49,000
828	鳥取県	46,000	896	周防大島町	30,000	964	八安市	48,000
829	鳥取市	46,000	897	田布施町	38,000	965	筑後市	51,000
830	米子市	49,000	898	徳島県	48,000	966	大川市	46,000
831	倉吉市	45,000	899	徳島市	50,000	967	行橋市	46,000
832	境港市	41,000	900	鳴門市	48,000	968	豊前市	41,000
833	八幡町	36,000	901	小松島市	46,000	969	中岡市	42,000
834	瀬戸内町	44,000	902	岡南市	42,000	970	小都市	51,000
835	琴浦町	33,000	903	吉野川市	39,000	971	筑紫野市	56,000
836	大山町	30,000	904	阿波市	35,000	972	春日市	60,000
837	鳥取県	46,000	905	美馬市	32,000	973	大野城市	60,000
838	松江市	49,000	906	三好市	33,000	974	宗像市	49,000
839	浜田市	42,000	907	石井町	46,000	975	太宰府市	58,000
840	出雲市	50,000	908	松茂町	49,000	976	吉賀市	54,000
841	益田市	43,000	909	北島町	57,000	977	福津市	59,000
842	大田市	45,000	910	藍住町	57,000	978	うきは市	42,000
843	安来市	42,000	911	香川県	51,000	979	宮前市	38,000
844	江津市	43,000	912	高松市	54,000	980	基津市	24,000
845	雲南市	37,000	913	丸亀市	49,000	981	朝倉市	43,000
846	岡山県	53,000	914	坂出市	48,000	982	みやま市	43,000
847	岡山市	56,000	915	香取市	48,000	983	糸島市	54,000
848	倉敷市	54,000	916	観音寺市	52,000	984	那珂川市	62,000
849	津山市	47,000	917	さぬき市	38,000	985	宇美町	52,000
850	玉野市	41,000	918	東かがわ市	44,000	986	篠栗町	63,000
851	笠岡市	46,000	919	三豊市	44,000	987	志免町	62,000
852	井原市	44,000	920	三木町	43,000	988	酒井町	50,000
853	総社市	47,000	921	宇多津町	60,000	989	新宮町	64,000
854	高梁市	39,000	922	綾川町	41,000	990	柏屋町	62,000
855	新見市	44,000	923	多度津町	43,000	991	永春町	40,000
856	徳前市	40,000	924	まんのう町	50,000	992	岡垣町	40,000
857	瀬戸内市	48,000	925	愛媛県	47,000	993	追分町	45,000
858	赤松市	39,000	926	松山市	50,000	994	綾手町	31,000
859	真庭市	44,000	927	今治市	45,000	995	筑前町	56,000
860	美作市	38,000	928	宇和島市	46,000	996	大刀洗町	53,000
861	浅口市	49,000	929	八幡浜市	34,000	997	広川町	52,000
862	広島県	54,000	930	新居浜市	46,000	998	川崎町	23,000
863	広島市	58,000	931	西条市	47,000	999	福智町	27,000
864	呉市	48,000	932	大洲市	46,000	1,000	芳田町	41,000
865	竹原市	40,000	933	伊予市	45,000	1,001	みやこ町	26,000
866	三原市	49,000	934	四国中央市	46,000	1,002	築上町	28,000
867	尾道市	45,000	935	西予市	40,000	1,003	佐賀県	48,000
868	福山市	53,000	936	東温市	45,000	1,004	佐賀市	50,000
869	府中市	46,000	937	松前町	46,000	1,005	唐津市	44,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

別紙 2

N0	自治体	基準額 (円)
1,006	鳥栖市	51,000
1,007	多久市	39,000
1,008	伊万里市	39,000
1,009	武雄市	48,000
1,010	鹿島市	45,000
1,011	小城市	54,000
1,012	埴野市	41,000
1,013	神埼市	46,000
1,014	吉野ヶ里町	48,000
1,015	基山町	47,000
1,016	みやき町	51,000
1,017	有田町	44,000
1,018	白石町	40,000
1,019	長崎県	47,000
1,020	長崎市	50,000
1,021	佐世保市	46,000
1,022	島原市	45,000
1,023	諫早市	49,000
1,024	大村市	46,000
1,025	平戸市	36,000
1,026	松浦市	35,000
1,027	対馬市	35,000
1,028	杵枝市	37,000
1,029	五島市	37,000
1,030	西海市	26,000
1,031	雲仙市	38,000
1,032	南島原市	39,000
1,033	長与町	58,000
1,034	時津町	60,000
1,035	新上五島町	30,000
1,036	熊本県	47,000
1,037	熊本市	51,000
1,038	八代市	43,000
1,039	入吉市	40,000
1,040	荒尾市	43,000
1,041	水俣市	32,000
1,042	玉名市	44,000
1,043	山鹿市	38,000
1,044	菊池市	40,000
1,045	宇土市	45,000
1,046	上天草市	36,000
1,047	宇城市	42,000
1,048	阿蘇市	40,000
1,049	天草市	37,000
1,050	合志市	53,000
1,051	長洲町	46,000
1,052	大津町	49,000
1,053	菊陽町	49,000
1,054	御船町	34,000
1,055	益城町	57,000
1,056	山都町	31,000
1,057	芦北町	38,000
1,058	あさぎり町	43,000
1,059	大分県	47,000
1,060	大分市	51,000
1,061	別府市	44,000
1,062	中津市	47,000
1,063	日田市	45,000
1,064	佐伯市	43,000
1,065	臼杵市	43,000
1,066	津久見市	35,000
1,067	竹田市	35,000
1,068	豊後高田市	41,000
1,069	杵築市	36,000
1,070	宇佐市	45,000
1,071	豊後大野市	37,000
1,072	由布市	48,000
1,073	国東市	33,000
1,074	日出町	49,000
1,075	玖珠町	46,000

N0	自治体	基準額 (円)
1,076	宮崎県	43,000
1,077	宮崎市	48,000
1,078	都城市	41,000
1,079	延岡市	41,000
1,080	日南市	38,000
1,081	小林市	45,000
1,082	日向市	41,000
1,083	串間市	38,000
1,084	西都市	34,000
1,085	えびの市	31,000
1,086	三股町	39,000
1,087	国富町	36,000
1,088	高鍋町	35,000
1,089	新富町	38,000
1,090	川南町	32,000
1,091	門川町	35,000
1,092	鹿児島県	44,000
1,093	鹿児島市	51,000
1,094	鹿屋市	39,000
1,095	枕崎市	38,000
1,096	阿久根市	34,000
1,097	出水市	37,000
1,098	指宿市	37,000
1,099	西之表市	34,000
1,100	垂水市	32,000
1,101	薩摩川内市	42,000
1,102	日置市	40,000
1,103	曽於市	37,000
1,104	霧島市	37,000
1,105	いちき串木野市	37,000
1,106	南さつま市	38,000
1,107	志布志市	39,000
1,108	奄美市	37,000
1,109	南九州市	33,000
1,110	伊佐市	29,000
1,111	姶良市	44,000
1,112	さつま町	29,000
1,113	肝付町	29,000
1,114	沖縄県	52,000
1,115	那覇市	55,000
1,116	宜野湾市	53,000
1,117	石垣市	51,000
1,118	浦添市	54,000
1,119	名護市	47,000
1,120	糸満市	48,000
1,121	沖縄市	48,000
1,122	豊見城市	53,000
1,123	うるま市	50,000
1,124	宮古島市	42,000
1,125	南城市	49,000
1,126	読谷村	60,000
1,127	北谷町	61,000
1,128	北中城村	59,000
1,129	中城村	59,000
1,130	西原町	51,000
1,131	今原原町	51,000
1,132	南風原町	56,000
1,133	八重瀬町	55,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

保育対策総合支援事業費補助金調書

都道府県名

国		補助率	地方公共団体								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金 相当額	支出済額	うち国庫補助金 相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(注)

1. 「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」欄は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

＜ 番 号 ＞
令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

○ ○ 都 道 府 県 知 事
○ ○ 市 町 村 長

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日こ成保第※号により交付決定を受けた令和 年度保育対策総合支援事業費補助金について令和 年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 6 の（8）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく
確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要
国庫補助金等返還相当額）
金 円
- 3 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が
把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

＜ 番 号 ＞
令和 年 月 日

○ ○ 都 道 府 県 知 事
○ ○ 市 町 村 長

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- (添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料

別紙様式 4

< 番 号 >
令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

○ ○ 道 府 県 知 事

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の交付申請書（市町村分）の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受け、その内容を審査した結果適正と認められるので、取りまとめの上提出する。

（添付資料）

- 1 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額市町村別内訳表
- 2 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金交付申請書
●●市外 ●市町村分

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額市町村別内訳表

道府県名

[illegible]

< 番 号 >
令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

東 京 都 知 事

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の交付申請書（市町村分）の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理したので、提出する。

（添付資料）

- 1 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額市町村別内訳表
- 2 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金交付申請書
●●市外 ●市町村分

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額市町村別内訳表

東京都

[illegible]

< 番 号 >

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金交付決定通知書

〇 〇 市 町 村

令和 年 月 日第※号で申請のあった令和 年度保育対策総合支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、令和 年 月 日こ成保第※号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

〇 〇 都 道 府 県 知 事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和※年※月※日こ成保第※号こども家庭庁長官通知の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日第※号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及びこの補助金の額は別紙のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補 助 金 の 額	金	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、別紙のとおりである。
- 4 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行われるものである。
- 5 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

令和 年度 保育対策総合支援事業費補助金交付決定調書

市町村名 _____

(直接補助事業分)

事業名	事業に要する経費 円	補助金の額 円
保育士資格等取得支援事業		
保育士試験追加実施支援事業		
保育士宿舍借り上げ支援事業		
保育人材等就職・交流支援事業（保育人材等就職支援事業）		
保育人材等就職・交流支援事業（保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業）		
保育補助者雇上強化事業		
保育士や保育事業者等への巡回支援事業		
保育士・保育所支援センター設置運営事業		
保育士・保育の現場の魅力発信事業		
保育士修学資金貸付等事業		
保育所等改修費等支援事業（国負担割合3分の2）		
保育所等改修費等支援事業（国負担割合2分の1）		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業（調査費、助言指導費、指導監督基準遵守有地マッチング事業		
広域的保育所等利用事業		
保育利用支援事業		
3歳児受入れ等連携支援事業		
医療的ケア児保育支援事業		
家庭支援推進保育事業		
認可外保育施設の衛生・安全対策事業		
保育環境改善等事業（安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外）		
保育環境改善等事業（安全対策事業（ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業））		
保育環境改善等事業（放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）		
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業		
放課後居場所緊急対策事業		
小規模多機能・放課後児童支援事業		
新たな待機児童対策提案型事業		
認可外保育施設改修費等支援事業		
2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業		
合 計		

(間接補助事業分)

事業名	事業に要する経費 円	補助金の額 円
保育士資格等取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ		
保育士宿舍借り上げ支援事業		
保育人材等就職・交流支援事業（保育人材等就職支援事業）		
保育人材等就職・交流支援事業（保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業）		
保育体制強化事業		
保育補助者雇上強化事業		
保育士や保育事業者等への巡回支援事業		
保育士・保育の現場の魅力発信事業		
保育士修学資金貸付等事業		
保育所等改修費等支援事業（国負担割合3分の2）		
保育所等改修費等支援事業（国負担割合2分の1）		
都市部における保育所等への賃借料等支援事業（保育所設置促進事業）		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業（認可化移行移転費等）		
民有地マッチング事業（コーディネーターの配置支援）		
保育利用支援事業		
3歳児受入れ等連携支援事業		
家庭支援推進保育事業		
認可外保育施設の衛生・安全対策事業		
保育環境改善等事業（安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外）		
保育環境改善等事業（安全対策事業（睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業、ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業））		
保育環境改善等事業（放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）		
新たな待機児童対策提案型事業		
認可外保育施設改修費等支援事業		
2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業		
合 計		

< 番 号 >

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金変更交付決定通知書

〇 〇 市 町 村

令和 年 月 日第※号で交付決定の通知をした令和 年度保育対策総合支援事業費補助金については、令和 年 月 日第※号申請に基づき、令和 年 月 日こ成保第※号をもって決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

（なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。）

※（ ）内は返還がある場合

令和 年 月 日

〇 〇 都 道 府 県 知 事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和※年※月※日こ成保第※号こども家庭庁長官通知の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の3に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日第※号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は別紙のとおりである。
- | | | |
|----------------|---|---|
| 事業に要する経費 | 金 | 円 |
| 内今回増加（減少）額 | 金 | 円 |
| 補助金の額 | 金 | 円 |
| 内今回追加交付（一部取消）額 | 金 | 円 |
- 3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

別紙

令和 年度 保育対策総合支援事業費補助金変更交付決定調書

市町村名 _____

(直接補助事業分)		
事業名	事業に要する経費 円	補助金の額 円
保育士資格等取得支援事業		
保育士試験追加実施支援事業		
保育士宿舍借り上げ支援事業		
保育人材等就職・交流支援事業（保育人材等就職支援事業）		
保育人材等就職・交流支援事業（保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業）		
保育補助者雇上強化事業		
保育士や保育事業者等への巡回支援事業		
保育士・保育所支援センター設置運営事業		
保育士・保育の現場の魅力発信事業		
保育士修学資金貸付等事業		
保育所等改修費等支援事業（国負担割合3分の2）		
保育所等改修費等支援事業（国負担割合2分の1）		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業（調査費、助言指導費、指導監督基準遵守助言指導費、認可化移行移転費等）		
民有地マッチング事業		
広域的保育所等利用事業		
保育利用支援事業		
3歳児受入れ等連携支援事業		
医療的ケア児保育支援事業		
家庭支援推進保育事業		
認可外保育施設の衛生・安全対策事業		
保育環境改善等事業（安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外）		
保育環境改善等事業（安全対策事業（ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業））		
保育環境改善等事業（放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）		
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業		
放課後居場所緊急対策事業		
小規模多機能・放課後児童支援事業		
新たな待機児童対策提案型事業		
認可外保育施設改修費等支援事業		
2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業		
合 計		

(間接補助事業分)		
事業名	事業に要する経費 円	補助金の額 円
保育士資格等取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ		
保育士宿舍借り上げ支援事業		
保育人材等就職・交流支援事業（保育人材等就職支援事業）		
保育人材等就職・交流支援事業（保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業）		
保育体制強化事業		
保育補助者雇上強化事業		
保育士や保育事業者等への巡回支援事業		
保育士・保育の現場の魅力発信事業		
保育士修学資金貸付等事業		
保育所等改修費等支援事業（国負担割合3分の2）		
保育所等改修費等支援事業（国負担割合2分の1）		
都市部における保育所等への賃借料等支援事業（保育所設置促進事業）		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業（認可化移行移転費等）		
民有地マッチング事業（コーディネーターの配置支援）		
保育利用支援事業		
3歳児受入れ等連携支援事業		
家庭支援推進保育事業		
認可外保育施設の衛生・安全対策事業		
保育環境改善等事業（安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外）		
保育環境改善等事業（安全対策事業（睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業、ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業））		
保育環境改善等事業（放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）		
新たな待機児童対策提案型事業		
認可外保育施設改修費等支援事業		
2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業		
合 計		

別紙様式 8

＜ 番 号 ＞
令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

○ ○ 都 道 府 県 知 事
○ ○ 市 町 村 長

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日こ成保第※号をもって交付決定された標記の事業を完了したので、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金精算額総括表（別表）
- 2 保育対策総合支援事業費補助金精算書（別表 1）
- 3 保育対策総合支援事業費補助金内訳書（別表 2）

（添付資料）

- （1） 当該年度の歳入歳出決算書（見込書）抄本
- （2） その他参考となる資料

別紙様式 9

< 番 号 >
令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

〇 〇 道 府 県 知 事

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の事業実績報告書（市町村分）の提出について

令和 年 月 日こ成保第※号により交付された令和 年度保育対策総合支援事業費補助金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので、取りまとめの上提出する。

（添付資料）

- 1 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助精算額市町村別内訳表
- 2 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金事業実績報告書
●●市外 ●市町村分

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助精算額市町村別内訳表

道府県名

[illegible]

※「返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。

別紙様式 10

< 番 号 >
令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

東 京 都 知 事

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の事業実績報告書（市町村分）の提出について

令和 年 月 日こ成保第※号により交付された令和 年度保育対策総合支援事業費補助金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受理したので、提出する。

（添付資料）

- 1 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助精算額市町村別内訳表
- 2 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金事業実績報告書
●●市外 ●市町村分

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助精算額市町村別内訳表

東京都

[illegible]

※「返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。

別紙様式 1 1

< 番 号 >

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金交付額確定通知書

〇 〇 市 町 村

令和 年 月 日こ成保第※号をもって交付決定された令和 年度保育対策総合支援事業費補助金については、令和 年 月 日第※号事業実績報告に基づき、令和 年 月 日こ成保第※号をもって交付額を金 円に確定したので通知する。

（なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。）

※（ ）内は返還がある場合

令和 年 月 日

〇 〇 都 道 府 県 知 事

（施行注意）

（ ）内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

別表

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額総括表

都道府県名 _____

(千円)

	国庫補助基本額	国庫補助所要額
都道府県事業（直接補助）	0	0
都道府県間接補助事業	0	0
合 計	0	0

別表

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額総括表

都道府県名 _____
市町村名 _____

(千円)

	国庫補助基本額	国庫補助所要額
市町村事業（直接補助）	0	0
市町村間接補助事業	0	0
合 計	0	0

別表 1

保育対策総合支援事業費補助金所要額調書（都道府県事業・直接補助）

都道府県名 _____

事業名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	差引追加交付 （一部取消） 申請額
	①	②	③（①-②）	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩（⑧-⑨）
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育士資格等取得支援事業								1/2		
保育士試験追加実施支援事業								1/2		
※ 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業								1/2		
保育士や保育事業者等への巡回支援事業								1/2		
保育士・保育所支援センター設置運営事業								1/2		
保育士・保育の現場の魅力発信事業								1/2		
※ 保育士修学資金貸付等事業								9/10		
※ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業（調査費、 助言指導費、指導監督基準遵守助言指導費）								1/2		
※ 民有地マッチング事業								1/2		
※ 医療的ケア児保育支援事業								1/2		
※ 保育所等における要支援児童等対応推進事業								1/2		
※ 保育環境改善等事業（安全対策事業（ICTを活用した子ども の見守りに必要な機器の購入を行う事業））								1/2		
※ 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業								1/2		
待機児童対策協議会推進事業								1/2		
新たな待機児童対策提案型事業								10/10		
※ 認可外保育施設改修費等支援事業								1/2		
保育士等の処遇改善取得促進等事業								1/2		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
- ※については①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。
- ⑨欄及び⑩欄については、交付要綱の8による変更申請手続の他は斜線を引くこと。

別表 1

保育対策総合支援事業費補助金所要額調書（市町村事業・直接補助）

都道府県名 _____
市町村名 _____

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③（①-②）	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧	国庫補助金 交付決定額 ⑨	差引追加交付 （一部取消） 申請額 ⑩（⑧-⑨）
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育士資格等取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ								1/2		
保育士試験追加実施支援事業 ※指定都市のみ								1/2		
※ 保育士宿舍借り上げ支援事業								1/2		
保育人材等就職・交流支援事業（保育人材等就職支援事業）								1/3		
保育人材等就職・交流支援事業（保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業）								3/4		
※ 保育補助者雇上強化事業								3/4		
保育士や保育事業者等への巡回支援事業								1/2		
保育士・保育所支援センター設置運営事業 ※指定都市・中核市のみ								1/2		
保育士・保育の現場の魅力発信事業								1/2		
※ 保育士修学資金貸付等事業 ※指定都市のみ								9/10		
※ 保育所等改修費等支援事業（国負担割合 3 分の 2）								2/3		
※ 保育所等改修費等支援事業（国負担割合 2 分の 1）								1/2		
※ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業（調査費、助言指導費、指導監督基準遵守助言指導費、認可化移行移転費等）								1/2		
※ 民有地マッチング事業								1/2		
※ 広域的保育所等利用事業								1/2		
※ 保育利用支援事業								1/2		
※ 3 歳児受入れ等連携支援事業								1/2		
※ 医療的ケア児保育支援事業 ※指定都市・中核市のみ								1/2		
※ 家庭支援推進保育事業								1/2		
※ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 ※指定都市・中核市のみ								1/3		
※ 保育環境改善等事業（安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外） ※指定都市・中核市のみ								1/3		
※ 保育環境改善等事業（安全対策事業（ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業））								1/2		
※ 保育環境改善等事業（放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）								1/2		
※ 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業								1/2		
※ 放課後居場所緊急対策事業								1/2		
※ 小規模多機能・放課後児童支援事業								1/3		
新たな待機児童対策提案型事業								10/15		
※ 認可外保育施設改修費等支援事業								1/2		
2 歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業								1/2		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に別表の第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額（1， 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
- ※については①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。
- ⑨欄及び⑩欄については、交付要綱の 8 による変更申請手続の他は斜線を引くこと。

別表 1

保育対策総合支援事業費補助金所要額調書（都道府県間接補助事業）

都道府県名 _____

1. 都道府県（合計）

事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	差引追加交付（一部取消）申請額
	①	②	③ ①－②	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪ ⑨－⑩
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育士資格等取得支援事業									1/2		
保育士養成施設に対する就職等促進支援事業								※ 1	※ 2		
※ 保育体制強化事業											
※ 保育補助者雇上強化事業											
保育士や保育事業者等への巡回支援事業									1/2		
保育士・保育の現場の魅力発信事業									1/2		
保育士修学資金貸付等事業								※ 1	※ 2		
都市部における保育所等への賃借料等支援事業											
※ （都市部における保育所等への賃借料支援事業：財政力指数1.0超の市町村及び特別区）											
※ 都市部における保育所等への賃借料等支援事業 （都市部における保育所等への賃借料支援事業：上記以外の市町村）											
民有地マッチング事業								※ 1	※ 2		
※ 医療的ケア児保育支援事業											
※ 保育所等における要支援児童等対応推進事業											
※ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業											
保育環境改善等事業（安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間における乳幼児受入れ支援事業以外）											
※ （1）基本改善事業											
※ （2）環境改善事業											
保育環境改善等事業（安全対策事業（睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業、ＩＣＴを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業））								※ 1	※ 2		
※ 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業											
新たな待機児童対策提案型事業 ②の事業								※ 1	※ 2		
※ 新たな待機児童対策提案型事業 ③の事業											
認可外保育施設改修費等支援事業								※ 1	※ 2		
合計								0	0	0	0

（記載上の注意）

1. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
2. ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
4. ⑧欄の※1及び⑨欄の※2については、別表2により算出されたそれぞれの合計額（※1及び※2）を記載すること。
5. ※については、上記に関わらず、①から⑨の各欄には各市町村の合計を記載すること。
6. ⑩欄及び⑪欄については、交付要綱の8による変更申請手続の他は斜線を引くこと。

2. 都道府県（市町村分）

事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑥×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	差引追加交付（一部取消）申請額
	①	②	③ (①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫ (⑩-⑪)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
※ 保育体制強化事業												
※ 保育補助者雇上強化事業												
都市部における保育所等への賃借料等支援事業												
※（都市部における保育所等への賃借料支援事業：財政力指数1.0超の市町村及び特別区）												
都市部における保育所等への賃借料等支援事業												
※（都市部における保育所等への賃借料支援事業：上記以外の市町村）												
※ 医療的ケア児保育支援事業												
※ 保育所等における要支援児童等対応推進事業												
認可外保育施設の衛生・安全対策事業												
保育環境改善等事業（安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外）												
（1）基本改善事業												
（2）環境改善事業 ①～⑥の事業												
保育環境改善等事業（安全対策事業（睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業、ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業））												
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業												
※ 新たな待機児童対策提案型事業 ③の事業												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）

1. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
2. ⑦欄には、別表2の各事業で定める選定額に乘じる割合（3／4等）を⑥に乘じた金額を記載すること。
3. ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
4. ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乘じて得た額（1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
5. ※については、上記に関わらず、①欄から⑩欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。
6. ⑪欄及び⑫欄については、交付要綱の8による変更申請手続の他は斜線を引くこと。

別表 1
保育対策総合支援事業費補助金所要額調書（市町村間接補助事業）

都道府県名 _____
市町村名 _____

1. 市町村

事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	差引追加交付（一部取消）申請額 ⑪ ⑨-⑩
	①	②	③ ①-②	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育士資格等取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ											
※ 保育士宿舍借り上げ支援事業								※ 1	※ 2		
保育人材等就職・交流支援事業（保育人材等就職支援事業）											
保育人材等就職・交流支援事業（保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業）											
※ 保育体制強化事業								※ 1	※ 2		
※ 保育補助者雇上強化事業								※ 1	※ 2		
保育士や保育事業者等への巡回支援事業											
保育士・保育の現場魅力発信事業											
保育士修学資金貸付等事業											
※ 保育所等改修費等支援事業（家庭的保育改修費等を除く） （国負担割合 3 分の 2）								※ 1	※ 2		
※ 保育所等改修費等支援事業（家庭的保育改修費等を除く） （国負担割合 2 分の 1）								※ 1	※ 2		
※ 家庭的保育改修費等（国負担割合 3 分の 2）								※ 1	※ 2		
※ 家庭的保育改修費等（国負担割合 2 分の 1）								※ 1	※ 2		
※ 都市部における保育所等への賃借料等支援事業（保育所設置促進事業）								※ 1	※ 2		
※ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業（認可化移行移転費等）								※ 1	※ 2		
※ 民有地マッチング事業（コーディネーターの配置支援）								※ 1	※ 2		
※ 保育利用支援事業								※ 1	※ 2		
※ 3 歳児受入れ等連携支援事業 ①の事業								※ 1	※ 2		
※ 家庭支援推進保育事業								※ 1	※ 2		
※ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 ※指定都市・中核市のみ								※ 1	※ 2		
※ 保育環境改善等事業(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外)※指定都市・中核市のみ								※ 1	※ 2		
保育環境改善等事業（安全対策事業（睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業、ＩＣＴを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業））								※ 1	※ 2		
※ 保育環境改善等事業（放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）								※ 1	※ 2		
※ 新たな待機児童対策提案型進事業								※ 1	※ 2		
※ 認可外保育施設改修費等支援事業								※ 1	※ 2		
※ 2 歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業								※ 1	※ 2		
合計								0	0	0	0

（記載上の注意）

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額（1、0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
- ⑧欄の※ 1 及び⑨欄の※ 2 については、別表 2 により算出されたそれぞれの合計額（※ 1 及び※ 2）を記載すること。
- ⑩欄及び⑪欄については、交付要綱の 8 による変更申請手続の他は斜線を引くこと。

別表 2

1 - 1 保育士資格等取得支援事業（都道府県、指定都市、中核市事業・直接補助分）

都道府県・指定都市・中核市名

	事業の内容	代替職員配置数 (延べ人数)	対象経費の 支出予定額 ①	国庫補助基準額 ②
I 保育士資格等取得支援事業	(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業			
	(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業			
	(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業			
	(4) 保育所等保育士資格取得支援事業			
	(5) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業			
II 保育士試験による資格取得支援事業	(1) 受験対策学習費用補助事業			
	(2) 保育士試験受験直前講座実施事業			
合 計		人 0	円 0	円 0

別表 2

1－2 保育士資格等取得支援事業（都道府県、指定都市、中核市事業・間接補助事業分）

都道府県・指定都市・中核市名 _____

	事業の内容	代替職員配置数 (延べ人数)	対象経費の 支出予定額 ①	国庫補助基準額 ②
I 保育士資格等取得支援事業	(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業			
	(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業			
	(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業			
	(4) 保育所等保育士資格取得支援事業			
	(5) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業			
II 保育士試験による資格取得支援事業	(1) 受験対策学習費用補助事業			
	(2) 保育士試験受験直前講座実施事業			
合 計		人 0	円 0	円 0

別表 2

2 保育士試験追加実施支援事業

都道府県・指定都市名 _____

対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
①	②
円	円

※支出を予定している具体的内容が確認できる書類を添付すること。

別表 2

3 - 1 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業（都道府県事業・直接補助分）

都道府県名 _____

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④ (②-③)	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助 基本額 ⑧	国庫補助 所要額 ⑨ (⑧×1/2)
	円	円	円	円	円	円	円	円
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
か所 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

（記載上の注意）

1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。

別表 2

3－2 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業（都道府県間接補助事業分）

都道府県名 _____

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④ (②-③)	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥	選定額 ⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨	国庫補助 所要額 ⑩ (⑨×1/2)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			0			0		0	0
			0			0		0	0
			0			0		0	0
			0			0		0	0
			0			0		0	0
か所 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円 0

（記載上の注意）

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 3. ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表 2

4 - 1 保育士宿舎借り上げ支援事業（特別区以外かつ財政力指数1.0以下の市町村）（市町村事業・直接補助分）

都道府県名 _____
市町村名 _____

対象施設名		総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	対象者数	対象月数 (延月数)
①		②	③	④ (②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨ (⑧×1/2)	⑩	⑪
	ア			0			0	0	0		
	イ			0			0				
	ア			0			0	0	0		
	イ			0			0				
	ア			0			0	0	0		
	イ			0			0				
	ア			0			0	0	0		
	イ			0			0				
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	人	月
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）

- ②欄から⑦欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、令和元年度以前から事業の対象となっている者については「イ」の行に、分けて記載すること。
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑪欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表 2

4 - 2 保育士宿舎借り上げ支援事業（特別区及び財政力指数1.0を超える市町村）（市町村事業・直接補助分）

市町村名

対象施設名		総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×3/4)	国庫補助基本額	国庫補助所要額	対象者数	対象月数(延月数)
①		②	③	④ (②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩ (⑨×1/2)	⑪	⑫
	ア			0			0	0	0	0		
	イ			0			0	0				
	ウ			0			0					
	ア			0			0	0	0	0		
	イ			0			0	0				
	ウ			0			0					
	ア			0			0	0	0	0		
	イ			0			0	0				
	ウ			0			0					
	ア			0			0	0	0	0		
	イ			0			0	0				
	ウ			0			0					
	ア			0			0	0	0	0		
	イ			0			0	0				
	ウ			0			0					
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	月
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ②欄から⑧欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、平成30年度から令和元年度の間から事業の対象となっている者については「イ」の行に、平成29年度以前から事業の対象となっている者については「ウ」の行に、分けて記載すること。
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑫欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表 2

4－3 保育士宿舎借り上げ支援事業（特別区以外かつ財政力指数1.0以下の市町村）（市町村間接補助事業分）

市町村名

対象施設名		総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×3／4)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	対象者数	対象月数(延月数)
①		②	③	④ (②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪ (⑩×2/3)	⑫	⑬
	ア			0			0	0			0		
	イ			0			0	0					
	ア			0			0	0			0		
	イ			0			0	0					
	ア			0			0	0			0		
	イ			0			0	0					
	ア			0			0	0			0		
	イ			0			0	0					
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人	月
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）

- ②欄から⑧欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、令和元年度以前から事業の対象となっている者については「イ」の行に、分けて記載すること。
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄には、⑧欄の額と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑪欄には、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
- ⑬欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表 2

4 - 4 保育士宿舎借り上げ支援事業（特別区及び財政力指数1.0を超える市町村）（市町村間接補助事業分）

市町村名

対象施設名		総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×3／4)	(⑧×3／4)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	対象者数	対象月数(延月数)
①		②	③	④ (②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫ (⑪×2/3)	⑬	⑭
	ア			0			0	0	0		0	0		
	イ			0			0	0	0					
	ウ			0			0		0					
	ア			0			0	0	0		0	0		
	イ			0			0	0	0					
	ウ			0			0		0					
	ア			0			0	0	0		0	0		
	イ			0			0	0	0					
	ウ			0			0		0					
	ア			0			0	0	0		0	0		
	イ			0			0	0	0					
	ウ			0			0		0					
	ア			0			0	0	0		0	0		
	イ			0			0	0	0					
	ウ			0			0		0					
	ア			0			0	0	0		0	0		
	イ			0			0	0	0					
	ウ			0			0		0					
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人	月
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）

1. ②欄から⑨欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、平成30年度から令和元年度の間から事業の対象となっている者については「イ」の行に、平成29年度以前から事業の対象となっている者については「ウ」の行に、分けて記載すること。

2. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。

3. ⑪欄には、⑨欄の額と⑩欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。

4. ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

5. ⑭欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表 2

5－1 保育人材等就職・交流支援事業（市町村事業・直接補助分）

市町村名

	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額
	①	②	③ (①-②)	④	⑤	⑥
	円	円	円	円	円	円
(1) 保育人材等就職支援事業			0			0
(2) 保育士等のキャリアアップ構築 のための人材交流等支援事業			0			0
	円	円	円	円	円	円
	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表 2

5 - 2 保育人材等就職・交流支援事業（市町村間接補助事業分）

市町村名

	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額
	①	②	③ (①-②)	④	⑤	⑥
	円	円	円	円	円	円
(1) 保育人材等就職支援事業			0			0
(2) 保育士等のキャリアアップ構築 のための人材交流等支援事業			0			0
	円	円	円	円	円	円
	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表 2

6－1 保育体制強化事業（市町村間接補助事業）

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育支援者配置数	スポット支援員配置数
①	②	③	④（②-③）	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩（⑨×1/2）	⑪	⑫
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人
			0			0		0	0		
			0			0		0	0		
			0			0		0	0		
			0			0		0	0		
			0			0		0	0		
か所	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人	人
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 3. ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表 2

6－2 保育体制強化事業（都道府県間接補助事業）

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育支援者配置数	スポット支援員配置数
①	②	③	④ (②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪ (⑩×2/3)	⑫	⑬
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人
			0			0	0		0	0		
			0			0	0		0	0		
			0			0	0		0	0		
			0			0	0		0	0		
			0			0	0		0	0		
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
3. ⑪欄には、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表 2

7 - 1 保育補助者雇上強化事業（市町村事業・直接補助分）

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④ (②-③)	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨ (⑧×3/4)	保育補助者 配置数 ⑩	有資格保育補助者 配置数 ⑪	有資格保育補助者 の採用年月日 ⑫
	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	年月日
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
か所 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	人 0	人 0	

（記載上の注意）

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表 2

7 - 2 保育補助者雇上強化事業（市町村間接補助事業）

市町村名 _____

対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育補助者配置数	有資格保育補助者配置数	有資格保育補助者の採用年月日
①	②	③	④ (②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩ (⑨×3/4)	⑪	⑫	⑬
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	年月日
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
か所	円	円	円	円	円	円	円	※ 1 円	※ 2 円	人	人	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（記載上の注意）

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 3. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表 2

7－3 保育補助者雇上強化事業（都道府県間接補助事業）

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×7/8)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育補助者配置数	有資格保育補助者配置数	有資格保育補助者の採用年月日
①	②	③	④ (②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪ (⑩×6/7)	⑫	⑬	⑭
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	年月日
			0			0	0		0	0			
			0			0	0		0	0			
			0			0	0		0	0			
			0			0	0		0	0			
			0			0	0		0	0			
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（記載上の注意）

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 3. ⑪欄には、⑩欄に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表 2

8－1 保育士や保育事業者等への巡回支援事業（都道府県、市町村事業・直接補助分）

都道府県
市 町 村 名

	対象経費の 支出予定額 ①	国庫補助基準額 ②
（１）保育士への巡回支援		
（２）保育事業者への巡回支援		
（３）放課後児童クラブへの巡回支援		
（４）魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー等の実施		
（５）自己評価に係る地域協議会		
合 計	円 0	円 0

別表 2

8－2 保育士や保育事業者等への巡回支援事業（都道府県、市町村間接補助事業分）

都道府県名 _____
市 町 村 名 _____

	対象経費の 支出予定額 ①	国庫補助基準額 ②
（１）保育士への巡回支援		
（２）保育事業者への巡回支援		
（３）放課後児童クラブへの巡回支援		
（４）魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー等の実施		
（５）自己評価に係る地域協議会		
合 計	円 0	円 0

別表 2

9 保育士・保育所支援センター設置運営事業

都道府県
指定都市 名
中核市

	対象経費の 支出予定額 ①	国庫補助基準額 ②	就職件数（見込み） ③	求人・求職件数（見込み） ④
保育士・保育所支援センター開設運営経費				
保育士再就職支援コーディネーター雇上費				
保育士キャリアアドバイザー雇上費				
再就職支援及び雇用管理改善経費				
潜在保育士の把握及びセンター認知度向上のための経費				
保育士登録簿を活用した就職促進経費				
マッチングシステム導入・改修のための経費				
放課後児童支援員の人材確保支援のための経費				
合 計	円 0	円 0	人 0	件 0

別表 2

1 0 - 1 保育士・保育の現場の魅力発信事業（都道府県、市町村事業・直接補助分）			都道府県
			市 町 村 名
	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	
	①	②	
1 保育士の職業や保育の現場の魅力発信			
2 保育士が相談しやすい体制整備 保育士の相談窓口の設置			
合 計	円 0	円 0	

別表 2

1 0 - 2 保育士・保育の現場の魅力発信事業（都道府県、市町村間接補助事業分）			都道府県
			市 町 村 名
	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	
	①	②	
1 保育士の職業や保育の現場の魅力発信			
2 保育士が相談しやすい体制整備 保育士の相談窓口の設置			
合 計	円 0	円 0	

別表 2

1 1 - 1 保育土修学資金貸付等事業（直接補助事業分）

都道府県 名
指定都市

		総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	貸付人数又は貸付事業所数	貸付金額
		①	②	③ (① - ②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧ (⑦ × 9 / 10)	⑨	⑩
保育土修学資金貸付	(1) 基本額			0							
	(2) 加算額	入学準備金		0							
		就職準備金		0							
		生活扶助加算		0							
	(3) 就職準備金のための貸付			0							
保育補助者雇上費貸付				0							
未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付				0							
就職準備金貸付				0							
未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付				0							
貸付事務費				0							
合 計		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	人 0	円 0

- (記載上の注意)
- ⑥欄は、③欄、④欄、⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。
 - ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
 - ⑨欄は、貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

別表 2

1 1 - 2 保育士修学資金貸付等事業（間接補助事業分）

都道府県
指定都市 名
間接補助事業者名

			総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	都道府県等補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	貸付人数又は貸付事業所数	貸付金額
			①	②	③ (①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
保育士修学資金貸付	(1) 基本額					0							
	(2) 加算額	入学準備金				0							
		就職準備金				0							
		生活扶助加算				0							
	(3) 就職準備金のみの貸付					0							
保育補助者雇上費貸付						0							
未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付						0							
就職準備金貸付						0							
未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付						0							
貸付事務費						0							
合 計			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円	※ 1 円 0	※ 2 円 0	人 0	円 0

(記載上の注意)

- 1. 間接補助事業者ごとに作成すること。
- 2. ⑥欄は、③欄、④欄、⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑧欄は、⑥欄と⑦欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること
- 4. ⑨欄は、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
- 5. ⑩欄は、貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

別表2

12-1 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)(総括表)

市町村名

	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等								
(2)小規模保育改修費等								
(3)認可化移行改修費等								
(4)家庭的保育改修費等								
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等								
(6)乳児等通園支援事業実施事業所改修費等								
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)
1. ①欄から⑧欄までの各欄には、別表2の12-1①から12-1③の各施設の合計を記入すること。

別表2

12-2 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)(総括表)

市町村名

	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等							※1	※2
(2)小規模保育改修費等							※1	※2
(3)認可化移行改修費等							※1	※2
(4)家庭的保育改修費等							※1	※2
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等							※1	※2
(6)乳児等通園支援事業実施事業所改修費等							※1	※2
合 計	円	円	円	円	円	円	※1 0	※2 0

(記載上の注意)
1. ⑦欄及び⑧欄には、別表2の12-2①から12-2⑤により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別表2

12-3 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)(総括表)

市町村名

	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等								
(2)小規模保育改修費等								
(3)認可化移行改修費等								
(4)家庭的保育改修費等								
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等								
(6)乳児等通園支援事業実施事業所改修費等								
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)
1. ①欄から⑧欄までの各欄には、別表2の12-3①から12-3③の各施設の合計を記入すること。

別表2

12-4 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)(総括表)

市町村名

	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等							※1	※2
(2)小規模保育改修費等							※1	※2
(3)認可化移行改修費等							※1	※2
(4)家庭的保育改修費等							※1	※2
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等							※1	※2
(6)乳児等通園支援事業実施事業所改修費等							※1	※2
合 計	円	円	円	円	円	円	※1 0	※2 0

(記載上の注意)
1. ⑦欄及び⑧欄には、別表2の12-4①から12-4⑤により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別表2

12-1① 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(2)小規模保育改修費等

市町村名																
対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増		総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (⑬×2/3)	事業開始予定年月日	
①	②	③	④	⑤ 人	⑥ 人	⑦	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円 (⑦-⑧)	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円 (⑬×2/3)	⑯ 年 月	⑰ 年 月
									0			0	0	0		
									0			0	0	0		
									0			0	0	0		
									0			0	0	0		
									0			0	0	0		
合計				人	人		円	円	円	円	円	円	円	円		
				0	0		0	0	0	0	0	0	0	0		

- (記載上の注意)
- ①欄は、設置主体の種類を記入すること。(市町村等)
 - ②欄は、整備する小規模保育事業所の類型に同じく「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
 - ③欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「移行化」「併設性・質の向上」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
 - ④欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
 - ⑤欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
 - ⑥欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄は、⑦欄と同額を記入すること。
 - ⑧欄は、⑧欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
 - ⑨欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-1② 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(3)認可化移行改修費等

市町村名																
対象施設名	設置主体	事業区分	定員	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (⑪×2/3)	移行予定年月日	事業実施内容			
①	②	③	④ 人	⑤ 円	⑥ 円	⑦(⑤-⑥) 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円 (⑪×2/3)	⑬ 年 月	⑭			
						0			0	0	0		1. 認可施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料			
						0			0	0	0		1. 認可施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料			
						0			0	0	0		1. 認可施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料			
						0			0	0	0		1. 認可施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料			
						0			0	0	0		1. 認可施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料			
合計			人	円	円	円	円	円	円	円	円					
			0	0	0	0	0	0	0	0	0					

- (記載上の注意)
- ①欄は、設置主体の種類を記入すること。(市町村等)
 - ②欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
 - ③欄は、認可化移行後の施設等を記入すること。
 - ④欄は、改修する認可化移行後の施設等の利用定員を記入すること。
 - ⑤欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑥欄は、⑥欄と同額を記入すること。
 - ⑦欄は、⑦欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
 - ⑧欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
 - ⑨欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

12-1③ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(4)家庭的保育改修費等

市町村名													
対象施設名	設置主体	事業区分	定員	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (⑪×2/3)	事業開始予定年月日	
①	②	③	④ 人	⑤ 円	⑥ 円	⑦(⑤-⑥) 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円 (⑪×2/3)	⑬ 年 月	⑭
						0			0	0	0		
						0			0	0	0		
						0			0	0	0		
						0			0	0	0		
						0			0	0	0		
合計			人	円	円	円	円	円	円	円	円		
			0	0	0	0	0	0	0	0	0		

- (記載上の注意)
- ①欄は、設置主体の種類を記入すること。(市町村等)
 - ②欄は、家庭的保育事業所又は連携保育所を記入すること。
 - ③欄は、改修する家庭的保育事業所の利用定員を記入すること。
 - ④欄は、④欄、⑤欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑤欄は、⑤欄と同額を記入すること。
 - ⑥欄は、⑥欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
 - ⑦欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-1④ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(6)乳児等通園支援事業実施事業所改修費等

市町村名														
対象施設名	設置主体	事業区分	定員	改修費等	礼金及び賃借料	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (⑬×2/3)	事業開始予定年月日
①	②	③	④ 人	⑤	⑥	⑦	⑧ 円	⑨ 円 (⑦-⑧)	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円 (⑬×2/3)	⑮ 年 月
								0				0	0	
								0				0	0	
								0				0	0	
								0				0	0	
								0				0	0	
合計			人				円	円	円	円	円	円	円	
			0				0	0	0	0	0	0	0	

- (記載上の注意)
- ①欄は、設置主体の種類を記入すること。(市町村等)
 - ②欄は、改修等を予定している施設・事業所の類型を記入すること。(保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等)
 - ③欄は、乳児等通園支援事業実施事業所の利用定員を記入すること。
 - ④欄は、経費としてそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
 - ⑤欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑥欄は、⑥欄と同額を記入すること。
 - ⑦欄は、⑦欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
 - ⑧欄は、事業を開始する年月日を記入すること。

12-2① 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

[illegible]

12-2② 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

[illegible]

12-2③ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

[illegible]

12-24 保育所等修費等支援事業(間接補助事業分)(国員照料費3分の2)

[illegible][illegible][illegible]

对象及设备	设置主体	事案区分	文具	注

[illegible]

別表2

12-3① 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(2)小規模保育改修費等

市町村名														
対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (⑬×1/2)	事業開始予定年月日
①	②	③	④	⑤ 人	⑥ 人	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円(⑦-⑧)	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
合計				人 0	人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

- (記載上の注意)
- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
 - ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
 - ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「利便性・質の向上」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
 - ⑤欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
 - ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
 - ⑦欄は、⑬欄、⑭欄及び⑮欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑧欄は、⑬欄と同額を記入すること。
 - ⑨欄は、⑬欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
 - ⑮欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-3② 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(3)認可化移行改修費等

市町村名														
対象施設名	設置主体	事業区分	定員	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (⑪×1/2)	移行予定年月日	事業実施内容	
①	②	③	④ 人	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円(⑤-⑥)	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬	⑭	⑮
						0			0	0	0		1. 認可化移行後の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
						0			0	0	0		1. 認可化移行後の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
						0			0	0	0		1. 認可化移行後の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
						0			0	0	0		1. 認可化移行後の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
						0			0	0	0		1. 認可化移行後の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
合計			人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0			

- (記載上の注意)
- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
 - ③欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
 - ④欄は、認可化移行後の施設等の利用定員を記入すること。
 - ⑤欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑥欄は、⑬欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
 - ⑦欄は、⑬欄と同額を記入すること。
 - ⑧欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
 - ⑮欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

12-3③ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(4)家庭的保育改修費等

市町村名												
対象施設名	設置主体	事業区分	定員	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (⑪×1/2)	事業開始予定年月日
①	②	③	④ 人	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円(⑤-⑥)	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬
						0			0	0	0	
						0			0	0	0	
						0			0	0	0	
						0			0	0	0	
合計			人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

- (記載上の注意)
- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
 - ③欄は、改修等を予定している施設・事業所の類型を記入すること。(保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等)
 - ④欄は、乳児等発達支援事業実施事業所の利用定員を記入すること。
 - ⑤欄は、経費としてそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
 - ⑥欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄は、⑬欄と同額を記入すること。
 - ⑧欄は、⑬欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
 - ⑮欄は、事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-3④ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(6)乳児等発達支援事業実施事業所改修費等

市町村名														
対象施設名	設置主体	事業区分	定員	改修費等	礼金及び賃借料	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (⑬×1/2)	事業開始予定年月日
①	②	③	④ 人	⑤	⑥	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円(⑦-⑧)	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮
								0				0	0	
								0				0	0	
								0				0	0	
								0				0	0	
合計			人 0			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

- (記載上の注意)
- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
 - ③欄は、改修等を予定している施設・事業所の類型を記入すること。(保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等)
 - ④欄は、乳児等発達支援事業実施事業所の利用定員を記入すること。
 - ⑤欄は、経費としてそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
 - ⑥欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄は、⑬欄と同額を記入すること。
 - ⑧欄は、⑬欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
 - ⑮欄は、事業を開始する年月日を記入すること。

12-4① 保育所等改修費等支援事業(関係補助事業分)(国負担割合2分の1)

[illegible]

12-4② 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

[illegible]

12-4③ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

[illegible]

12-4④ 保育所等改修費等支援事業(児童補助事業分)(国負担割合2分の1)

[illegible]

12-4⑤ 保育所等改修費等支援事業(児童補助事業分)(国負担割合2分の1)

選定された人物は

1. 古墳群、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。この場合、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。
2. 古墳群、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。この場合、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。
3. 古墳群、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。この場合、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。
4. 古墳群、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。この場合、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。
5. 古墳群、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。この場合、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。
6. 古墳群、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。この場合、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。
7. 古墳群、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。この場合、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。
8. 古墳群、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。この場合、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。
9. 古墳群、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。この場合、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。
10. 古墳群、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。この場合、古墳群の中心となる古墳が確認できたとする。

12-4② 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)
(6)児童発達支援事業、障害児通園支援事業、障害児放課後等支援事業、障害児居宅支援事業、障害児福祉施設整備事業、障害児福祉施設改修費等

[illegible]

別表2

13―1 都市部における保育所への賃借料等支援事業（（1）都市部における保育所への賃借料支援事業）（都道府県間接補助事業）

市 町 村 名

財政力指数

（1）財政力指数が1.0超の市町村及び特別区

施設・事業所名	設置主体	施設・事業所種別	建物賃料 (年額)	賃借料加算 (年額)	(4)／(5)	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	(12)×27/40×2/3	都道府県 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (15)×10/10	交付要綱の4(2)⑥ ア(ア)のただし書き の適用の有無 (○を記載)
①	②	③	④ 円	⑤ 円	⑥	⑦ 円	⑧ 円	⑨(⑦－⑧) 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円	⑰
								0			0	0			0	
								0			0	0			0	
								0			0	0			0	
								0			0	0			0	
								0			0	0			0	
								0			0	0			0	
か所 0	(公) か所 (私) か所		円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

（2）（1）以外の市町村

施設・事業所名	設置主体	施設・事業所種別	建物賃料 (年額)	賃借料加算 (年額)	(4)／(5)	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	(12)×3/4×2/3	都道府県 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (15)×10/10
①	②	③	④ 円	⑤ 円	⑥	⑦ 円	⑧ 円	⑨(⑦－⑧) 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
か所 0	(公) か所 (私) か所		円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- （記載上の注意）
- ②欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 - ④欄は、認定こども園の場合子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受けた児童に係る利用定員数を認定こども園全体の利用定員数で除した数を施設の建物賃料に乘じた額を記載すること。
 - ⑤欄は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日号外内閣府告示第49号）第1条第51号に規定する賃借料加算の年額を記載すること。
 - ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、少ない額を記載すること。
 - 交付要綱の4(2)⑥ア(ア)のただし書きを適用する施設については、「（1）財政力指数が1.0超の市町村及び特別区」の⑬欄において「(12)×27/40×2/3」とあるのを「(12)×3/4×2/3」と置き換えて算出すること。
 - ⑮欄は、⑬欄と⑭欄の額を比較し、少ない額を記載すること。
 - ⑯欄には、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表2

13-2 都市部における保育所への賃借料等支援事業((2)保育所設置促進事業)(市町村間接補助事業)

市町村名

対象施設名 ①	運営主体 ②	定員 ③	区分 ④	総事業費 ⑤	寄付金その他の収入 予定額 ⑥	差引額 ⑦(⑤-⑥)	対象経費の 支出予定額 ⑧	国庫補助基準額 ⑨	選定額 ⑩	(⑩×3/4) ⑪	市町村補助額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 ⑭(⑬×2/3)	事業開始年月日 ⑮
		人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
						0			0	0			0	
						0			0	0			0	
						0			0	0			0	
						0			0	0			0	
						0			0	0			0	
合計		人		円	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

1. ②欄は、法人等の種別を記入すること。(株式会社、NPO法人等)

2. ③欄は、実施する保育所等の定員を記入すること。

3. ④欄は、保育所・幼保連携型認定こども園の別を記入すること。

4. ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

5. ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。

6. ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

7. ⑮欄は、保育所等を開始する年月日を記入すること。

別表2

14－1 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(総括)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対 象 施 設 名 ①	補助内容(実施の有無)		
	調査費 ②	助言指導費 ③	指導監督基準 遵守助言指導費 ④
か所 0	か所 0	か所 0	か所 0

(記載上の注意)

1. ②～④欄は当該施設が各事業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」と記入すること。

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①－②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円
1. 調査費								
2. 助言指導費								
3. 指導監督基準遵守 助言指導費								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各施設の合計を記載すること。

別表2

14-1① 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(1. 調査費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)	計画策定 年月日 ⑩	移行予定 年月日 ⑪
	円	円	円	円	円	円	円	円		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
か所	円	円	円	円	円	円	円	円		
0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

14-1② 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(2. 助言指導費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)	計画策定 年月日 ⑩	移行予定 年月日 ⑪
	円	円	円	円	円	円	円	円		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
か所	円	円	円	円	円	円	円	円		
0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

14-1③ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(3. 指導監督基準遵守助言指導費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)	計画策定 年月日 ⑩	基準遵守予定 年月日 ⑪
	円	円	円	円	円	円	円	円		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
か所 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

14－2 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業（総括）（市町村事業・直接補助分）

市町村名 _____

対 象 施 設 名 ①	補助内容(実施の有無)				
	調査費 ②	助言指導費 ③	指導監督基準遵守助言指導費 ④	認可化移行移転費等	
				移転費 ⑤	仮設設置費 ⑥
か所 0	か所 0	か所 0	か所 0	か所 0	か所 0

(記載上の注意)

1. ②～⑥欄は当該施設が各事業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」と記入すること。

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①－②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円	(参考)自治体補助額	
									都道府県補助額 円	市町村補助額 円
1. 調査費										
2. 助言指導費										
3. 指導監督基準遵守 助言指導費										
4. 認可化移行移転費等										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各施設の合計を記載すること。
2. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14－2① 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(1. 調査費)(市町村事業・直接補助分)

市町村名											
対 象 施 設 名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④(②-③) ⑤	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨(⑧×1/2)	計画策定 年月日 ⑩	移行予定 年月日 ⑪	(参考)自治体補助額	
										都道府県補助額	市町村補助額
	円	円	円	円	円	円	円			円	円
			0			0					
			0			0					
			0			0					
			0			0					
			0			0					
か所	円	円	円	円	円	円	円				
0	0	0	0	0	0	0	0				

- (記載上の注意)
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14－2② 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(2. 助言指導費)(市町村事業・直接補助分)

市町村名												
対 象 施 設 名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)	計画策定 年月日 ⑩	移行予定 年月日 ⑪	(参考)自治体補助額	
											都道府県補助額	市町村補助額
	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
か所	円	円	円	円	円	円	円	円				
0	0	0	0	0	0	0	0	0				

(記載上の注意)

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. 〈参考〉自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14－2③ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(3. 指導監督基準遵守助言指導費)(市町村事業・直接補助分)

市町村名												
対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	計画策定年月日	基準遵守予定年月日	(参考)自治体補助額	
											都道府県補助額	市町村補助額
①	②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑧×1/2)	⑩	⑪		
	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
か所	円	円	円	円	円	円	円	円				
0	0	0	0	0	0	0	0	0				

(記載上の注意)

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14－2④ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(4. 認可化移行移転費等)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名 ①	運営主体 ②	総事業費 ③ 円	寄付金その他の収入 予定額 ④ 円	差引額 ⑤(③-④) 円	対象経費の支出予定額			国庫補助基準額 ⑨ 円	選定額 ⑩ 円	国庫補助基本額 ⑪ 円	国庫補助所要額 ⑫(⑪×1/2) 円	移行予定年月日 ⑬	(参考)自治体補助額	
					⑥ 円	移転費 ⑦ 円	仮設置費 ⑧ 円						都道府県補助額 円	市町村補助額 円
				0					0		0			
				0					0		0			
				0					0		0			
				0					0		0			
か所 0か所		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		円	円

- (記載上の注意)
- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(市町村、株式会社、NPO等)
 - ⑩欄は、⑤欄、⑥欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - ⑬欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
 - (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14-3 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(4. 認可化移行移転費等)(市町村事業・間接補助分)

市町村名

対象施設名 ①	運営主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の支出予定額			国庫補助基準額 ⑨	選定額 ⑩	市町村補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	移行予定年月日 ⑭	(参考)自治体補助額	
					⑥	移転費 ⑦	仮設設置費 ⑧							都道府県補助額	市町村補助額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円
				0					0			0			
				0					0			0			
				0					0			0			
				0					0			0			
か所 0か所		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円 0		円 0	円 0

- (記載上の注意)
- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(株式会社、NPO等)
 - ⑩欄は、⑤欄、⑥欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑫欄には、⑩欄の額と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
 - ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
 - ⑭欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
 - (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

15ー1 民有地マッチング事業(都道府県事業・直接補助事業分)

都道府県名: _____

区 分	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧(⑦×1/2)
1. 民有地マッチング支援			0			0		0
2. 整備候補地の確保支援			0			0		0
3. コーディネーターの配置支援			0			0		0
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)
1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
2. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
3. ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたものとする。)を記載すること。

(1)民有地マッチング支援

整備候補地等		保育所整備法人等		マッチング数 ⑤	整備決定数 ⑥	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧
応募数 ①	選定数 ②	応募数 ③	選定数 ④				
か所	か所			か所	か所	円	円

都道府県名: _____

(2)整備候補地等の確保支援

整備候補地 確保数 ①	取組内容 ②	対象経費の 支出予定額 ③	国庫補助基準額 ④
		円	円

(記載上の注意)
1. ②欄は、取組内容を具体的に簡潔に記載するとともに、取組内容が分かる資料を添付すること。

(3)コーディネーターの配置支援

配置場所 ①	配置主体 ②	コーディネーター 配置人数 ③	事業内容 ④	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
		人		円	円

(記載上の注意)
1. ①欄は、コーディネーターを配置している場所(市役所 等)を記載すること。
2. ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
3. ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。
ア. 地域住民との調整 イ. その他()

別表2

15ー2 民有地マッチング事業(都道府県事業・間接補助事業分)

都道府県名: _____

区 分	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③ 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	都道府県補助額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2) 円
3. コーディネーターの配置支援			0			0		※1	※2 0

- (記載上の注意)
- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
 - ⑨欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。

(3) コーディネーターの配置支援

配置場所 ①	配置主体 ②	コーディネーター 配置人数 ③	事業内容 ④	対象経費の 支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円
		人			

- (記載上の注意)
- ①欄は、コーディネーターを配置している場所(保育所 等)を記載すること。
 - ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
 - ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。
ア. 地域住民との調整 イ. その他()

別表2

15－3 民有地マッチング事業(市町村事業・直接補助事業分)

市町村名：_____

区 分	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧(⑦×1/2)	(参考)自治体補助額	
									都道府県補助額	市町村補助額
1. 民有地マッチング支援			0			0		0		
2. 整備候補地の確保支援			0			0		0		
3. コーディネーターの配置支援			0			0		0		
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円	円

- (記載上の注意)
- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
 - ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
 - (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

(1)民有地マッチング支援

整備候補地等		保育所整備法人等		マッチング数 ⑤	整備決定数 ⑥	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧
応募数 ①	選定数 ②	応募数 ③	選定数 ④				
か所	か所			か所	か所	円	円

(2)整備候補地等の確保支援

整備候補地 確保数 ①	取組内容 ②	対象経費の 支出予定額 ③	国庫補助基準額 ④
		円	円

- (記載上の注意)
- ②欄は、取組内容を具体的かつ簡潔に記載するとともに、取組内容が分かる資料を添付すること。

(3)コーディネーターの配置支援

配置場所 ①	配置主体 ②	コーディネーター 配置人数 ③	事業内容 ④	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
		人		円	円

- (記載上の注意)
- ①欄は、コーディネーターを配置している場所(市役所 等)を記載すること。
 - ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
 - ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。
ア. 地域住民との調整 イ. その他()

15-4 民有地マッチング事業(市町村事業・間接補助事業分)

市町村名:

(記載上の注意)

- ### (3) コーディネーターの配置支援

(記載上の注意)

- ①欄は、コーディネーターを配置している場所(保育所 等)を記載すること。
 - ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
 - ③欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。
- ア. 地域住民との調整 イ. その他()

別表2

16 広域的保育所等利用事業(総括)

市町村名 _____

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①－②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
	円	円	円	円	円	円	円	円
1. こども送迎センター等事業	0	0	0	0	0	0	0	0
①こども送迎センター事業								
②自宅等送迎事業								
2. 代替屋外遊戯場送迎事業								
3. こども送迎センター設置改修事業								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

別表2

16 広域的保育所等利用事業

市町村名 _____

(1) こども送迎センター等事業

① こども送迎センター事業

送迎センター名 ①	セ ン タ ー 開 所 時 間 ②		実施主体 (委託の場合、 委託先) ③	利用保育所等数								送迎付き添 い保育士等 数 ⑤	登録児童数 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入予定額 ⑧	差引額 ⑨(⑦-⑧)	対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助 基準額 ⑪	選定額 ⑫	国庫補助 基本額 ⑬	国庫補助 所要額 ⑭(⑬×1/2)	実施事業内容				
				保	こ	小	家	事	地	国	企											幼	④	バス購 入費	バス借 上費	保育 士等 雇上 替
											人	人	円	円	円	円	円	円	円							
	午前	: ~ :																								
	午後	: ~ :																								
	合計	時間		か所																						
	午前	: ~ :																								
	午後	: ~ :																								
	合計	時間		か所																						
	午前	: ~ :																								
	午後	: ~ :																								
	合計	時間		か所																						
	午前	: ~ :																								
	午後	: ~ :																								
	合計	時間		か所																						
か所 0				0								0	0	円	円	円	円	円	円	円	円					

(記載上の注意)

1. ②欄の「午前」、「午後」の欄は、送迎センターの開所時刻、閉所時刻を記入すること。「合計」の欄は、送迎センターの開所時間(午前、午後の合計)を記入すること。
2. ④欄には、送迎センターを利用している保育所等の数、利用している保育所等の施設・事業の欄に○を付けること。
保…保育所 こ…認定こども園 小…小規模保育事業 家…家庭的保育事業 事…事業所内保育事業
地…地方単独保育施設 国…認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
企…企業主導型保育事業 幼…幼稚園
3. ⑫欄は、⑨欄、⑬欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
4. ⑬欄には、⑫欄の額を記入すること。
5. ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
6. ⑮欄は、実施する事業内容の欄に○を付けること。

別表2

16 広域的保育所等利用事業

市町村名 _____

- (1)こども送迎センター等事業
- ②自宅等送迎事業

実施主体 (委託の場合、 委託先)	利用保育所等数									送迎付き添 い保育士等 数	登録児童数	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	実施事業内容				
	保	こ	小	家	事	地	国	企	幼											バス購 入費	バス借 上費	保育士 等雇上 費	運転手 雇上費	事業費
①										③	④	⑤	⑥	⑦(⑤－⑥)	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫(⑪×1/2)					⑬
										人	人	円	円	円	円	円	円	円	円					
														0			0	0	0					
									か所					0			0	0	0					
									か所					0			0	0	0					
									か所					0			0	0	0					
									か所					0			0	0	0					
									か所					0			0	0	0					
									か所	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円					
									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

- (記載上の注意)
1. ②欄には、送迎サービスを利用している保育所等の数、利用している保育所等の施設・事業の欄に○を付けること。
保…保育所 小…認定こども園 小…小規模保育事業 家…家庭的保育事業 事…事業所内保育事業
地…地方単独保育施設 国…認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
企…企業主導型保育事業 幼…幼稚園
2. ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
3. ⑪欄には、⑩欄の額を記入すること。
4. ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
5. ⑬欄は、実施する事業内容の欄に○を付けること。

別表2

16 広域的保育所等利用事業

市町村名 _____

(2)代替屋外遊戯場送迎事業

屋外遊戯場に代わる場所(代替屋外遊戯場)の名称	保育所等から代替屋外遊戯場までの平均的な距離、時間数(往復)、年間利用回数			利用保育所等数								送迎付き添い保育士等数	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容				
				保	こ	小	家	事	地	国	企	幼									バス購入費	バス借上費	保育士等雇上費	運転手雇上費	事業費
①	②			③								④	⑤	⑥	⑦	⑧(⑥-⑦)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬(⑫×1/2)				
	距離		km										人	円	円	円	円	円	円	円					
	時間		分													0			0		0				
	回数(年)		回	か所															0						
	距離		km													0			0		0				
	時間		分																0						
	回数(年)		回	か所															0						
	距離		km													0			0		0				
	時間		分																0						
	回数(年)		回	か所															0						
か所				か所								人	円	円	円	円	円	円	円	円					
0				0								0	0	0	0	0	0	0	0	0					

(記載上の注意)

1. 屋外遊戯場に代わる場所が複数ある場合、主とするものを記入すること。
2. ②欄の「距離」の欄は、各保育所等から屋外遊戯場に代わる場所までの往復に要する「平均的な距離」を記入すること。(複数の保育所等を経由する場合、その距離も含む。)
「時間」の欄は、各保育所等から屋外遊戯場に代わる場所までの往復に要する「平均的な時間数」を「分単位」で記入すること。(複数の保育所等を経由する場合、その時間も含む。)
「回数」の欄は、屋外遊戯場に代わる場所の「年間」の利用回数(各保育所等の利用回数の合計)を記入すること。
3. ④欄には、屋外遊戯場に代わる場所を利用している保育所等の数、利用している保育所等の施設・事業の欄に○を付けること。
保…保育所 こ…認定こども園 小…小規模保育事業 家…家庭的保育事業 事…事業所内保育事業 地…地方単独保育施設
国…認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業 企…企業主導型保育事業 幼…幼稚園
4. ①欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
5. ⑫欄には、①欄の額を記入すること。
6. ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
7. ⑭欄は、実施する事業内容の欄に○を付けること。

別表2

16 広域的保育所等利用事業

市町村名 _____

(3)こども送迎センター設置改修事業

送迎センター名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)	事業開始年月日 ⑩
	円	円	円	円	円	円	円	円	
			0			0	0	0	
			0			0	0	0	
か所 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、こども送迎センター事業を開始する(した)年月日を記入すること。

別表2

17－1 保育利用支援事業(市町村事業・直接補助分)(総括)

市町村名 _____

	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入 予定額 ② 円	差引額 ③(①－②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円
(1)代替保育利用支援								
(2)予約制導入に係る体制整備								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

別表2

17-1 保育利用支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名 _____

(1)代替保育利用支援

NO.	対象事業	年間利用予定 実人数	年間利用予定 延べ月数	実施方法	総事業費	寄付金その他の収入 予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	(参考) 利用料及び補助額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦(⑤-⑥)	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫(⑪×1/2)	⑬
		人	月		円	円	円	円	円	円	円		
1							0			0		0	
2							0			0		0	
3							0			0		0	
小計		0人	0月		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

(記載上の注意)

1. ①欄は、一時預かり事業など利用料補助の対象とする事業すべてを記入すること。
2. ②欄は、年間の利用予定実人数を記入すること。
3. ③欄は、年間の延べ利用予定月数を記入すること。(※1月に複数回利用しても1月とカウントする。)
4. ④欄は、ア(対象者に係る利用料を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が等が軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法)、又はイ(対象者が施設・事業所に支払う利用料について、市町村より対象者に対して当該利用料を軽減又は免除する額を補助する方法)のいずれかを記入すること。
5. ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
6. ⑪欄には、⑩欄の額を記入すること。
7. ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
8. ⑬欄は、施設ごとに、利用料及び補助額を記入すること。(例:利用料 ○○保育園○時間○円、補助額 1人につき○月当たり○円上限)

別表2

17-1 保育利用支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名 _____

(2) 予約制導入に係る体制整備

NO.	施設類型	施設名	対象予定人数	予約入所実施予定時期	配置職員	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧(⑥-⑦)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬(⑫×1/2)
			人			円	円	円	円	円	円	円	円
1								0			0		0
2								0			0		0
3								0			0		0
4								0			0		0
5								0			0		0
6								0			0		0
小計			0 人			0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

(記載上の注意)

- 1. ①欄は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- 2. ②欄は、施設名を記入すること。
- 3. ③欄は、年間の対象予定人数を記入すること。
- 4. ④欄は、予約制により設定する入所時期を記入すること。(複数設定する場合は、すべての実施時期を記入すること。随時入所可能とする場合は「随時」と記入すること。)
- 5. ⑤欄は、配置する職員の職種を記入すること。
- 6. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 7. ⑫欄には、⑪欄の額を記入すること。
- 8. ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

17－2 保育利用支援事業(市町村間接補助分)(総括)

市町村名 _____

	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入 予定額 ② 円	差引額 ③(①－②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	市町村補助額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨ 円
(1)代替保育利用支援									
(2)予約制導入に係る体制整備									
計	0	0	0	0	0	0	0	※1 0	※2 0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑨欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

別表2

17-2 保育利用支援事業(市町村間接補助分)

市町村名 _____

(1)代替保育利用支援

NO.	対象事業	年間利用予定 実人数	年間利用予定 延べ月数	実施方法	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	(参考) 利用料及び補助 額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦(⑤-⑥)	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬(⑫×1/2)	⑭
		人	月		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1							0			0			0	
2							0			0			0	
3							0			0			0	
小計		人	月		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (記載上の注意)
- ①欄は、一時預かり事業など利用料補助の対象とする事業すべてを記入すること。
 - ②欄は、年間の利用予定実人数を記入すること。
 - ③欄は、年間の延べ利用予定月数を記入すること。(※1月に複数回利用しても1月とカウントする。)
 - ④欄は、ア(対象者に係る利用料を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が等が軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法)、又はイ(対象者が施設・事業所に支払う利用料について、市町村より対象者に対して当該利用料を軽減又は免除する額を補助する方法)のいずれかを記入すること。
 - ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑫欄には、⑩欄の額と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
 - ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - ⑭欄は、施設ごとに、利用料及び補助額を記入すること。(例: 利用料 ○○保育園○時間○円、補助額 1人につき○月当たり○円上限)

別表2

17-2 保育利用支援事業(市町村間接補助分)

市町村名 _____

(2) 予約制導入に係る体制整備

NO.	施設類型	施設名	対象予定人数	予約入所実施予定時期	配置職員	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧(⑥-⑦)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭(⑬×1/2)
			人			円	円	円	円	円	円	円	円	円
1								0			0			0
2								0			0			0
3								0			0			0
4								0			0			0
5								0			0			0
6								0			0			0
小計			人			円	円	円	円	円	円	円	円	円
			0			0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (記載上の注意)
- ①欄は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
 - ②欄は、施設名を記入すること。
 - ③欄は、年間の対象予定人数を記入すること。
 - ④欄は、予約制により設定する入所時期を記入すること。(複数設定する場合は、すべての実施時期を記入すること。随時入所可能とする場合は「随時」と記入すること。)
 - ⑤欄は、配置する職員の職種を記入すること。
 - ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
 - ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

18－1 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村事業・直接補助分)(総括)

市町村名 _____

	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入 予定額 ② 円	差引額 ③(①－②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円
(1)3歳児受入れ連携支援事業								
(2)家庭的保育コンソーシアム形成事業								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

別表2

18-1 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名 _____

(1)3歳児受入れ連携支援事業

NO.	施設類型	施設名	連携支援コーディネーターの職種	連携施設設定状況		満3歳以上の 児童の定員拡大	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③	④		⑤	⑥	⑦	⑧(⑥-⑦)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬(⑫×1/2)
					か所		円	円	円	円	円	円	円	円
1				家庭的保育					0			0		0
				小規模保育										
				事業所内保育										
2				家庭的保育					0			0		0
				小規模保育										
				事業所内保育										
3				家庭的保育					0			0		0
				小規模保育										
				事業所内保育										
4				家庭的保育					0			0		0
				小規模保育										
				事業所内保育										
5				家庭的保育					0			0		0
				小規模保育										
				事業所内保育										
6				家庭的保育					0			0		0
				小規模保育										
				事業所内保育										
小計					か所		円	円	円	円	円	円	円	円
				家庭的保育			0	0	0	0	0	0	0	0
				小規模保育										
				事業所内保育										

(記載上の注意)

- ①欄は、連携支援コーディネーターを配置する施設について、保育所、認定こども園又は幼稚園のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、配置する連携支援コーディネーターの職種・保育に従事した経験等を記入すること。(例:保育士、保育士経験者、保育所園長経験者)
- ④欄は、連携施設として連携協力を行う施設の類型毎のか所数を記入すること。
- ⑤欄は、ア(保育所等の3歳以上児の定員枠の拡大)、イ(保育所等の3歳未満児の定員枠を3歳以上児の定員枠への振替え)又はウ(その他())のいずれかを記入すること。ウの場合は、()内に具体的な内容を記入すること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄には、⑪欄の額を記入すること。
- ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

18－1 3歳児受入れ等連携支援事業（市町村事業・直接補助分）

市町村名

(2) 家庭的保育コンソーシアム形成事業

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①－②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧(⑦×1/2) 円	コーディネーター数 ⑨ 人	家庭的保育 事業者数 ⑩ 人	実施事業内容 ⑪
家庭的保育コンソーシアム形成事業			0			0		0			1. 共同での備品購入等の調整 2. 共同での自園調理等の調整 3. 連携施設からの給食提供等の調整 4. 代替保育等の調整 5. 家庭的保育補助者の雇用管理等 6. 子どものための教育・保育給付交付金 等の請求等の事務処理 7. 各家庭的保育事業所への巡回指導 又は相談支援等 8. その他()
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑩欄は、コンソーシアムを形成する事業者数を記入すること。
- ⑪欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

18-2 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村間接補助事業分)

市町村名 _____

(1)3歳児受入れ連携支援事業

NO.	施設類型 ①	施設名 ②	連携支援コーディネーターの職種 ③	連携施設設定状況 ④		満3歳以上の 児童の定員拡大 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入予定額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の 支出予定額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	市町村 補助額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 ⑭(⑬×1/2)
					か所										
1				家庭的保育			円	円	円	円	円	円	円	円	円
				小規模保育											
				事業所内保育											
2				家庭的保育			円	円	0	円	円	0	円	円	0
				小規模保育											
				事業所内保育											
3				家庭的保育			円	円	0	円	円	0	円	円	0
				小規模保育											
				事業所内保育											
4				家庭的保育			円	円	0	円	円	0	円	円	0
				小規模保育											
				事業所内保育											
5				家庭的保育			円	円	0	円	円	0	円	円	0
				小規模保育											
				事業所内保育											
6				家庭的保育			円	円	0	円	円	0	円	円	0
				小規模保育											
				事業所内保育											
小計					か所		円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円
				家庭的保育											
				小規模保育											
				事業所内保育											

(記載上の注意)

- ①欄は、連携支援コーディネーターを配置する施設について、保育所、認定こども園又は幼稚園のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、配置する連携支援コーディネーターの職種・保育に従事した経験等を記入すること。(例:保育士、保育士経験者、保育所園長経験者)
- ④欄は、連携施設として連携協力を行う施設の類型毎のか所数を記入すること。
- ⑤欄は、ア(保育所等の3歳以上児の定員枠の拡大)、イ(保育所等の3歳未満児の定員枠を3歳以上児の定員枠への振替え)又はウ(その他())のいずれかを記入すること。ウの場合は、()内に具体的な内容を記入すること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本 額	国庫補助所要 額
①	②	③/(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧/(⑦×1/2)
円	円	円	円	円	円	円	円
		0		0	0	0	0

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

(1) 医療的ケア児の受入を行う保育所等に関する取組(看護師等の配置、研修の受講支援、補助者の配置、医療的ケア児の備品補助、災害対策備品整備及び園外活動移動支援)

NO.	施設類型 ①	施設名 ②	看護師等の配置		研修の受講支 援 ⑤	補助者の配置 ⑥	医療的ケア児の 備品補助 ⑦	災害対策備品 整備 ⑧	園外活動移動 支援 ⑨	国庫補助基準額 ⑩
			医療的ケアに 従事する職員 ③	対象 児童数 ④						
1				人						円
2										
3										
4										
5										
小計				0 人						円 0

(記載上の注意)

- ①欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- ④欄は、当該施設において受入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- ⑤欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑥欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑦欄は、医療的ケア児が個別に必要なとなる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑧欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要なとなる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑨欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。

(2) 医療的ケア児の受入れに関する都道府県等の取組(巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置)

NO.	項目	実施の有無	看護師等又は 喀痰吸引研修 受講済み保育 士の配置	国庫補助基準 額
①	②	③	④	⑤
1	巡回による看護 師等の配置			円
2	医療的ケア児保 育支援者の配置			
3	ガイドラインの策 定			
4	検討会の設置			
小計				円 0

(記載上の注意)

- ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合で、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。

総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	(⑥×3/4)	都道府県補助 額	国庫補助基本 額	国庫補助所要額
①	②	③/(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩/(⑨×2/3)
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		0		0	0	0		0	0

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑨欄には、⑦欄及び⑧欄を比較し、少ない方の額を記入すること。
- ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

(1) 医療的ケア児の受入を行う保育所等に関する取組(看護師等の配置、研修の受講支援、補助者の配置、医療的ケア児の備品補助、災害対策備品整備及び園外活動移動支援)

NO.	施設類型	施設名	看護師等の配置		研修の受講支援	補助者の配置	医療的ケア児の 備品補助	災害対策備品 整備	園外活動移動 支援	国庫補助基準額
			医療的ケアに 従事する職員	対象 児童数						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1				人						円
2										
3										
4										
5										
小計				人 0						円 0

(記載上の注意)

- ①欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- ④欄は、当該施設において受入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- ⑤欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑥欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑦欄は、医療的ケア児が個別に必要なとなる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑧欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要なとなる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑨欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。

(2) 医療的ケア児の受入れに関する都道府県等の取組(巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置)

NO.	項目	実施の有無	看護師等又は 喀痰吸引研修 受講済み保育 士の配置	国庫補助基準 額
①	②	③	④	⑤
1	巡回による看護 師等の配置			円
2	医療的ケア児保 育支援者の配置			
3	ガイドラインの策 定			
4	検討会の設置			
小計				円 0

(記載上の注意)

- ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合で、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。

総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本 額	国庫補助所要 額
①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧(⑦×2/3)
円	円	円	円	円	円	円	円
		0		0	0	0	0

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

(1) 医療的ケア児の受入を行う保育所等に関する取組(看護師等の配置、研修の受講支援、補助者の配置、医療的ケア児の備品補助、災害対策備品整備及び園外活動移動支援)

NO.	施設類型 ①	施設名 ②	看護師等の配置		研修の受講支 援 ⑤	補助者の配置 ⑥	医療的ケア児の 備品補助 ⑦	災害対策備品 整備 ⑧	園外活動移動 支援 ⑨	国庫補助基準額 ⑩
			医療的ケアに 従事する職員 ③	対象 児童数 ④						
1				人						円
2										
3										
4										
5										
小計				0 人						円 0

(記載上の注意)

- ①欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- ④欄は、当該施設において受入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- ⑤欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑥欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑦欄は、医療的ケア児が個別に必要な備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑧欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要な備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑨欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。

(2) 医療的ケア児の受入れに関する都道府県等の取組(巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置)

NO.	項目 ①	実施の有無 ②	看護師等又は 喀痰吸引研修 受講済み保育 士の配置 ③	国庫補助基準 額 ④
1	巡回による看護 師等の配置			円
2	医療的ケア児保 育支援者の配置			
3	ガイドラインの策 定			
4	検討会の設置			
小計				円 0

(記載上の注意)

- ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合で、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。

総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	(⑥×5/6)	都道府県補助 額	国庫補助基本 額	国庫補助所要額
①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩(⑨×4/5)
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		0		0	0	0		0	0

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑨欄には、⑦欄及び⑧欄を比較し、少ない方の額を記入すること。
- ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

(1) 医療的ケア児の受入を行う保育所等に関する取組(看護師等の配置、研修の受講支援、補助者の配置、医療的ケア児の備品補助、災害対策備品整備及び園外活動移動支援)

NO.	施設類型 ①	施設名 ②	看護師等の配置		研修の受講支 援 ⑤	補助者の配置 ⑥	医療的ケア児の 備品補助 ⑦	災害対策備品 整備 ⑧	園外活動移動 支援 ⑨	国庫補助基準額 ⑩
			医療的ケアに 従事する職員 ③	対象 児童数 ④						
1				人						円
2										
3										
4										
5										
小計				0 人						円 0

(記載上の注意)

- ①欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- ④欄は、当該施設において受入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- ⑤欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑥欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑦欄は、医療的ケア児が個別に必要な備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑧欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要な備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑨欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。

(2) 医療的ケア児の受入れに関する都道府県等の取組(巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置)

NO.	項目 ①	実施の有無 ②	看護師等又は 喀痰吸引研修 受講済み保育 士の配置 ③	国庫補助基準 額 ④
1	巡回による看護 師等の配置			円
2	医療的ケア児保 育支援者の配置			
3	ガイドラインの策 定			
4	検討会の設置			
小計				円 0

(記載上の注意)

- ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合で、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。

別表2

20ー1 家庭支援推進保育事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

NO.	保育所等名	設置主体 (公又は私)	年間事業 月数	平均対象児童 入所率	平均対象外国人 世帯児童	加配保育士数	文化・習慣等に精 通した保育士以外	要保護児童対策 地域協議会への	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪(⑨-⑩)	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯(⑮×1/2)
			月	%	%	人	人		円	円	円	円	円	円	円	円
1											0			0	0	0
2											0			0	0	0
3											0			0	0	0
4											0			0	0	0
5											0			0	0	0
6											0			0	0	0
小計	か所 0	か所 公 0 私 0				人 0	人 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

1. 保育所等ごとに記入すること。
2. ②欄は、いずれかを選択すること。
3. ④欄は、事業を実施した月ごとに対象児童入所率(対象児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象児童入所率を記入すること。
(「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は30%以上、それ以外の場合は40%以上、小数点第1位まで記入)
ただし、年間平均の対象児童入所率が上記割合を下回る場合は、超えた月のみを対象とし、その平均の対象児童入所率を記入すること。
(この場合の「年間事業月数」は、対象児童入所率が「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は30%以上、それ以外の場合は40%以上を超えた月数を記入すること。)
4. ⑤欄は、事業を実施した月ごとに対象外国人世帯児童の入所率(対象外国人世帯児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象外国人世帯児童入所率を記入すること。
(必ず20%以上、小数点第1位まで記入)
5. ⑥欄は、本事業の要件である設置配置基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記入すること。(必ず1人以上)
6. ⑦欄は、本事業に規定する外国人子育て家庭の児童に対する支援を適切に実施できる職員を加配した人数を記入すること。(必ず1人以上)
7. ⑧欄は、市町村が参集する「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は「有」と記入すること。
8. ⑭欄は、⑪欄、⑫欄及び⑬欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
9. ⑮欄には、⑭欄の額を記入すること。
10. ⑯欄には、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

20-2 家庭支援推進保育事業(市町村間接補助事業分)

00-2 家庭支援推進保育事業(市町村間接補助事業分)

市町村名

NO.	保育所名	設置主体 (公又は私)	年間事業 月数	平均対象児童 入所率	平均対象外国人 世帯児童	加配保育士数	文化・習慣等に精 通した保育士以外	要保護児童対策 地域協議会への	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③ 月	④ %	⑤ %	⑥ 人	⑦ 人	⑧	⑨ 円	⑩ 円	⑪(⑨-⑩) 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円	⑰(⑬×1/2) 円
1											0			0			0
2											0			0			0
3											0			0			0
4											0			0			0
5											0			0			0
6											0			0			0
小計	か所 0	か所 公 私 0				人 0	人 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円 0

- (記載上の注意)
1. 保育所等ごとに記入すること。
2. ②欄は、いずれかを選択すること。
3. ④欄は、事業を実施した月ごとに対象児童入所率(対象児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象児童入所率を記入すること。
(「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は30%以上、それ以外の場合は40%以上、小数点第1位まで記入)
ただし、年間平均の対象児童入所率が上記割合を下回る場合は、超えた月のみを対象とし、その平均の対象児童入所率を記入すること。
(この場合の「年間事業月数」は、対象児童入所率が「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は30%以上、それ以外の場合は40%以上を超えた月数を記入すること。)
4. ⑤欄は、事業を実施した月ごとに対象外国人世帯児童の入所率(対象外国人世帯児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象外国人世帯児童入所率を記入すること。
(必ず20%以上、小数点第1位まで記入)
5. ⑥欄は、本事業の要件である設置配置基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記入すること。(必ず1人以上)
6. ⑦欄は、本事業に規定する外国人子育て家庭の児童に対する支援を適切に実施できる職員を加配した人数を記入すること。(必ず1人以上)
7. ⑧欄は、市町村が参集する「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は「有」と記入すること。
8. ⑬欄は、⑪欄、⑫欄及び⑬欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
9. ⑯欄には、⑬欄の額と⑯欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
10. ⑰欄には、⑯欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

21－1 保育所等における要支援児童等対応推進事業(都道府県事業・直接補助分)

都道府県 名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入予定額 ③ 円	差引額 ④(②－③) 円	対象経費の 支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2) 円	地域連携推進員 配置数 ⑩ 人	地域連携推進員の 巡回支援施設数 ⑪ か所
			0			0	0	0		
			0			0	0	0		
			0			0	0	0		
			0			0	0	0		
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱3(2)⑤に定める地域連携推進員が、巡回支援を行う施設数(実数)を記入すること。

別表2

21－2 保育所等における要支援児童等対応推進事業（都道府県間接補助事業分）

市 町 村 名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入予定額 ③ 円	差引額 ④(②－③) 円	対象経費の 支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	(⑦×3／4) ⑧ 円	都道府県補助額 ⑨ 円	国庫補助基本額 ⑩ 円	国庫補助所要額 ⑪(⑩×2／3) 円	地域連携推進員 配置数 ⑫ 人	地域連携推進員の 巡回支援施設数 ⑬ か所
			0			0	0			0		
			0			0	0			0		
			0			0	0			0		
			0			0	0			0		
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）

1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
2. ⑬欄は、保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱3(2)⑤に定める地域連携推進員が、巡回支援を行う施設数(実数)を記入すること。

別表2

22－1 認可外保育施設の衛生・安全対策事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 名 中 核 市 名												
市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	運営 主体 ③	区分 ④	参加予定人数 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入予定額 ⑦	差引額 ⑧	対象経費の 支出予定額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	国庫補助 基本額 ⑫	国庫補助 所要額 ⑬
				人	円	円	円	円	円	円	円	円
							0					
							0					
							0					
							0					
							0					
							0					
							0					
	か所 0	か所 公 私		人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄と同額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に1／3を乗じた額を記入すること。(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

別表2

22-2 認可外保育施設の衛生・安全対策事業(市町村事業・間接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市 名

市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	運営 主体 ③	区分 ④	参加予定人数 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入予定額 ⑦	差引額 ⑧	対象経費の 支出予定額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	市町村補助額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 ⑭(⑬×1/3)
				人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
							0						
							0						
							0						
							0						
							0						
							0						
	か所 0	か所 公 私		人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円	円 0	円	※1 円	※2 円 0

- (記載上の注意)
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 - ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
 - ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
 - ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

22-3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業(都道府県間接補助事業)

市 町 村 名

市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	運営 主体 ③	区分 ④	参加予定人数 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入予定額 ⑦	差引額 ⑧	対象経費の 支出予定額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	(⑪×2/3) ⑫	都道府県 補助額 ⑬	国庫補助 基本額 ⑭	国庫補助 所要額 ⑮(⑭×1/2)
				人	円	円	円	円	円	円	円		円	円
							0							
							0							
							0							
							0							
							0							
							0							
	か所 0	か所 公 私		人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円	円 0	円 0	円	円	円 0

(記載上の注意)

1. ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。

2. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

3. ⑭欄は、⑫欄の額と⑬欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

4. ⑮欄は、⑭欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

5. ⑩～⑮欄は、各市町村ごとに小計を算出・記入すること。

別表2

23-1 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・直接補助分)

指定都市
中核市 名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(1)基本改善事業								
①保育所等設置促進事業								
②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業								
③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業								
(1) 計(A)	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)環境改善事業								
①障害児受入促進事業								
②分園推進事業								
③熱中症対策事業								
④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業								
⑤感染症対策のための改修整備等事業								
⑥保育環境向上等事業								
(2)(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外) 計(B)	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計(A+B)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

1. ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

23－1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市
名

中 核 市

(1)基本改善事業

①保育所等設置促進事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入 予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/3)	提供する保育サービス内容 ⑪	実施事業内容 ⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円		
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0	か所 公	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

(記載上の注意)

- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、保育所、保育所分園の別を記入すること。
- ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市 名

(1) 基本改善事業

② 病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入 予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/3)	事業開始 年月日 ⑪	実施事業内容 ⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円		
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0 公	か所 公	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

(記載上の注意)

- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指定都市名
中核市名

(1) 基本改善事業

③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入 予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/3)	実施事業内容 ⑪
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
か所 0	か所 公	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、実施した事業の内容について記入すること。

別表2

23-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市

(2)環境改善事業

①障害児受入促進事業

対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
①	②	③	④	⑤(③-④)	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩(⑨×1/3)	⑪
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	公			0			0		0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0	か所 公	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－1 保育環境改善等事業（市町村事業・直接補助分）

指 定 都 市 名
中 核 市

(2)環境改善事業

②分園推進事業										
施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/3)	実施事業内容 ⑪
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所 0	か所 公	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市

(2)環境改善事業

③熱中症対策事業

対象施設名 ①	設置 室数 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入 予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/3)	設置内容 ⑪
		円	円	円	円	円	円	円	円	
				0			0		0	
				0			0		0	
				0			0		0	
				0			0		0	
				0			0		0	
				0			0		0	
か所 0	室 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	か所 0 0 0 新規 更新 新規及び更新

(記載上の注意)

- ②欄は、冷房設備を新規設置又は更新するための改修等を行う室数を記入すること。
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、冷房設備の新規設置のみの場合「新規」、更新のみの場合「更新」、新規設置及び更新の場合「新規及び更新」と記入すること。

別表2

23－1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市 名

(2)環境改善事業

(4)病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/3)	事業開始 年月日 ⑪	実施事業内容 ⑫
	公	円	円	円	円	円	円	円	円		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所 0 公	か所 公	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

(記載上の注意)

- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

(2)環境改善事業

⑤感染症対策のための改修整備等事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/3)	支出予定の内容 ⑪
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
か所 0 公	か所 公	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、「トイレ・調理場の乾式化」や「非接触型蛇口の設置」等、支出した内容を具体的に記入すること。

指 定 都 市 名
中 核 市

別表2

23－1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

(2)環境改善事業

⑥保育環境向上等事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/3)	支出予定の内容 ⑪
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
か所 0	か所 公	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、「机・椅子の購入」や「フローリング貼の更新」等、支出した内容を具体的に記入すること。

指 定 都 市 名
中 核 市

別表2

23-2 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・間接補助分)

指定都市
中核市 名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	市町村補助額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨
(1)基本改善事業									
①保育所等設置促進事業									
②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業									
③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業									
(1) 計(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)環境改善事業									
①障害児受入促進事業									
②分園推進事業									
③熱中症対策事業									
④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業									
⑤感染症対策のための改修整備等事業									
⑥保育環境向上等事業									
(2) (安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外) 計(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計(A+B)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円 0

(記載上の注意)

1. ①から⑨の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

23-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指定都市
中核市

(1)基本改善事業

①保育所等設置促進事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入 予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)	提供する保育サービス内容 ⑫	実施事業内容 ⑬
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0	か所 私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

- (記載上の注意)
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
 - ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - ⑫欄は、保育所、保育所分園の別を記入すること。
 - ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市

(1)基本改善事業

②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)	事業開始 年月日 ⑫	実施事業内容 ⑬
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0	か所 私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

- (記載上の注意)
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
 - ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - ⑫欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
 - ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指定都市名
中核市名

(1) 基本改善事業

③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要 額 ⑪(⑩×1/3)	実施事業内容 ⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
か所 0	私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、実施した事業の内容について記入すること。

別表2

23－2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市

(2)環境改善事業

①障害児受入促進事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)	実施事業内容 ⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0 私	か所 私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市

(2)環境改善事業

②分園推進事業

対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
①	②	③	④	⑤(③-④)	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪(⑩×1/3)	⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所 0	か所 私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－2 保育環境改善等事業（市町村事業・間接補助分）

指 定 都 市 名
中 核 市

(2)環境改善事業

③熱中症対策事業

対象施設名 ①	設置 室数 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入 予定額 ④	差引額 ⑤(③－④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)	設置内容 ⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
				0			0			0	
				0			0			0	
				0			0			0	
				0			0			0	
				0			0			0	
				0			0			0	
か所 0	室 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	か所 新規 0 更新 0 新規及び更新 0

(記載上の注意)

- ②欄は、冷房設備を新規設置又は更新するための改修等を行う室数を記入すること。
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、冷房設備の新規設置のみの場合「新規」、更新のみの場合「更新」、新規設置及び更新の場合「新規及び更新」と記入すること。

別表2

23－2 保育環境改善等事業（市町村事業・間接補助分）

指 定 都 市 名
中 核 市

（2）環境改善事業

④病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入予定額 ④	差引額 ⑤（③－④）	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪（⑩×1/3）	事業開始 年月日 ⑫	実施事業内容 ⑬
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所 0	か所 私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

（記載上の注意）

- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
- ⑫欄は、病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）を開始する年月日を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

(2)環境改善事業

⑤感染症対策のための改修整備等事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)	支出予定の内容 ⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
か所 0	か所 私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円※1 0	円※2 0	

(記載上の注意)

- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑨欄と⑧欄の少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、「トイレ・調理場の乾式化」や「非接触型蛇口の設置」等、支出した内容を具体的に記入すること。

指 定 都 市 名
中 核 市

別表2

23－2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

(2)環境改善事業

⑥保育環境向上等事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)	支出予定の内容 ⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
か所 0	か所 私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円※1 0	円※2 0	

(記載上の注意)

- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑨欄と⑧欄の少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、「机・椅子の購入」や「フローリング貼の更新」等、支出した内容を具体的に記入すること。

指 定 都 市 名
中 核 市

別表2

23－3 保育環境改善等事業(総括)(都道府県間接補助事業)

都道府県 名

	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑥×2／3)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①－②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
(1)基本改善事業										
①保育所等設置促進事業										
②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業										
③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業										
(1) 計(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)環境改善事業										
①障害児受入促進事業										
②分園推進事業										
③熱中症対策事業										
④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業										
⑤感染症対策のための改修整備等事業										
⑥保育環境向上等事業										
(2)(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外) 計(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計(A+B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①から⑩の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

23-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

(1)基本改善事業

①保育所等設置促進事業

都道府県 名

市町村名 ①	施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収 入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	提供する保育 サービス内容 ⑭	実施事業内容 ⑮
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所 公 私	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

- (記載上の注意)
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 - ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
 - ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - ⑭欄は、保育所、保育所分園の別を記入すること。
 - ⑮欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(1)基本改善事業

②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収 入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	事業開始 年月日 ⑭	実施事業内容 ⑮
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
0 市町村	0 公 私		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑮欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(1)基本改善事業

③/ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収 入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	実施事業内容 ⑭
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
合計	か所 0 市町村	か所 0 公 私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

- (記載上の注意)
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 - ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
 - ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - ⑭欄は、実施した事業の内容について記入すること。

別表2

23－3 保育環境改善等事業（都道府県間接補助事業）

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

①障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収 入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④－⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2／3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	実施事業内容 ⑭
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
0		公											
市町村		私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
4. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
5. ⑭欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

②分園推進事業													
市町村名 ①	施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収 入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2÷3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	実施事業内容 ⑭
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
					0			0	0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
0 市町村	0 公 私		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

4. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

5. ⑭欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

③熱中症対策事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	設置 室数 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収 入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	設置内容 ⑭
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
合計	か所	室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	か所
0 市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	新規 更新 新規及び更新
													0 0 0

(記載上の注意)

- ③欄は、冷房設備を新規設置又は更新するための改修等を行う室数を記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、冷房設備の新規設置のみの場合「新規」、更新のみの場合「更新」、新規設置及び更新の場合「新規及び更新」と記入すること。

別表2

23-3 保育環境改善等事業（都道府県間接補助事業）

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収 入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	事業開始 年月日 ⑭	実施事業内容 ⑮
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計 0 市町村	か所 0 公 私	か所 私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑮欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

⑤感染症対策のための改修整備等事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収 入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④－⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	支出予定の内容 ⑭
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2	
0 市町村		公 0 私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、「トイレ・調理場の乾式化」や「非接触型蛇口の設置」等、支出した内容を具体的に記入すること。

別表2

23-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

⑥保育環境向上等事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収 入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	支出予定の内容 ⑭
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円 ※1	円 ※2	
0 市町村	公 私		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑭欄は、「机・椅子の購入」や「フローリング貼の更新」等、支出した内容を具体的に記入すること。

別表2

23－4 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・直接補助分)

市町村 名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①－②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(2)環境改善事業								
⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における 乳幼児受入れ支援事業								
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

1. ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

23－4 保育環境改善等事業（市町村事業・直接補助分）

（2）環境改善事業

市町村名

⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業											
対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収入 予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始 年月日	実施事業内容
①	②	③	④	⑤(③-④)	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩(⑨×1/2)	⑪	⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円		
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円		
0	公	0	0	0	0	0	0	0	0		

- （記載上の注意）
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
 - ⑪欄は、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児の受入れを開始する年月日を記入すること。
 - ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－5 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・間接補助分)

市町村 名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①－②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	市町村補助額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨
(2)環境改善事業									
⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における 乳幼児受入れ支援事業									
合 計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	※1 0円	※2 0円

(記載上の注意)

1. ①から⑨の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

23－5 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

(2)環境改善事業

市町村名

⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収入 予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始 年月日	実施事業内容
①	②	③	④	⑤(③-④)	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪(⑩×1/2)	⑫	⑬
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
0	私	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

- (記載上の注意)
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、低い額を記入すること。
 - ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - ⑫欄は、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児の受入れを開始する年月日を記入すること。
 - ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－6 保育環境改善等事業(総括)(直接補助事業分)

都道府県
市町村 名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①－②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(2)環境改善事業 ⑧安全対策事業								
(2)ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業								
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円 0

(記載上の注意)

1. ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表 2

2 3－6 保育環境改善等事業（直接補助事業分）

(2)環境改善事業

⑧安全対策事業

(2) ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業

都道府県 名
市町村

対象施設名	設置主体 (公立、私立の別)	施設種別	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	購入等の機器
①	②	③	④	⑤	⑥ (④－⑤)	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪ (⑩×1／2)	⑫
か所 0			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- ②欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。
- ③欄には保育所や小規模保育事業等の施設種別を記載すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額を記載すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
- ⑫欄には、製品名等を記入すること。
- 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

別表2

23－7 保育環境改善等事業（総括）（間接補助事業分）

都道府県

市町村 名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③（①－②）	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	自治体補助額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨
(2)環境改善事業 ⑧安全対策事業									
(1)睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入を行う事業									
(2)ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業									
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	※1 0円	※2 0円

（記載上の注意）

1. ①から⑨の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

23ー7 保育環境改善等事業(間接補助事業分)

(2)環境改善事業

⑧安全対策事業

(1)睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入を行う事業

都道府県 市町村 名

対象施設名	対象施設の類型	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑧×3/4)	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	購入等する機器
①	②	③	④	⑤(③－④)	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫(⑪×2/3)	⑬
対象児童数	人			0			0	0			0	(1)午睡チェック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品 ()
対象児童数	人			0			0	0			0	(1)午睡チェック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品 ()
対象児童数	人			0			0	0			0	(1)午睡チェック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品 ()
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

1. ①欄は、上段は「施設名」を記入し、下段は補助対象機器の使用対象となる児童数を記入すること(対象児童数以上の機器の購入及び同一児童に対する複数機器の購入は補助対象外であることに留意すること。)
2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
3. ⑨欄は、⑧欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
4. ⑩欄は、⑨欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
5. ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
6. ⑬欄は、該当するもの全てに○をすること。なお、(3)に該当する場合、製品名等を記載すること。

(2)ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業

対象施設名 ①	設置主体 (公立、私立 の別) ②	施設種別 ③	総事業費 ④	寄付金その他の 収入予定額 ⑤	差引額 ⑥(④ー⑤)	対象経費の 支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×3/4) ⑩	自治体補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×2/3)	購入等する機器 ⑭
か所 0			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

1. ②欄には公立(自治体による設置)又は私立(社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置)を記載すること。
2. ③欄には保育所や小規模保育事業等の施設種別を記載すること。
3. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
4. ⑩欄は、⑨欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
5. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
6. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
7. ⑭欄には、製品名等を記入すること。
8. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

別表2

24－1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業（総括）（都道府県、市町村事業・直接補助分）

都道府県
市 町 村 名 _____

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①－②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧(⑦×1／2) 円
1. 質の確保・向上のための研修事業								
2. 質の確保・向上のための巡回支援 指導事業								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）

- 1. ①欄から⑤欄の各欄には各箇所の合計を記載すること。
- 2. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記載すること。

別表2

24-1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県・市町村事業・直接補助分)

(1) 質の確保・向上のための研修事業

都道府県
市町村名

研修実施事業者(所)名 ①	研修開催場所 ②	開催 回数 ③	研修 受講者数 ④	研修の内容 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入予定額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の 支出予定額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪
		回	人	1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他	円	円	円	円	円	円
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
合計	か所	回	人		円	円	円	円	円	円
	0	0	0		0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ③欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ④欄は、研修受講者の実人員数を記載すること。
- ⑤欄は、実施する研修内容に○をすること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

24－1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業（都道府県、市町村事業・直接補助分）

(2) 質の確保・向上のための巡回支援指導事業

都道府県
市 町 村 名

巡回支援指導 実施事業者(所)名 ①	巡回支援 指導員数 ②	総事業費 ③	寄付金その他の 収入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助 基準額 ⑦	選定額 ⑧
	人	円	円	円	円	円	円
			0			0	
			0			0	
			0			0	
合計	人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

- 1. ②欄は、巡回支援指導員の実人数を記載すること。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

24－2 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業（総括）（都道府県間接補助事業分）

市 町 村 名 _____

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①－②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	(⑥×3／4) ⑦ 円	都道府県 補助額 ⑧ 円	国庫補助基本額 ⑨ 円	国庫補助所要額 ⑩(⑨×2／3) 円
1. 質の確保・向上のための研修事業										
2. 質の確保・向上のための巡回支援指導事業										
計	0	0	0	0	0	0	0			0

- (記載上の注意)
- ①欄から⑤欄の各欄には各箇所の合計を記載すること。
 - ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄は、⑥欄の額に3／4を乗じた額を記入すること。
 - ⑨欄は、⑦欄と⑧欄を比較し、いずれか少ない方の額を記入すること。

別表2

24-2 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県間接補助事業分)

(1) 質の確保・向上のための研修事業

市 町 村 名

研修実施事業者(所)名 ①	研修開催場所 ②	開催 回数 ③	研修 受講者数 ④	研修の内容 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入予定額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の 支出予定額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪
		回	人	1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他	円	円	円	円	円	円
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
合計	か所	回	人		円	円	円	円	円	円
	0	0	0		0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ③欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ④欄は、研修受講者の実人員数を記載すること。
- ⑤欄は、実施する研修内容に○をすること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

24－2 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業（都道府県間接補助事業分）
（2）質の確保・向上のための巡回支援指導事業

市 町 村 名							
巡回支援指導 実施事業者（所）名 ①	巡回支援 指導員数 ②	総事業費 ③	寄付金その他の 収入予定額 ④	差引額 ⑤（③－④）	対象経費の 支出予定額 ⑥	国庫補助 基準額 ⑦	選定額 ⑧
	人	円	円	円	円	円	円
				0			0
				0			0
				0			0
合計	人	円	円	円	円	円	円
	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）
1. ②欄は、巡回支援指導員の实人数を記載すること。
2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

25 放課後居場所緊急対策事業

市町村名

事業所名		総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施場所	運営主体	開所状況			事業実施月数	開設準備経費
												週の開所日数	開所時間	待機児童数		
①		② 円	③ 円	④(②-③) 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨(⑧×1/3) 円	⑩	⑪	⑫ 日	⑬ 時間	⑭ 人	⑮ 月	⑯
1				0			0		0							
2				0			0		0							
3				0			0		0							
4				0			0		0							
5				0			0		0							
6				0			0		0							
7				0			0		0							
8				0			0		0							
9				0			0		0							
10				0			0		0							
合計(か所)		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0							

(記入上の注意)

1. ⑥欄の計算方法は下記のとおりとする。
⑤欄の事業実施月数÷12×1,116,000円 (+ ⑯欄に「○」を記入した場合、500,000円)

2. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

3. ⑧欄には、⑦欄と同額を記入すること。

4. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

5. ⑩欄は、児童館(児童センター含む)、公民館、小学校、塾、スポーツクラブ、民家・アパート、保育所、認定こども園、幼稚園、団地集会所、空き店舗、公共施設(※)、その他から該当するものを選択すること。
※「公共施設」とは、上記に記入した公共施設以外の公共施設をいう。

6. ⑪欄は、NPO法人、社会福祉法人、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。

7. ⑬欄は、例のように平均開所時間数を記入することとし、小数第3位を切り捨てること。(例:3時間10分⇒3.16)

8. ⑭欄は、4月1日における市町村内の放課後児童クラブの待機児童数を記入すること。なお、4月1日時点で事業を開始していない場合、事業開始月の1日時点の待機児童数を記入すること。

9. ⑮欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

10. ⑯欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「○」を記入すること。

別表2

26 小規模多機能・放課後児童支援事業

市町村名

事業所名		総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	実施場所	運営主体	事業内容等	開所状況			事業実施月数	放課後児童支援員の配置		開設準備経費
													週の開所日数	開所時間数	利用児童数		配置の有無	配置月数	
①		②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑧×1/3)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
		円	円	円	円	円	円	円	円				日	時間	人	月		月	
1				0			0		0										
2				0			0		0										
3				0			0		0										
4				0			0		0										
5				0			0		0										
6				0			0		0										
7				0			0		0										
8				0			0		0										
9				0			0		0										
10				0			0		0										
合計（ か所）		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0						人 0				

(記入上の注意)

1. ⑥欄の計算方法は下記のとおりとする。
・⑫欄を「事業内容(1)」としたとき… ⑮欄の事業実施月数÷12×1,116,000円 + ⑮欄の配置月数÷12×778,000円 (+ ⑮欄に「○」を記入した場合、2,000,000円)
・⑫欄を「事業内容(2)」としたとき… ⑮欄の事業実施月数÷12×2,416,000円 + ⑮欄の配置月数÷12×778,000円 (+ ⑮欄に「○」を記入した場合、2,000,000円)

2. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

3. ⑧欄には、⑦欄と同額を記入すること。

4. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第9欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

5. ⑩欄は、児童福祉施設(保育所以外)、保育所、団地集食堂、空き店舗、公共施設(※)、その他から該当するものを選択すること。
※「公共施設」とは、上記に記入した公共施設以外の公共施設をいう。

6. ⑪欄は、NPO法人、社会福祉法人、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。

7. ⑫欄は、「放課後児童対策支援事業の実施について」の別添2の3のうち、(1)又は(2)のいずれかを選択すること。

8. ⑬欄は、例のように平均開所時間数を記入することとし、小数第3位を切り捨てること。(例:3時間10分⇒3.16)

9. ⑭欄は、年間平均利用児童数を記入することとし、小数点以下は切り捨てること。

10. ⑮欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

11. ⑰欄は、放課後児童支援員を配置した場合には「○」を記入すること。

12. ⑱欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。なお、⑰欄に「○」を記入しない場合、空欄とすること。

13. ⑲欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「○」を記入すること。

別表2

27 待機児童対策協議会推進事業

都道府県名 _____

	対象経費の 支出予定額 ① 円	国庫補助基準額 ② 円	配置職員の職種 ③
待機児童対策協議会推進事業			
計	0	0	0

(記載上の注意)

1. ③欄は、配置する職員の職種(事務、保育士、保健師等)を記入すること。

別表2

28－1 新たな待機児童対策提案型事業（都道府県、市町村直接補助事業分）

都道府県名

市町村名

	対象経費の 支出予定額 ① 円	国庫補助基準額 ② 円	実施事業内容 ③
新たな待機児童対策提案型事業			1. 保育の受け皿拡大を図る事業 2. 保育人材の確保を図る事業 3. 多様な保育の促進を図る事業 4. その他、特に待機児童解消に資すると 考えられる事業
計	0	0	

（記載上の注意）

1. ③欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

28－2 新たな待機児童対策提案型事業（都道府県・市町村間接補助事業分）

都道府県名
市町村名

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①－②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	都道府県又は市 町村補助額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×10/10) 円	実施事業内容 ⑩
新たな待機児童対策提案型事業			0			0			0	1. 保育の受け皿拡大を図る事業 2. 保育人材の確保を図る事業 3. 多様な保育の促進を図る事業 4. その他、特に待機児童解消に資すると 考えられる事業
計	0	0	0	0	0	0	0	※1 円 0	※2 円 0	

- （記載上の注意）
- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
 - ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
 - ⑩欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

28－3 新たな待機児童対策提案型事業(都道府県間接補助事業分)

都道府県名 _____
市町村名 _____

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①－②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	都道府県補助額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×10/10) 円	実施事業内容 ⑩
新たな待機児童対策提案型事業			0			0			0	1. 保育の受け皿拡大を図る事業 2. 保育人材の確保を図る事業 3. 多様な保育の促進を図る事業 4. その他、特に待機児童解消に資すると 考えられる事業
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑩欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

29－1 認可外保育施設改修費等支援事業(直接補助分)(総括)

都道府県
市町村名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(1)改修費等支援	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)移転費等支援	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

1. ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

29－1 認可外保育施設改修費等支援事業(直接補助分)
(1)改修費等支援

都道府県
市町村名

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費 ((ア)⑦+(イ)⑦)	寄付金その他の 収入予定額 ((ア)⑧+(イ)⑧)	差引額 ((ア)⑨+(イ)⑨)	対象経費の 支出予定額 ((ア)⑩+(イ)⑩)	国庫補助基準額 ((ア)⑪+(イ)⑪)	選定額 ((ア)⑫+(イ)⑫)	国庫補助基本額 ((ア)⑬+(イ)⑬)	国庫補助所要額 ((ア)⑭+(イ)⑭)
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
各施設の合計		人 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(内訳)
(ア)要件1を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭(⑬×1/2)
		人				円	円	円	円	円	円	円	円
								0			0		0
								0			0		0
								0			0		0
								0			0		0
小 計		人 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(イ)要件2を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭(⑬×1/2)
		人				円	円	円	円	円	円	円	円
								0			0		0
								0			0		0
								0			0		0
								0			0		0
小 計		人 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

- (記載上の注意)
- ②欄は、実施主体の種別を記入すること。
 - ③欄は、現在の定員を記入すること。
 - ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
 - ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
 - ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
 - ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑬欄には、⑫欄の額を記入すること。
 - ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

29－1 認可外保育施設改修費等支援事業(直接補助分)
(2)移転費等支援

都道府県
市町村名

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費 ((ア)⑦+(イ)⑦)	寄付金その他の 収入予定額 ((ア)⑧+(イ)⑧)	差引額 ((ア)⑨+(イ)⑨)	対象経費の支出予定額((ア)⑩+(イ)⑩)			国庫補助基準額 ((ア)⑬+(イ)⑬)	選定額 ((ア)⑭+(イ)⑭)	国庫補助基本額 ((ア)⑮+(イ)⑮)	国庫補助所要額 ((ア)⑯+(イ)⑯)
									⑩	移転費 ((ア)⑪+(イ)⑪)	仮設置費 ((ア)⑫)				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
合 計		人 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(内訳)
(ア)要件1を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額			国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
									⑩	移転費 ⑪	仮設置費 ⑫				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯(⑬×1/2)
		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
合 計		人 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(イ)要件2を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額			国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
									⑩	移転費 ⑪	仮設置費 ⑫				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯(⑬×1/2)
		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
合 計		人 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円	円 0	円 0	円 0	円 0

- (記載上の注意)
- ②欄は、実施主体の種類を記入すること。
 - ③欄は、現在の定員を記入すること。
 - ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
 - ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
 - ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
 - ⑭欄は、⑨欄、⑪欄及び⑬欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑮欄には、⑭欄の額を記入すること。
 - ⑯欄には、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

29－2 認可外保育施設改修費等支援事業(間接補助事業分)(総括)

都道府県
市 町 村 名

	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑥×3／4)	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①－②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
(1)改修費等支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)移転費等支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円 0

(記載上の注意)

1. ①から⑩の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

29－2 認可外保育施設改修費等支援事業(間接補助分)
(1)改修費等支援

都道府県
市 町 村 名

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費 ((ア)⑦+(イ) ⑦)	寄付金その他 の 収入予定額 ((ア)⑧+(イ)⑧)	差引額 ((ア)⑨+(イ) ⑨)	対象経費の 支出予定額 ((ア)⑩+(イ) ⑩)	国庫補助基準 額 ((ア)⑪+(イ) ⑪)	選定額 ((ア)⑫+(イ) ⑫)	((ア)⑬+(イ) ⑬)	自治体 補助額 ((ア)⑭+(イ) ⑭)	国庫補助基 本額 ((ア)⑮+(イ) ⑮)	国庫補助所 要額 ((ア)⑯+(イ) ⑯)
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
合 計		人 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(内訳)
(ア)要件1を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の支 出予定額	国庫補助 基準額	選定額	((⑫×3/4)	自治体 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯(⑮×2/3)
		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
合 計		人 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(イ)要件2を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の支 出予定額	国庫補助 基準額	選定額	((⑫×3/4)	自治体 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯(⑮×2/3)
		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
合 計		人 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

- (記載上の注意)
- ②欄は、実施主体の種類を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
 - ③欄は、現在の定員を記入すること。
 - ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
 - ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
 - ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
 - ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑬欄は、⑬欄と⑭欄を比較し、いずれか少ない方の額を記入すること。
 - ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

29－2 認可外保育施設改修費等支援事業(間接補助分)
(2)移転費等支援

都道府県
市町村名

対象施設名 ①	実施主体 ②	定員 ③	区分 (現状) ④	区分 (移行後) ⑤	移行予定 年月 ⑥	総事業費 ((ア)⑦)+(イ) ⑦ ⑦	寄付金その他 の 収入予定額 ((ア)⑧)+(イ) ⑧ ⑧	差引額 ((ア)⑨)+(イ) ⑨ ⑨	対象経費の支出予定額((ア)⑩)+(イ)⑪			国庫補助基 準額 ((ア)⑬)+(イ) ⑬ ⑬	選定額 ((ア)⑭)+(イ) ⑭ ⑭	((ア)⑮)+(イ) ⑮ ⑮	自治体 補助額 ((ア)⑯)+(イ) ⑯ ⑯	国庫補助基 本額 ((ア)⑰)+(イ) ⑰ ⑰	国庫補助所 要額 ((ア)⑱)+(イ) ⑱ ⑱
									⑩	移転費 ((ア)⑪)+(イ) ⑪ ⑪	仮設設置費 ((ア)⑫) ⑫ ⑫						
合 計		0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(内訳)
(ア)要件1を満たす施設

対象施設名 ①	実施主体 ②	定員 ③	区分 (現状) ④	区分 (移行後) ⑤	移行予定 年月 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他 の収入予定 額 ⑧	差引額 ⑨((⑦-⑧))	対象経費の支出予定額			国庫補助 基準額 ⑬	選定額 ⑭	((⑭×3/4)) ⑮	自治体 補助額 ⑯	国庫補助 基本額 ⑰	国庫補助 所要額 ⑱((⑰×2/3))
									⑩	移転費 ⑪	仮設設置費 ⑫						
		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
								0	0				0	0			0
								0	0				0	0			0
								0	0				0	0			0
								0	0				0	0			0
合 計		0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(イ)要件2を満たす施設

対象施設名 ①	実施主体 ②	定員 ③	区分 (現状) ④	区分 (移行後) ⑤	移行予定 年月 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他 の収入予定 額 ⑧	差引額 ⑨((⑦-⑧))	対象経費の支出予定額			国庫補助 基準額 ⑬	選定額 ⑭	((⑭×3/4)) ⑮	自治体 補助額 ⑯	国庫補助 基本額 ⑰	国庫補助 所要額 ⑱((⑰×2/3))
									⑩	移転費 ⑪	仮設設置費 ⑫						
		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
								0	0				0	0			0
								0	0				0	0			0
								0	0				0	0			0
								0	0				0	0			0
合 計		0				0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0

- (記載上の注意)
- ②欄は、実施主体の種類を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
 - ③欄は、現在の定員を記入すること。
 - ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
 - ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
 - ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
 - ⑭欄は、⑨欄、⑯欄及び⑬欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑰欄は、⑮欄と⑱欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
 - ⑱欄には、⑰欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

30ー1 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業（市町村事業・直接補助分）

市町村名 _____

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入予定額 ③ 円	差引額 ④(②－③) 円	対象経費の 支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2) 円
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。

別表2

30ー2 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業（市町村間接補助事業分）

市町村名 _____

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入予定額 ③ 円	差引額 ④(②－③) 円	対象経費の 支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2) 円
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。

別表2

31 保育士等の処遇改善取得促進等事業

都道府県名 _____

	対象経費の 支出予定額 ① 円	国庫補助基準額 ② 円
保育士等の処遇改善取得促進等事業		
計	0	0

別表

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金精算額総括表

都道府県名 _____

	(千円)			
	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	返納額
都道府県事業（直接補助）				
都道府県間接補助事業				
合 計				

別表

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金精算額総括表

市町村名 _____

(千円)

	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	返納額
市町村事業（直接補助）				
市町村間接補助事業				
合 計				

別表 1

保育対策総合支援事業費補助金精算書（都道府県事業・直接補助）

都道府県名

事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	差引過不足額
	①	②	③ (①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪ (⑩-⑧)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育士資格等取得支援事業								1/2			
保育士試験追加実施支援事業								1/2			
※ 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業								1/2			
保育士や保育事業者等への巡回支援事業								1/2			
保育士・保育所支援センター設置運営事業								1/2			
保育士・保育の現場の魅力発信事業								1/2			
※ 保育士修学資金貸付等事業								9/10			
※ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業（調査費、助言指導費、指導監督基準遵守助言指導費）								1/2			
※ 民有地マッチング事業								1/2			
※ 医療的ケア児保育支援事業								1/2			
※ 保育所等における要支援児童等対応推進事業								1/2			
※ 保育環境改善等事業（安全対策事業（ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業））								1/2			
※ 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業								1/2			
待機児童対策協議会推進事業								1/2			
新たな待機児童対策提案型事業								10/10			
※ 認可外保育施設改修費等支援事業								1/2			
保育士等の処遇改善取得促進等事業								1/2			
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0			0

- （記載上の注意）
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
 - ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
 - ※については①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。

別表 1

保育対策総合支援事業費補助金精算書（市町村事業・直接補助）

市町村名											
事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	差引過不足額
	①	②	③ (①－②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪ (⑩－⑧)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育士資格等取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ								1/2			
保育士試験追加実施支援事業 ※指定都市のみ								1/2			
※ 保育士宿舍借り上げ支援事業								1/2			
保育人材等就職・交流支援事業（保育人材等就職支援事業）								1/2			
保育人材等就職・交流支援事業（保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業）								3/4			
※ 保育補助者雇上強化事業								3/4			
保育士や保育事業者等への巡回支援事業								1/2			
保育士・保育所支援センター設置運営事業 ※指定都市・中核市のみ								1/2			
保育士・保育の現場の魅力発信事業								1/2			
※ 保育士修学資金貸付等事業 ※指定都市のみ								2/10			
※ 保育所等改修費等支援事業（国負担割合 3 分の 2）								2/3			
※ 保育所等改修費等支援事業（国負担割合 2 分の 1）								1/2			
※ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業（調査費、助言指導費、指導監督基準遵守助言指導費、認可化移行移転費等）								1/2			
※ 民有地マッチング事業								1/2			
※ 広域的保育所等利用事業								1/2			
※ 保育利用支援事業								1/2			
※ 3 歳児受入れ等連携支援事業								1/2			
※ 医療的ケア児保育支援事業 ※指定都市・中核市のみ								1/2			
※ 家庭支援推進保育事業								1/2			
※ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 ※指定都市・中核市のみ								1/3			
※ 保育環境改善等事業（安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯における乳幼児受入れ支援事業以外） ※指定都市・中核市のみ								1/3			
※ 保育環境改善等事業（安全対策事業（ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業））								1/2			
※ 保育環境改善等事業（放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）								1/2			
※ 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業								1/2			
※ 放課後居場所緊急対策事業								1/3			
※ 小規模多機能・放課後児童支援事業								1/3			
新たな待機児童対策提案型事業								10/10			
※ 認可外保育施設改修費等支援事業								1/2			
2 歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業								1/2			
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0			

（記載上の注意）

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
- ※については①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。

別表 1

保育対策総合支援事業費補助金精算書（都道府県間接補助事業）

都道府県

1. 都道府県（合計）

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③ ①－②	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	都道府県補助額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨	国庫補助金交付決定額 ⑩	国庫補助金受入済額 ⑪	差引過不足額 ⑫ ⑪－⑩
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育士資格等取得支援事業												
保育士養成施設に対する就職等促進支援事業								※ 1	※ 2			
※ 保育体制強化事業												
※ 保育補助者雇上強化事業												
保育士や保育事業者等への巡回支援事業												
保育士・保育の現場の魅力発信事業												
保育士修学資金貸付等事業								※ 1	※ 2			
※ 都市部における保育所等への賃借料等支援事業 （都市部における保育所等への賃借料支援事業：財政力指数1.0超の市町村及び特別区）												
※ 都市部における保育所等への賃借料等支援事業 （都市部における保育所等への賃借料支援事業：上記以外の市町村）								※ 1	※ 2			
民有地マッチング事業								※ 1	※ 2			
※ 医療的ケア児保育支援事業												
※ 保育所等における要支援児童等対応推進事業												
※ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業												
保育環境改善等事業（安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間における乳幼児受入れ支援事業以外）												
※ （１）基本改善事業												
※ （２）環境改善事業												
保育環境改善等事業（安全対策事業（睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業、ＩＣＴを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業））								※ 1	※ 2			
※ 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業												
新たな待機児童対策提案型事業 ②の事業								※ 1	※ 2			
※ 新たな待機児童対策提案型事業 ③の事業												
認可外保育施設改修費等支援事業								※ 1	※ 2			
合計								0	0			0

（記載上の注意）

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
- ⑧欄の※ 1 及び⑨欄の※ 2 については、別表 2 により算出されたそれぞれの合計額（※ 1 及び※ 2）を記載すること。
- ※については、上記に関わらず、①から⑨の各欄には各市町村の合計を記載すること。

別表 1

保育対策総合支援事業費補助金精算書（都道府県間接補助事業）

市町村名

2. 都道府県（市町村分）

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③（①－②） 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	（⑥×3／4） ⑦ 円	都道府県 補助額 ⑧ 円	国庫補助 基本額 ⑨ 円	国庫補助 所要額 ⑩ 円
※ 保育体制強化事業										
※ 保育補助者雇上強化事業										
都市部における保育所等への賃借料等支援事業 ※（都市部における保育所等への賃借料支援事業：財政力指数 1.0超の市町村及び特別区）										
都市部における保育所等への賃借料等支援事業 ※（都市部における保育所等への賃借料支援事業：上記以外の市 町村）										
※ 医療的ケア児保育支援事業										
※ 保育所等における要支援児童等対応推進事業										
認可外保育施設の衛生・安全対策事業										
保育環境改善等事業（安全対策事業、放課後児童ク ラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以 外）										
（１）基本改善事業										
（２）環境改善事業 ①～⑥の事業										
保育環境改善等事業（安全対策事業（睡眠中の事故 防止対策に必要な機器の購入等を行う事業、ＩＣＴ を活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行 う事業））										
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業										
※ 新たな待機児童対策提案型事業 ③の事業										
合計										

（記載上の注意）

- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、別表２の各事業で定める選定額に乘じる割合（3／4等）を⑥に乘じた金額を記載すること。
- ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第５欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
- ※については、上記に関わらず、①欄から⑩欄の各欄に、別表２の合計を記入すること。

別表 1

保育対策総合支援事業費補助金精算書（市町村間接補助事業）

市町村名

1. 市町村

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③ (①－②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	市町村 補助額 ⑦	国庫補助 基本額 ⑧	国庫補助 所要額 ⑨	国庫補助金 交付決定額 ⑩	国庫補助金 受入済額 ⑪	差引 過不足額 ⑫ (⑪－⑩) 円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育士資格等取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ												
※ 保育士宿舍借り上げ支援事業								※ 1	※ 2			
保育人材等就職・交流支援事業（保育人材等就職支援事業）												
保育人材等就職・交流支援事業（保育士等のキャリアアップ構築のための人材 交流等支援事業）												
※ 保育体制強化事業								※ 1	※ 2			
※ 保育補助者雇上強化事業								※ 1	※ 2			
保育士や保育事業者等への巡回支援事業												
保育士・保育の現場魅力発信事業												
保育士修学資金貸付等事業								※ 1	※ 2			
※ 保育所等改修費等支援事業（家庭的保育改修費等を除く） （国負担割合 3 分の 2）								※ 1	※ 2			
※ 保育所等改修費等支援事業（家庭的保育改修費等を除く） （国負担割合 2 分の 1）								※ 1	※ 2			
※ 家庭的保育改修費等（国負担割合 3 分の 2）								※ 1	※ 2			
※ 家庭的保育改修費等（国負担割合 2 分の 1）								※ 1	※ 2			
※ 都市部における保育所等への賃借料等支援事業（保育所設置促進事業）								※ 1	※ 2			
※ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業（認可化移行移転費等）								※ 1	※ 2			
※ 民有地マッチング事業（コーディネーターの配置支援）								※ 1	※ 2			
※ 保育利用支援事業								※ 1	※ 2			
※ 3 歳児受入れ等連携支援事業 ①の事業								※ 1	※ 2			
※ 家庭支援推進保育事業								※ 1	※ 2			
※ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 ※指定都市・中核市のみ								※ 1	※ 2			
※ 保育環境改善等事業(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳 幼児受入れ支援事業以外)※指定都市・中核市のみ								※ 1	※ 2			
保育環境改善等事業（安全対策事業（睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購 ※ 入等を行う事業、 I C T を活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う 事業））								※ 1	※ 2			
※ 保育環境改善等事業（放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支 援事業）								※ 1	※ 2			
※ 新たな待機児童対策提案型事業								※ 1	※ 2			
※ 認可外保育施設改修費等支援事業								※ 1	※ 2			
※ 2 歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業								※ 1	※ 2			
合計								0	0			0

- （記載上の注意）
1. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
2. ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
4. ⑧欄の※ 1 及び⑨欄の※ 2 については、別表 2 により算出されたそれぞれの合計額（※ 1 及び※ 2）を記載すること。

別表 2

1 - 1 保育士資格等取得支援事業（都道府県、指定都市、中核市事業・直接補助分）

都道府県
指定都市 名
中核市

	事業の内容	代替職員配置数 (延べ人数)	対象経費の 支出予定額 ①	国庫補助基準額 ②
I 保育士資格等取得支援事業	(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業			
	(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業			
	(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業			
	(4) 保育所等保育士資格取得支援事業			
	(5) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業			
II 保育士試験による資格取得支援事業	(1) 受験対策学習費用補助事業			
	(2) 保育士試験受験直前講座実施事業			
合 計		人 0	円 0	円 0

別表 2

1 - 2 保育士資格等取得支援事業（都道府県、指定都市、中核市事業・間接補助事業分）

都道府県
指定都市 名
中核市

	事業の内容	代替職員配置数 (延べ人数)	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
			①	②
I 保育士資格等取得支援事業	(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業			
	(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業			
	(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業			
	(4) 保育所等保育士資格取得支援事業			
	(5) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業			
II 保育士試験による資格取得支援事業	(1) 受験対策学習費用補助事業			
	(2) 保育士試験受験直前講座実施事業			
合 計		人 0	円 0	円 0

別表 2

2 保育士試験追加実施支援事業		都道府県 指定都市 名
対象経費の 実支出額		国庫補助基準額
①	円	② 円

※支出を予定している具体的内容が確認できる書類を添付すること。

別表 2

3－1 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業（都道府県事業・直接補助分）

都道府県名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入額 ③	差引額 ④（②-③）	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助 基本額 ⑧	国庫補助 所要額 ⑨（⑧×1/2）
	円	円	円	円	円	円	円	円
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
か所 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

（記載上の注意）

1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。

別表 2

3－2 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業（都道府県間接補助事業分）

都道府県名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入額 ③	差引額 ④ (②-③)	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥	選定額 ⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨	国庫補助 所要額 ⑩ (⑨×1/2)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			0			0		0	0
			0			0		0	0
			0			0		0	0
			0			0		0	0
			0			0		0	0
か所 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円 0

（記載上の注意）

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 3. ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表 2

4 - 1 保育士宿舎借り上げ支援事業（特別区以外かつ財政力指数1.0以下の市町村）（市町村事業・直接補助分）

市町村名

対象施設名		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	対象者数	対象月数 (延月数)
①		②	③	④ (②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨ (⑧×1/2)	⑩	⑪
	ア			0			0	0	0		
	イ			0			0				
	ア			0			0	0	0		
	イ			0			0				
	ア			0			0	0	0		
	イ			0			0				
	ア			0			0	0	0		
	イ			0			0				
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	人	月
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (記載上の注意)
1. ②欄から⑦欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、令和元年度以前から事業の対象となっている者については「イ」の行に、分けて記載すること。
2. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
3. ⑪欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表 2

4 - 2 保育士宿舎借り上げ支援事業（特別区及び財政力指数1.0を超える市町村）（市町村事業・直接補助分）

市町村名

対象施設名		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×3/4)	国庫補助基本額	国庫補助所要額	対象者数	対象月数(延月数)
①		②	③	④ (②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩ (⑨×1/2)	⑪	⑫
	ア			0			0	0	0	0		
	イ			0			0	0				
	ウ			0			0					
	ア			0			0	0	0	0		
	イ			0			0	0				
	ウ			0			0					
	ア			0			0	0	0	0		
	イ			0			0	0				
	ウ			0			0					
	ア			0			0	0	0	0		
	イ			0			0	0				
	ウ			0			0					
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	月
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）

1. ②欄から⑧欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、平成30年度から令和元年度の間から事業の対象となっている者については「イ」の行に、平成29年度以前から事業の対象となっている者については「ウ」の行に、分けて記載すること。

2. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。

3. ⑫欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表 2

4－3 保育士宿舍借り上げ支援事業（特別区以外かつ財政力指数1.0以下の市町村）（市町村間接補助事業分）

市町村名

対象施設名		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×3/4)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	対象者数	対象月数(延月数)
①		②	③	④ (②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪ (⑩×2/3)	⑫	⑬
	ア			0			0	0			0		
	イ			0			0	0					
	ア			0			0	0			0		
	イ			0			0	0					
	ア			0			0	0			0		
	イ			0			0	0					
	ア			0			0	0			0		
	イ			0			0	0					
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人	月
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）

- ②欄から⑧欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、令和元年度以前から事業の対象となっている者については「イ」の行に、分けて記載すること。
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄には、⑧欄の額と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- ⑪欄には、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
- ⑬欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表 2

4 - 4 保育士宿舎借り上げ支援事業（特別区及び財政力指数1.0を超える市町村）（市町村間接補助事業分）

市町村名

対象施設名		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×3/4)	(⑧×3/4)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	対象者数	対象月数(延月数)
①		②	③	④ (②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫ (⑪×2/3)	⑬	⑭
	ア			0			0	0	0		0	0		
	イ			0			0	0	0					
	ウ			0			0		0					
	ア			0			0	0	0		0	0		
	イ			0			0	0	0					
	ウ			0			0		0					
	ア			0			0	0	0		0	0		
	イ			0			0	0	0					
	ウ			0			0		0					
	ア			0			0	0	0		0	0		
	イ			0			0	0	0					
	ウ			0			0		0					
	ア			0			0	0	0		0	0		
	イ			0			0	0	0					
	ウ			0			0		0					
	ア			0			0	0	0		0	0		
	イ			0			0	0	0					
	ウ			0			0		0					
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人	月
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (記載上の注意)
- ②欄から⑨欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、平成30年度から令和元年度の間から事業の対象となっている者については「イ」の行に、平成29年度以前から事業の対象となっている者については「ウ」の行に、分けて記載すること。
 - ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
 - ⑪欄には、⑨欄の額と⑩欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
 - ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
 - ⑭欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

別表 2

5 - 1 保育人材等就職・交流支援事業（市町村事業・直接補助分）

市町村名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③（①-②）	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥
	円	円	円	円	円	円
（１） 保育人材等就職支援事業			0			0
（２） 保育士等のキャリアアップ構築の ための人材交流等支援事業			0			0
	円	円	円	円	円	円
	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表 2

5 - 2 保育人材等就職・交流支援事業（市町村間接補助事業分）

市町村名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③（①-②）	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥
	円	円	円	円	円	円
（１） 保育人材等就職支援事業			0			0
（２） 保育士等のキャリアアップ構築の ための人材交流等支援事業			0			0
	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

（記載上の注意）

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表 2

6－1 保育体制強化事業（市町村間接補助事業）

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育支援者配置数	スポット支援員配置数
①	②	③	④ (②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩ (⑨×1/2)	⑪	⑫
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人
			0			0		0	0		
			0			0		0	0		
			0			0		0	0		
			0			0		0	0		
			0			0		0	0		
か所	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人	人
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 3. ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表 2

6－2 保育体制強化事業（都道府県間接補助事業）

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×3／4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育支援者配置数	スポット支援員配置数
①	②	③	④ (②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪ (⑩×2/3)	⑫	⑬
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人
			0			0	0		0	0		
			0			0	0		0	0		
			0			0	0		0	0		
			0			0	0		0	0		
			0			0	0		0	0		
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 3. ⑪欄には、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表 2

7 - 1 保育補助者雇上強化事業（市町村事業・直接補助分）

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入額 ③	差引額 ④ (②-③)	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨ (⑧×3/4)	保育補助者 配置数 ⑩	有資格保育補助者 配置数 ⑪	有資格保育補助者 の採用年月日 ⑫
	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	年月日
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
か所 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	人 0	人 0	

（記載上の注意）

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表 2

7 - 2 保育補助者雇上強化事業（市町村間接補助事業）

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育補助者配置数	有資格保育補助者配置数	有資格保育補助者の採用年月日
①	②	③	④ (②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩ (⑨×3/4)	⑪	⑫	⑬
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	年月日
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
か所	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人	人	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（記載上の注意）

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 3. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表 2

7－3 保育補助者雇上強化事業（都道府県間接補助事業）

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×7／8)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育補助者配置数	有資格保育補助者配置数	有資格保育補助者の採用年月日
①	②	③	④ (②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪ (⑩×6/7)	⑫	⑬	⑭
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	年月日
			0			0	0		0	0			
			0			0	0		0	0			
			0			0	0		0	0			
			0			0	0		0	0			
			0			0	0		0	0			
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（記載上の注意）

1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。

2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

3. ⑪欄には、⑩欄に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表 2

8－1 保育士や保育事業者等への巡回支援事業（都道府県、市町村事業・直接補助分）

都道府県

市町村名

	対象経費の 実支出額 ①	国庫補助基準額 ②
（１）保育士への巡回支援		
（２）保育事業者への巡回支援		
（３）放課後児童クラブへの巡回支援		
（４）魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー等の実施		
（５）自己評価に係る地域協議会		
合 計	円 0	円 0

別表 2

8－2 保育士や保育事業者等への巡回支援事業（都道府県、市町村間接補助事業分）

都道府県

市 町 村 名

	対象経費の 実支出額 ①	国庫補助基準額 ②
（１）保育士への巡回支援		
（２）保育事業者への巡回支援		
（３）放課後児童クラブへの巡回支援		
（４）魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー等の実施		
（５）自己評価に係る地域協議会		
合 計	円 0	円 0

別表 2

9 保育士・保育所支援センター設置運営事業

都道府県
指定都市 名
中核市

	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	就職件数	対象者数	求人・求職件数
	①	②	③	④	⑤
(1) 保育士・保育所支援センター開設運営経費					
(2) 保育士再就職支援コーディネーター雇上費					
(3) 保育士キャリアアドバイザー雇上費					
(4) 再就職支援及び雇用管理改善経費					
(5) 潜在保育士の把握及びセンター認知度向上のための経費					
(6) 保育士登録簿を活用した就職促進経費					
(7) マッチングシステム導入・改修のための経費					今年度
					(前年度同時期)
(8) 放課後児童支援員の人材確保支援のための経費					
合 計	円	円	人	人	件 (今年度)

(記載上の注意)

1. ③欄、④欄は、(1)については、同センターの事業対象者として登録されている保育士の数((6)による登録者数を含む。)、(2)については、同センターの事業に基づく紹介による就職件数、(3)については、キャリアアドバイザーによる支援を受けた保育士の延べ人数、(6)については、保育士登録の仕組みを活用して登録された保育士数をそれぞれ記載すること。

別表 2

1 0－1 保育士・保育の現場の魅力発信事業（都道府県、市町村事業・直接補助分）			都道府県
			市 町 村 名
	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	
	①	②	
1 保育士の職業や保育の現場の魅力発信			
2 保育士が相談しやすい体制整備 保育士の相談窓口の設置			
合 計	円 0	円 0	

別表 2

1 0 - 2 保育士・保育の現場の魅力発信事業（都道府県、市町村間接補助事業分）		
	都道府県	市 町 村 名
	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
	①	②
1 保育士の職業や保育の現場の魅力発信		
2 保育士が相談しやすい体制整備 保育士の相談窓口の設置		
合 計	円 0	円 0

別表 2

1 1 - 1 保育士修学資金貸付等事業（直接補助事業分）

都道府県 名
指定都市

		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	貸付人数又は貸付事業所数	貸付金額
		①	②	③ (①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧ (⑦×9/10)	⑨	⑩
保育士修学資金貸付	(1) 基本額			0							
	(2) 加算額	入学準備金		0							
		就職準備金		0							
		生活扶助加算		0							
	(3) 就職準備金のための貸付			0							
保育補助者雇上費貸付				0							
未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付				0							
就職準備金貸付				0							
未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付				0							
貸付事務費				0							
合 計		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	人 0	円 0

- (記載上の注意)
- ⑥欄は、③欄、④欄、⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。
 - ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
 - ⑨欄は、貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

別表 2

1 1 - 2 保育士修学資金貸付等事業（間接補助事業分）

都道府県
指定都市 名

間接補助事業者名

		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	都道府県等補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	貸付人数又は貸付事業所数	貸付金額
		①	②	③ (①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
保育士修学資金貸付	(1) 基本額			0			/	/	/	/		
	(2) 加算額	入学準備金		0								
		就職準備金		0								
		生活扶助加算		0								
	(3) 就職準備金のための貸付			0								
	保育補助者雇上費貸付			0								
	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付			0								
	就職準備金貸付			0								
	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付			0								
貸付事務費				0			/	/	/	/	/	/
合 計		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円	※ 1 0	円 0	※ 2 0	円 0

- (記載上の注意)
- 間接補助事業者ごとに作成すること。
 - ⑥欄は、③欄、④欄、⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑧欄は、⑥欄と⑦欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること
 - ⑨欄は、⑧欄の額に交付要綱の別表の第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
 - ⑩欄は、貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

別表2

市町村名

12-1 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)(総括表)

	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等								
(2)小規模保育改修費等								
(3)認可化移行改修費等								
(4)家庭的保育改修費等								
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等								
(6)乳児等通園支援事業実施事業所改修費等								
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円
	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄までの各欄には、別表2の12-1①から12-1③の各施設の合計を記入すること。

12-2 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)(総括表)

	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等							※1	※2
(2)小規模保育改修費等							※1	※2
(3)認可化移行改修費等							※1	※2
(4)家庭的保育改修費等							※1	※2
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等							※1	※2
(6)乳児等通園支援事業実施事業所改修費等							※1	※2
合 計	円	円	円	円	円	円	※1 0	※2 0

(記載上の注意)

1. ⑦欄及び⑧欄には、別表2の12-2①から12-2⑤により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別表2

市町村名

12-3 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)(総括表)

	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等								
(2)小規模保育改修費等								
(3)認可化移行改修費等								
(4)家庭的保育改修費等								
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等								
(6)乳児等通園支援事業実施事業所改修費等								
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円
	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄までの各欄には、別表2の12-3①から12-3③の各施設の合計を記入すること。

12-4 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)(総括表)

	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
(1)賃貸物件による保育所等改修費等							※1	※2
(2)小規模保育改修費等							※1	※2
(3)認可化移行改修費等							※1	※2
(4)家庭的保育改修費等							※1	※2
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等							※1	※2
(6)乳児等通園支援事業実施事業所改修費等							※1	※2
合 計	円	円	円	円	円	円	※1 0	※2 0

(記載上の注意)

1. ⑦欄及び⑧欄には、別表2の12-4①から12-4⑤により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

別表2

12-1① 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(2)小規模保育改修費等

市町村名														
対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (⑬×2/3)	事業開始年月日
①	②	③	④	⑤ 人	⑥ 人	⑦ 円	⑧ 円	⑨(⑦-⑧) 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (記載上の注意)
- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
 - ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
 - ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽化」「利便性・質の向上」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設(種別変更)」と記入すること。
 - ⑤欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
 - ⑥欄は、⑤欄に記入した定員のうち、今回の改修により増加する保育の受け皿(新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。)を記入すること。
 - ⑦欄は、②欄、④欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑧欄は、②欄と同額を記入すること。
 - ⑨欄は、②欄の額に②/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
 - ⑩欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-1② 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(3)認可化移行改修費等

市町村名														
対象施設名	設置主体	事業区分	定員	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (⑪×2/3)	移行年月日	事業実施内容	
①	②	③	④ 人	⑤ 円	⑥ 円	⑦(⑤-⑥) 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬	⑭	⑮
						0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
						0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
						0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
						0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
						0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
合計			人	円	円	円	円	円	円	円	円			
			0	0	0	0	0	0	0	0	0			

- (記載上の注意)
- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
 - ③欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
 - ④欄は、認可化移行後の施設等の利用定員を記入すること。
 - ⑤欄は、②欄、④欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄は、②欄と同額を記入すること。
 - ⑧欄は、②欄の額に②/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
 - ⑨欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
 - ⑩欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

12-1③ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(4)家庭的保育改修費等

市町村名													
対象施設名	設置主体	事業区分	定員	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (⑪×2/3)	事業開始年月日	
①	②	③	④ 人	⑤ 円	⑥ 円	⑦(⑤-⑥) 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬	⑭
						0			0	0	0		
						0			0	0	0		
						0			0	0	0		
						0			0	0	0		
						0			0	0	0		
合計			人	円	円	円	円	円	円	円	円		
			0	0	0	0	0	0	0	0	0		

- (記載上の注意)
- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
 - ③欄は、家庭的保育事業所又は連携保育所の別を記入すること。
 - ④欄は、改修する家庭的保育事業所の利用定員を記入すること。
 - ⑤欄は、②欄、④欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄は、②欄と同額を記入すること。
 - ⑧欄は、②欄の額に②/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
 - ⑨欄は、家庭的保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-1④ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(6)乳児等通園支援事業実施事業所改修費等

市町村名														
対象施設名	設置主体	事業区分	定員	改修費等	礼金及び賃借料	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (⑬×2/3)	事業開始年月日
①	②	③	④ 人	⑤	⑥	⑦ 円	⑧ 円	⑨(⑦-⑧) 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
合計			人			円	円	円	円	円	円	円	円	
			0			0	0	0	0	0	0	0	0	

- (記載上の注意)
- ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
 - ③欄は、改修等を行う施設、事業所の類型を記入すること。(保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等)
 - ④欄は、乳児等通園支援事業実施事業所の利用定員を記入すること。
 - ⑤⑥欄は、経費としてそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
 - ⑦欄は、②欄、④欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑧欄は、②欄と同額を記入すること。
 - ⑨欄は、②欄の額に②/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
 - ⑩欄は、事業を開始する年月日を記入すること。

12-2① 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

市町村名

(記載上の注意)
1. 例題4、5参照

- [illegible]

12-2② 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

市町村名

(記載上の注意)
3. 例題4. 例題

- [illegible]

12-2③ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

市町村名

(記載上の注意)
1. 字種は、除算

- [illegible]

12-2④ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

市町村名

(記載上の注意)

- ② ①に、保護者の生計等の進捗を記入すること。(世帯別、社会福祉法人、株式会社等)
- ③ ①は、家庭の保育事業所又は児童保育施設を記入すること。
- ④ ①は、改修する家庭の保育事業所の利用定員を記入すること。
- ⑤ ①は、ひん、ひん、ひん及びひんを比較し、最も少ない値を記入すること。
- ⑥ ①は、⑤と同様と比較して、いずれか一方の値を記入すること。
- ⑦ ①は、⑤の値に付加費等の負担の算出に定める期間率を乗じて算出額(1,000円未満の端数は切り上げ)を合算し、これを切り捨てたものとする。)を記入すること。
- ⑧ ①は、家庭の保育事業を開始する年月日を記入すること。

12-2⑤ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

市町村名

(記載上の注意)
1. 金額は、設置

- ② ①項は、移付を受ける施設・ところの長(施設長、所長、学長等)又は小規模保育事業所を記入する。
- ③ ①項は、移付先の認定こども園(施設長、所長、学長)に於ける保育認定部分又は小規模保育事業所の利用定数を記入する。
- ④ ①項は、⑦項、⑧項及び⑨項を比較し、最も多い順を記入する。
- ⑤ ①項は、⑨項の値に③・④を足した値を記入する。
- ⑥ ①項は、①項と⑤項を比較して、いずれか多い方の値を記入する。
- ⑦ ⑥項は、⑥項の値に計算額の割合の半額に一定の乗除を施すことで得られる(1,000未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたものとする。)記号とする。
- ⑧ ⑥項は、幼稚園における長時間保育(小規模保育事業を開始する年より)を記入する。
- ⑨ ⑥項は、認定子ども施設又は小規模保育事業所に移付する年より記入する。

12-2⑤ 保育所等改修費等支援事業(児童福祉事業分)(国食指割合3分の2)

市町村名

(記載上の注意)

- ① ②は、保護主権の行使に該当すること。（※併用可）
- ③は、凶悪な犯罪行為・被害者の被害に該当すること。（※併用可。凶犯2人以上、小規模保育事業等、実質的被害事実等、凶犯数、凶犯手段等が考慮点。刑事被害者増進センター参照）
- ④は、元凶等被害事実等被害事実の相対性を記入すること。
- ⑤は、被害は、被害として認められる被害事実を2つ以上、被害者（被害者2人以上）を記入すること。
- ⑥は、⑤中、⑤を認めない被害に比較し、最少の被害を記入すること。
- ⑦は、凶犯の属性④⑤を記入すること。
- ⑧は、⑥と⑦を比較して、いずれか少ない方の属性を記入すること。
- ⑨は、凶犯の属性に文字数制限の表の第2欄に定める補助点を乗じて得た値（1,000円未満の値が定まる場合は、これを切り捨てるもの）を記入すること。
- ⑩は、⑨を記入する年日付を記入すること。

別表2

12－3① 保育所等改修費等支援事業（直接補助事業分）（国負担割合2分の1）

(2) 小規模保育改修費等

市町村名														
対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 （⑪×1/2）	事業開始年月日
①	②	③	④	⑤ 人	⑥ 人	⑦ 円	⑧ 円	⑨（⑦-⑧） 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
合計				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- （記載上の注意）
- ②欄は、設置主体の種類を記入すること。（市町村等）
 - ③欄は、整備する小規模保育事業所の類型に応じて「A型」「B型」「C型」のいずれかを記入すること。
 - ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「定員拡大」「老朽化」「利便性・質の向上」のいずれかを記入すること。なお、認可外保育施設からの認可化移行の際に活用する場合は、「新設（種別変更）」と記入すること。
 - ⑤欄は、改修する小規模保育事業所の利用定員を記入すること。
 - ⑥欄は、⑤欄に記入した定員をうち、今回の改修により増加する保育の受け皿（新設の場合は「定員」欄と同数、定員の増加しない改修の場合は「0」とする。）を記入すること。
 - ⑦欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑧欄は、⑧欄と同額を記入すること。
 - ⑨欄は、⑨欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
 - ⑮欄は、小規模保育事業を開始する年月日を記入すること。

別表 2

12－3② 保育所等改修費等支援事業（直接補助事業分）（国負担割合2分の1）

(3) 認可化移行改修費等

市町村名														
対象施設名	設置主体	事業区分	定員	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 （⑪×1/2）	移行年月日	事業実施内容	
①	②	③	④ 人	⑤ 円	⑥ 円	⑦（⑤-⑥） 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬	⑭	
						0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
						0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
						0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
						0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃借料	
合計			人	円	円	円	円	円	円	円	円			
			0	0	0	0	0	0	0	0	0			

- （記載上の注意）
- ②欄は、設置主体の種類を記入すること。（市町村等）
 - ③欄は、移行を予定している保育事業の形態を記入すること。（認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等）
 - ④欄は、認可化移行後の施設等の利用定員を記入すること。
 - ⑤欄は、⑦欄、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑥欄は、⑥欄と同額を記入すること。
 - ⑦欄は、⑦欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
 - ⑬欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
 - ⑭欄は、該当する全ての番号に○をすること。

別表2

12－3③ 保育所等改修費等支援事業（直接補助事業分）（国負担割合2分の1）

(4) 家庭の保育改修費等

市町村名													
対象施設名	設置主体	事業区分	定員	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 （⑪×1/2）	事業開始年月日	
①	②	③	④ 人	⑤ 円	⑥ 円	⑦（⑤-⑥） 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬	⑭
						0			0	0	0		
						0			0	0	0		
						0			0	0	0		
						0			0	0	0		
合計			人	円	円	円	円	円	円	円	円		
			0	0	0	0	0	0	0	0	0		

- （記載上の注意）
- ②欄は、設置主体の種類を記入すること。（市町村等）
 - ③欄は、改修等を行う施設、事業所の類型を記入すること。（保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭の保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等）
 - ④欄は、乳児等通園支援事業実施事業所の利用定員を記入すること。
 - ⑤欄は、経費としてそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
 - ⑥欄は、⑥欄、⑧欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄は、⑦欄と同額を記入すること。
 - ⑧欄は、⑧欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
 - ⑬欄は、事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12－3④ 保育所等改修費等支援事業（直接補助事業分）（国負担割合2分の1）

(6) 乳児等通園支援事業実施事業所改修費等

市町村名														
対象施設名	設置主体	事業区分	定員	改修費等	礼金及び賃借料	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の 支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 （⑬×1/2）	事業開始年月日
①	②	③	④ 人	⑤	⑥	⑦	⑧ 円	⑨（⑦-⑧） 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮
								0				0	0	
								0				0	0	
								0				0	0	
								0				0	0	
合計			人			円	円	円	円	円	円	円	円	
			0			0	0	0	0	0	0	0	0	

- （記載上の注意）
- ②欄は、設置主体の種類を記入すること。（市町村等）
 - ③欄は、改修等を行う施設、事業所の類型を記入すること。（保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭の保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等）
 - ④欄は、乳児等通園支援事業実施事業所の利用定員を記入すること。
 - ⑤欄は、経費としてそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
 - ⑥欄は、⑥欄、⑧欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄は、⑦欄と同額を記入すること。
 - ⑧欄は、⑧欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
 - ⑮欄は、事業を開始する年月日を記入すること。

(1)買貨物件による保育所等改修費等

[illegible]

(2) 小規模保育改修費等

【注意】以下の1～10は、大問1の解答に必要となる。1～10番、解答を記す。

1. 図表1、図表2は、ある人の1年間の生活に関するデータである。図表1は、毎日の生活に関するデータである。図表2は、毎月の生活に関するデータである。図表1、図表2の両方から読み取れるデータは、図表3に示す通りである。図表3のデータのうち、図表1、図表2の両方から読み取れないデータは、図表4に示す通りである。
2. 図表1、図表2の両方から読み取れるデータのうち、図表1、図表2の両方から読み取れないデータは、図表4に示す通りである。図表4のデータのうち、図表1、図表2の両方から読み取れないデータは、図表5に示す通りである。
3. 図表1、図表2の両方から読み取れるデータのうち、図表1、図表2の両方から読み取れないデータは、図表5に示す通りである。図表5のデータのうち、図表1、図表2の両方から読み取れないデータは、図表6に示す通りである。
4. 図表1、図表2の両方から読み取れるデータのうち、図表1、図表2の両方から読み取れないデータは、図表6に示す通りである。図表6のデータのうち、図表1、図表2の両方から読み取れないデータは、図表7に示す通りである。
5. 図表1、図表2の両方から読み取れるデータのうち、図表1、図表2の両方から読み取れないデータは、図表7に示す通りである。図表7のデータのうち、図表1、図表2の両方から読み取れないデータは、図表8に示す通りである。
6. 図表1、図表2の両方から読み取れるデータのうち、図表1、図表2の両方から読み取れないデータは、図表8に示す通りである。図表8のデータのうち、図表1、図表2の両方から読み取れないデータは、図表9に示す通りである。
7. 図表1、図表2の両方から読み取れるデータのうち、図表1、図表2の両方から読み取れないデータは、図表9に示す通りである。図表9のデータのうち、図表1、図表2の両方から読み取れないデータは、図表10に示す通りである。
8. 図表1、図表2の両方から読み取れるデータのうち、図表1、図表2の両方から読み取れないデータは、図表10に示す通りである。図表10のデータのうち、図表1、図表2の両方から読み取れないデータは、図表11に示す通りである。
9. 図表1、図表2の両方から読み取れるデータのうち、図表1、図表2の両方から読み取れないデータは、図表11に示す通りである。図表11のデータのうち、図表1、図表2の両方から読み取れないデータは、図表12に示す通りである。
10. 図表1、図表2の両方から読み取れるデータのうち、図表1、図表2の両方から読み取れないデータは、図表12に示す通りである。図表12のデータのうち、図表1、図表2の両方から読み取れないデータは、図表13に示す通りである。

(3) 認可化移行改修費等

[illegible]

(4) 家庭的保育改修費等

[illegible]

(6) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等

1. 選挙の公示(選挙区、立候補者の氏名)の公表後、選挙区、立候補者の氏名を誤り記載した場合は、選挙区、立候補者の氏名を訂正する。
2. 選挙区、立候補者の氏名を誤り記載した場合は、訂正の届出を提出し、訂正後の選挙区、立候補者の氏名を訂正する。
3. 選挙区、立候補者の氏名を誤り記載した場合は、訂正の届出を提出し、訂正後の選挙区、立候補者の氏名を訂正する。
4. 選挙区、立候補者の氏名を誤り記載した場合は、訂正の届出を提出し、訂正後の選挙区、立候補者の氏名を訂正する。
5. 選挙区、立候補者の氏名を誤り記載した場合は、訂正の届出を提出し、訂正後の選挙区、立候補者の氏名を訂正する。
6. 選挙区、立候補者の氏名を誤り記載した場合は、訂正の届出を提出し、訂正後の選挙区、立候補者の氏名を訂正する。
7. 選挙区、立候補者の氏名を誤り記載した場合は、訂正の届出を提出し、訂正後の選挙区、立候補者の氏名を訂正する。
8. 選挙区、立候補者の氏名を誤り記載した場合は、訂正の届出を提出し、訂正後の選挙区、立候補者の氏名を訂正する。
9. 選挙区、立候補者の氏名を誤り記載した場合は、訂正の届出を提出し、訂正後の選挙区、立候補者の氏名を訂正する。

(6) 乳児等通園支援事業実施事業所改修費等

【重要事項】

- ① 選挙区：選挙区は各選挙区に別荘を有するところ。【重要事項】
- ② 選挙区：選挙区は各選挙区に別荘を有するところ。【重要事項】
- ③ 選挙区：選挙区は各選挙区に別荘を有するところ。【重要事項】
- ④ 選挙区：選挙区は各選挙区に別荘を有するところ。【重要事項】
- ⑤ 選挙区：選挙区は各選挙区に別荘を有するところ。【重要事項】
- ⑥ 選挙区：選挙区は各選挙区に別荘を有するところ。【重要事項】
- ⑦ 選挙区：選挙区は各選挙区に別荘を有するところ。【重要事項】
- ⑧ 選挙区：選挙区は各選挙区に別荘を有するところ。【重要事項】
- ⑨ 選挙区：選挙区は各選挙区に別荘を有するところ。【重要事項】
- ⑩ 選挙区：選挙区は各選挙区に別荘を有するところ。【重要事項】

別表2

13-1 都市部における保育所への賃借料等支援事業（（1）都市部における保育所への賃借料支援事業）（都道府県間接補助事業）

市 町 村 名

財政力指数

（1）財政力指数が1. 0超の市町村及び特別区

施設・事業所名	設置主体	施設・事業所種別	建物借料 (年額)	賃借料加算 (年額)	(4)／(5)	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	(12)×27/40×2/3	都道府県 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (15)×10/10	交付要綱の4(2)⑥ ア(ア)のただし書き の適用の有無 (○を記載)
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(7)－(8)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
			円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
								0			0	0			0	
								0			0	0			0	
								0			0	0			0	
								0			0	0			0	
								0			0	0			0	
か所 0	(公) か所 (私) か所		円	円		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

（2）（1）以外の市町村

施設・事業所名	設置主体	施設・事業所種別	建物借料 (年額)	賃借料加算 (年額)	(4)／(5)	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	(12)×3/4×2/3	都道府県 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (15)×10/10
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(7)－(8)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
			円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
か所 0	(公) か所 (私) か所		円	円		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

- （記載上の注意）
- ②欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 - ④欄は、認定こども園の場合子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受けた児童に係る利用定員数を認定こども園全体の利用定員数で除した数を施設の建物借料に乗じた額を記載すること。
 - ⑤欄は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日号外内閣府告示第49号）第1条第51号に規定する賃借料加算の年額を記載すること。
 - ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、少ない額を記載すること。
 - 交付要綱の4(2)⑦ア(ア)のただし書きを適用する施設については、「（1）財政力指数が1. 0超の市町村及び特別区」の⑬欄において「(12)×27/40×2/3」とあるのを「(12)×3/4×2/3」と置き換えて算出すること。
 - ⑮欄は、⑬欄と⑭欄の額を比較し、少ない額を記載すること。
 - ⑯欄には、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別表2

13-2 都市部における保育所への賃借料等支援事業((2)保育所設置促進事業)(市町村間接補助事業)

市町村名

対象施設名 ①	運営主体 ②	定員 ③ 人	区分 ④	総事業費 ⑤ 円	寄付金その他の 収入額 ⑥ 円	差引額 ⑦(⑤-⑥) 円	対象経費の 実支出額 ⑧ 円	国庫補助基準額 ⑨ 円	選定額 ⑩ 円	(⑩×3/4) ⑪ 円	市町村補助額 ⑫ 円	国庫補助基本額 ⑬ 円	国庫補助所要額 ⑭(⑬×2/3) 円	事業開始年月日 ⑮
						0			0	0			0	
						0			0	0			0	
						0			0	0			0	
						0			0	0			0	
						0			0	0			0	
合計		人		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円 0	

(記載上の注意)

1. ②欄は、法人等の種別を記入すること。(株式会社、NPO法人等)

2. ③欄は、実施する保育所等の定員を記入すること。

3. ④欄は、保育所・幼保連携型認定こども園の別を記入すること。

4. ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

5. ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。

6. ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

7. ⑮欄は、保育所等を開始した年月日を記入すること。

別表2

14-1 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(総括)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名 _____

対 象 施 設 名 ①	補助内容(実施の有無)		
	調査費 ②	助言指導費 ③	指導監督基準 遵守助言指導費 ④
か所 0	か所 0	か所 0	か所 0

(記載上の注意)

1. ②～④欄は当該施設が各事業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」と記入すること。

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円
1. 調査費								
2. 助言指導費								
3. 指導監督基準遵守 助言指導費								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各施設の合計を記載すること。

別表2

14－1① 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(1. 調査費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	計画策定年月日	移行予定年月日
①	②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑧×1/2)	⑩	⑪
	円	円	円	円	円	円	円	円		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
か所	円	円	円	円	円	円	円	円		
0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

14－1② 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(2. 助言指導費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)	計画策定 年月日 ⑩	移行予定 年月日 ⑪
	円	円	円	円	円	円	円	円		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
か所	円	円	円	円	円	円	円	円		
0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

14－1③ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(3. 指導監督基準遵守助言指導費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	計画策定年月日	基準遵守予定年月日
①	②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑧×1/2)	⑩	⑪
	円	円	円	円	円	円	円	円		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
か所	円	円	円	円	円	円	円	円		
0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

14－2 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(総括)(市町村事業・直接補助分)

市町村名 _____

対 象 施 設 名 ①	補助内容(実施の有無)				
	調査費 ②	助言指導費 ③	指導監督基準遵守 助言指導費 ④	認可化移行移転費等	
				移転費 ⑤	仮設設置費 ⑥
か所 0	か所 0	か所 0	か所 0	か所 0	か所 0

(記載上の注意)

1. ②～⑥欄は当該施設が各事業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」と記入すること。

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①－②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円	(参考)自治体補助額	
									都道府県補助額 円	市町村補助額 円
1. 調査費										
2. 助言指導費										
3. 指導監督基準遵守 助言指導費										
4. 認可化移行移転費等										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各施設の合計を記載すること。
2. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14－2① 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(1. 調査費)(市町村事業・直接補助分)

市町村名												
対 象 施 設 名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入額 ③	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 実支出額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2) 円	計画策定 年月日 ⑩	移行予定 年月日 ⑪	(参考)自治体補助額	
											都道府県補助額 円	市町村補助額 円
	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
か所	円	円	円	円	円	円	円	円				
0	0	0	0	0	0	0	0	0				

(記載上の注意)

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14－2② 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(2. 助言指導費)(市町村事業・直接補助分)

市町村名												
対 象 施 設 名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)	計画策定 年月日 ⑩	移行予定 年月日 ⑪	(参考)自治体補助額	
											都道府県補助額	市町村補助額
	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
か所	円	円	円	円	円	円	円	円				
0	0	0	0	0	0	0	0	0				

(記載上の注意)

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14－2③ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(3. 指導監督基準遵守助言指導費)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の収入額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)	計画策定年月日 ⑩	基準遵守予定年月日 ⑪	(参考)自治体補助額	
											都道府県補助額	市町村補助額
	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
か所 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0				

(記載上の注意)

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14-2④ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(4. 認可化移行移転費等)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名 ①	運営主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の実支出額			国庫補助基準額 ⑨	選定額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪	国庫補助所要額 ⑫(⑪×1/2)	移行予定年月日 ⑬	(参考)自治体補助額	
					⑥	移転費 ⑦	仮設設置費 ⑧						都道府県補助額	市町村補助額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円
				0					0		0			
				0					0		0			
				0					0		0			
				0					0		0			
				0					0		0			
か所 0か所		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

- (記載上の注意)
- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(市町村、株式会社、NPO等)
 - ⑩欄は、⑤欄、⑥欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - ⑬欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
 - (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

14-3 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(4. 認可化移行移転費等)(市町村事業・間接補助分)

市町村名

対象施設名 ①	運営主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の実支出額			国庫補助基準額 ⑨	選定額 ⑩	市町村補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	移行予定年月日 ⑭	(参考)自治体補助額	
					⑥	移転費 ⑦	仮設設置費 ⑧							都道府県補助額	市町村補助額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円
				0					0			0			
				0					0			0			
				0					0			0			
				0					0			0			
				0					0			0			
か所 0か所		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 ※1 0	円 ※2 0		円 0	円 0

- (記載上の注意)
- ②欄は、法人等の種別を記入すること。(株式会社、NPO等)
 - ⑩欄は、⑤欄、⑥欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑬欄には、⑩欄の額と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
 - ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
 - ⑭欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
 - (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

別表2

15-1 民有地マッチング事業(都道府県事業・直接補助事業分)

都道府県名: _____

区 分	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧(⑦×1/2)
1. 民有地マッチング支援			0			0		0
2. 整備候補地の確保支援			0			0		0
3. コーディネーターの配置支援			0			0		0
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
2. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
3. ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。

(1)民有地マッチング支援

整備候補地等		保育所整備法人等		マッチング数 ⑤	整備決定数 ⑥	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧
応募数 ①	選定数 ②	応募数 ③	選定数 ④				
か所	か所			か所	か所	円	円

都道府県名: _____

(2)整備候補地等の確保支援

整備候補地 確保数 ①	取組内容 ②	対象経費の 実支出額 ③	国庫補助基準額 ④
		円	円

(記載上の注意)

1. ②欄は、取組内容を具体的かつ簡潔に記載するとともに、取組内容が分かる資料を添付すること。

(3)コーディネーターの配置支援

配置場所 ①	配置主体 ②	コーディネーター 配置人数 ③	事業内容 ④	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
		人		円	円

(記載上の注意)

1. ①欄は、コーディネーターを配置している場所(市役所 等)を記載すること。
2. ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
3. ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。
ア. 地域住民との調整 イ. その他()

別表2

15-2 民有地マッチング事業(都道府県事業・間接補助事業分)

都道府県名: _____

区 分	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③ 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	都道府県補助額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2) 円
3. コーディネーターの配置支援			0			0		※1	※2 0

- (記載上の注意)
- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
 - ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。

(3) コーディネーターの配置支援

配置場所 ①	配置主体 ②	コーディネーター 配置人数 ③ 人	事業内容 ④	対象経費の 実支出額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円

- (記載上の注意)
- ①欄は、コーディネーターを配置している場所(保育所 等)を記載すること。
 - ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
 - ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。
ア. 地域住民との調整 イ. その他()

別表2

15-3 民有地マッチング事業(市町村事業・直接補助事業分)

市町村名: _____

区 分	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧:(⑦×1/2)	(参考)自治体補助額	
									都道府県補助額	市町村補助額
1. 民有地マッチング支援			0			0		0		
2. 整備候補地の確保支援			0			0		0		
3. コーディネーターの配置支援			0			0		0		
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円	円

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

(1)民有地マッチング支援

整備候補地等		保育所整備法人等		マッチング数 ⑤	整備決定数 ⑥	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧
応募数 ①	選定数 ②	応募数 ③	選定数 ④				
か所	か所			か所	か所	円	円

市町村名: _____

(2)整備候補地等の確保支援

整備候補地 確保数 ①	取組内容 ②	対象経費の 実支出額 ③	国庫補助基準額 ④
		円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、取組内容を具体的かつ簡潔に記載するとともに、取組内容が分かる資料を添付すること。

(3)コーディネーターの配置支援

配置場所 ①	配置主体 ②	コーディネーター 配置人数 ③	事業内容 ④	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
		人		円	円

(記載上の注意)

- ①欄は、コーディネーターを配置している場所(市役所 等)を記載すること。
- ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
- ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。
ア. 地域住民との調整 イ. その他()

別表2

15ー4 民有地マッチング事業(市町村事業・間接補助事業分)

市町村名: _____

区 分	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	自治体補助額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1／2)	(参考)自治体補助額	
										都道府県補助額	市町村補助額
3. コーディネーターの配置支援	円	円	円 0	円	円	円 0	円	※1 円	※2 円 0	円	円

- (記載上の注意)
- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄には、都道府県事業の場合は都道府県の補助額、市町村事業の場合は都道府県及び市町村の補助額を記載すること。
 - ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
 - ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
 - (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

(3)コーディネーターの配置支援

配置場所 ①	配置主体 ②	コーディネーター 配置人数 ③	事業内容 ④	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
		人		円	円

- (記載上の注意)
- ①欄は、コーディネーターを配置している場所(保育所 等)を記載すること。
 - ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
 - ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。
ア. 地域住民との調整 イ. その他()

別表2

16 広域的保育所等利用事業(総括)

市町村名 _____

	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	円	円	円	円	円	円	円	円
1. こども送迎センター等事業	0	0	0	0	0	0	0	0
①こども送迎センター事業								
②自宅等送迎事業								
2. 代替屋外遊戯場送迎事業								
3. こども送迎センター設置改修事業								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

別表2

16 広域的保育所等利用事業

市町村名 _____

(1)こども送迎センター等事業
①こども送迎センター事業

送迎センター名	セ ン タ ー 開 所 時 間		実施主体 (委託の場合、 委託先)	利用保育所等数							送迎付き添 い保育士等 数	登録児童数	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	実施事業内容					
				保	こ	小	家	事	地	国											企	幼	バス購 入費	バス借 上費	保 育 士 等 雇 上 料	運 転 手 雇 上 費
①	②		③	④							⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭(⑬×1/2)					⑮	
	午前	: ~ :										人	人	円	円	円	円	円	円	円						
	午後	: ~ :													0			0	0	0						
	合計	時間		か所																						
	午前	: ~ :																								
	午後	: ~ :													0			0	0	0						
	合計	時間		か所																						
	午前	: ~ :																								
	午後	: ~ :													0			0	0	0						
	合計	時間		か所																						
	午前	: ~ :																								
	午後	: ~ :													0			0	0	0						
	合計	時間		か所																						
か所 0				か所 0							人 0	人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0					

- (記載上の注意)
1. ②欄の「午前」、「午後」の欄は、送迎センターの開所時刻、閉所時刻を記入すること。「合計」の欄は、送迎センターの開所時間(午前、午後の合計)を記入すること。
2. ④欄には、送迎センターを利用している保育所等の数、利用している保育所等の施設・事業の欄に○を付けること。
保…保育所 こ…認定こども園 小…小規模保育事業 家…家庭的保育事業 事…事業所内保育事業
地…地方単独保育施設 国…認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
企…企業主導型保育事業 幼…幼稚園
3. ⑫欄は、⑨欄、⑬欄及び⑮欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
4. ⑬欄には、⑫欄の額を記入すること。
5. ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
6. ⑯欄は、実施する事業内容の欄に○を付けること。

別表2

16 広域的保育所等利用事業

市町村名 _____

(1)こども送迎センター等事業
②自宅等送迎事業

実施主体 (委託の場合、 委託先)	利用保育所等数									送迎付き添 い保育士等 数	登録児童数	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	実施事業内容				
	保	こ	小	家	事	地	国	企	幼											バス購 入費	バス借 上費	保育士 等雇上 費	運転手 雇上費	事業費
①									②	③	④	⑤	⑥	⑦(⑤－⑥)	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫(⑪×1/2)					⑬
										人	人	円	円	円	円	円	円	円	円					
									か所					0			0	0	0					
									か所					0			0	0	0					
									か所					0			0	0	0					
									か所					0			0	0	0					
									か所					0			0	0	0					
									か所	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円					
									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

- (記載上の注意)
1. ②欄には、送迎サービスを利用している保育所等の数、利用している保育所等の施設・事業の欄に○を付けること。
保…保育所 こ…認定こども園 小…小規模保育事業 家…家庭的保育事業 事…事業所内保育事業
地…地方単独保育施設 国…認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
企…企業主導型保育事業 幼…幼稚園
2. ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
3. ⑪欄には、⑩欄の額を記入すること。
4. ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
5. ⑬欄は、実施する事業内容の欄に○を付けること。

別表2

16 広域的保育所等利用事業

(2) 代替屋外遊戯場送迎事業

市町村名 _____

屋外遊戯場に代わる場所(代替屋外遊戯場)の名称 ①	保育所等から代替屋外遊戯場までの平均的な距離、時間数(往復)、年間利用回数 ②			実施主体(委託の場合、委託先) ③	利用保育所等数 ④								送迎付き添い保育士等数 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の収入予定額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の支出予定額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩	選定額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	実施事業内容				
					保	こ	小	家	事	地	国	企	幼									バス購入費	バス借上費	保育士等雇上費	運転手雇上費	事業費 ⑭
														人	円	円	円	円	円	円	円					
	距離		km														0		0	0	0					
	時間		分		か所																					
	回数(年)		回																							
	距離		km														0		0	0	0					
	時間		分																							
	回数(年)		回		か所																					
	距離		km														0		0	0	0					
	時間		分																							
	回数(年)		回		か所																					
か所 0					か所 0								人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0					

(記載上の注意)

- 屋外遊戯場に代わる場所が複数ある場合、主とするものを記入すること。
- ②欄の「距離」の欄は、各保育所等から屋外遊戯場に代わる場所までの往復に要する「平均的な距離」を記入すること。(複数の保育所等を経由する場合、その距離も含む。)
「時間」の欄は、各保育所等から屋外遊戯場に代わる場所までの往復に要する「平均的な時間数」を「分単位」で記入すること。(複数の保育所等を経由する場合、その時間も含む。)
「回数」の欄は、屋外遊戯場に代わる場所の「年間」の利用回数(各保育所等の利用回数の合計)を記入すること。
- ④欄には、屋外遊戯場に代わる場所を利用しての保育所等の数、利用している保育所等の施設・事業の欄に○を付けること。
保…保育所 こ…認定こども園 小…小規模保育事業 家…家庭的保育事業 事…事業所内保育事業 地…地方単独保育施設
国…認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業 企…企業主導型保育事業 幼…幼稚園
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄には、⑪欄の額を記入すること。
- ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、実施する事業内容の欄に○を付けること。

別表2

16 広域的保育所等利用事業

市町村名 _____

(3)こども送迎センター設置改修事業

送迎センター名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥	選定額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2)	事業開始年月日 ⑩
	円	円	円	円	円	円	円	円	
			0			0	0	0	
			0			0	0	0	
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (記載上の注意)
- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
 - ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - ⑩欄は、こども送迎センター事業を開始する(した)年月日を記入すること。

別表2

17－1 保育利用支援事業(市町村事業・直接補助分)(総括)

市町村名 _____

	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入額 ② 円	差引額 ③(①－②) 円	対象経費の実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円
(1)代替保育利用支援								
(2)予約制導入に係る体制整備								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

別表2

17－1 保育利用支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

(1)代替保育利用支援

NO.	対象事業	年間利用 実人数	年間利用 延べ月数	実施方法	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	(参考) 利用料及び補助額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦(⑤-⑥)	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫(⑪×1/2)	⑬
		人	月		円	円	円	円	円	円	円	円	
1							0			0		0	
2							0			0		0	
3							0			0		0	
小計		0人	0月		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

- (記載上の注意)
- ①欄は、一時預かり事業など利用料補助の対象とする事業すべてを記入すること。
 - ②欄は、年間の利用実人数を記入すること。
 - ③欄は、年間の延べ利用月数を記入すること。(※1月に複数回利用しても1月とカウントする。)
 - ④欄は、ア(対象者に係る利用料を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が等が軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法)、又はイ(対象者が施設・事業所に支払う利用料について、市町村より対象者に対して当該利用料を軽減又は免除する額を補助する方法)のいずれかを記入すること。
 - ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑪欄には、⑩欄の額を記入すること。
 - ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - ⑬欄は、施設ごとに、利用料及び補助額を記入すること。(例:利用料 ○○保育園○時間○円、補助額 1人につき○月当たり○円上限)

別表2

17－1 保育利用支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

(2) 予約制導入に係る体制整備

NO.	施設類型 ①	施設名 ②	対象人数 ③	予約入所実施時期 ④	配置職員 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の収入額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の実支出額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩	選定額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)
			人			円	円	円	円	円	円	円	円
1								0			0		0
2								0			0		0
3								0			0		0
4								0			0		0
5								0			0		0
6								0			0		0
小計			0 人			0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

(記載上の注意)

- 1. ①欄は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- 2. ②欄は、施設名を記入すること。
- 3. ③欄は、年間の対象人数を記入すること。
- 4. ④欄は、予約制により設定する入所時期を記入すること。(複数設定する場合は、すべての実施時期を記入すること。随時入所可能とする場合は「随時」と記入すること。)
- 5. ⑤欄は、配置する職員の職種を記入すること。
- 6. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 7. ⑫欄には、⑪欄の額を記入すること。
- 8. ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

17－2 保育利用支援事業(市町村間接補助分)(総括)

市町村名

	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入額 ② 円	差引額 ③(①－②) 円	対象経費の実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	市町村補助額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨ 円
(1)代替保育利用支援									
(2)予約制導入に係る体制整備									
計	0	0	0	0	0	0	0	※1 0	※2 0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑨欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

別表2

17-2 保育利用支援事業(市町村間接補助分)

市町村名

(1)代替保育利用支援

NO.	対象事業	年間利用 実人数	年間利用 延べ月数	実施方法	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	(参考) 利用料及び補助 額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦(⑤-⑥)	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬(⑫×1/2)	⑭
		人	月		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1							0			0			0	
2							0			0			0	
3							0			0			0	
小計		0 人	0 月		0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	

(記載上の注意)

1. ①欄は、一時預かり事業など利用料補助の対象とする事業すべてを記入すること。

2. ②欄は、年間の利用実人数を記入すること。

3. ③欄は、年間の延べ利用月数を記入すること。(※1月に複数回利用しても1月とカウントする。)

4. ④欄は、ア(対象者に係る利用料を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村等が軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法)、又はイ(対象者が施設・事業所に支払う利用料について、市町村より対象者に対して当

5. ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

6. ⑫欄には、⑩欄の額と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

7. ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

8. ⑭欄は、施設ごとに、利用料及び補助額を記入すること。(例:利用料 ○○保育園○時間○円、補助額 1人につき○月当たり○円上限)

別表2

17－2 保育利用支援事業(市町村間接補助分)

市町村名

(2)予約制導入に係る体制整備

NO.	施設類型 ①	施設名 ②	対象人数 ③	予約入所実施時期 ④	配置職員 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の収入額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の実支出額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩	選定額 ⑪	市町村補助額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 ⑭(⑬×1/2)
			人			円	円	円	円	円	円	円	円	円
1								0			0			0
2								0			0			0
3								0			0			0
4								0			0			0
5								0			0			0
6								0			0			0
小計			0 人			0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

(記載上の注意)

1. ①欄は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。

2. ②欄は、施設名を記入すること。

3. ③欄は、年間の対象人数を記入すること。

4. ④欄は、予約制により設定する入所時期を記入すること。(複数設定する場合は、すべての実施時期を記入すること。随時入所可能とする場合は「随時」と記入すること。)

5. ⑤欄は、配置する職員の職種を記入すること。

6. ⑪欄は、⑥欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

7. ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

8. ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

18－1 3歳児受入れ等連携支援事業（市町村事業・直接補助分）（総括）

市町村名 _____

	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入額 ② 円	差引額 ③(①－②) 円	対象経費の実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧ 円
(1)3歳児受入れ連携支援事業								
(2)家庭的保育コンソーシアム形成事業								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）

1. ①欄から⑧欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

別表2

18-1 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

(1) 3歳児受入れ連携支援事業

NO.	施設類型	施設名	連携支援コーディネーターの職種	連携施設設定状況		満3歳以上の児童の定員拡大	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③	④		⑤	⑥	⑦	⑧(⑥-⑦)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬(⑫×1/2)
				家庭的保育	か所		円	円	円	円	円	円	円	円
1				小規模保育					0			0		0
				事業所内保育										
				家庭的保育										
2				小規模保育					0			0		0
				事業所内保育										
				家庭的保育										
3				小規模保育					0			0		0
				事業所内保育										
				家庭的保育										
4				小規模保育					0			0		0
				事業所内保育										
				家庭的保育										
5				小規模保育					0			0		0
				事業所内保育										
				家庭的保育										
6				小規模保育					0			0		0
				事業所内保育										
				家庭的保育										
小計					か所		円	円	円	円	円	円	円	円
				家庭的保育			0	0	0	0	0	0	0	0
				小規模保育										
				事業所内保育										

(記載上の注意)

- ①欄は、連携支援コーディネーターを配置する施設について、保育所、認定こども園又は幼稚園のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、配置する連携支援コーディネーターの職種・保育に従事した経験等を記入すること。(例:保育士、保育士経験者、保育所園長経験者)
- ④欄は、連携施設として連携協力を行う施設の類型毎のか所数を記入すること。
- ⑤欄は、ア(保育所等の3歳以上児の定員枠の拡大)、イ(保育所等の3歳未満児の定員枠を3歳以上児の定員枠への振替え)又はウ(その他())のいずれかを記入すること。ウの場合は、()内に具体的な内容を記入すること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄には、⑪欄の額を記入すること。
- ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

18－1 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

(2)家庭的保育コンソーシアム形成事業

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①－②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧(⑦×1/2) 円	コーディネーター数 ⑨ 人	家庭的保育 事業者数 ⑩ 人	実施事業内容 ⑪
家庭的保育コンソーシアム形成事業			0			0		0			1. 共同での備品購入等の調整 2. 共同での自園調理等の調整 3. 連携施設からの給食提供等の調整 4. 代替保育等の調整 5. 家庭的保育補助者の雇用管理等 6. 子どものための教育・保育給付交付金 等の請求等の事務処理 7. 各家庭的保育事業所への巡回指導 又は相談支援等 8. その他()
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

2. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。

3. ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

4. ⑩欄は、コンソーシアムを形成する事業者数を記入すること。

5. ⑪欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

18-2 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村間接補助事業分)

市町村名

(1)3歳児受入れ連携支援事業

NO.	施設類型	施設名	連携支援コーディネーターの職種	連携施設設定状況		満3歳以上の 児童の定員拡大	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③	④		⑤	⑥	⑦	⑧(⑥-⑦)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭(⑬×1/2)
				か所			円	円	円	円	円	円	円	円	円
1				家庭的保育					0			0			0
				小規模保育											
				事業所内保育											
2				家庭的保育					0			0			0
				小規模保育											
				事業所内保育											
3				家庭的保育					0			0			0
				小規模保育											
				事業所内保育											
4				家庭的保育					0			0			0
				小規模保育											
				事業所内保育											
5				家庭的保育					0			0			0
				小規模保育											
				事業所内保育											
6				家庭的保育					0			0			0
				小規模保育											
				事業所内保育											
小計				か所			円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円
				家庭的保育			0	0	0	0	0	0	0	0	0
				小規模保育											
				事業所内保育											

(記載上の注意)

1. ①欄は、連携支援コーディネーターを配置する施設について、保育所、認定こども園又は幼稚園のいずれかを記入すること。
2. ②欄は、施設名を記入すること。
3. ③欄は、配置する連携支援コーディネーターの職種・保育に従事した経験等を記入すること。(例:保育士、保育士経験者、保育所園長経験者)
4. ④欄は、連携施設として連携協力を行う施設の類型毎のか所数を記入すること。
5. ⑤欄は、ア(保育所等の3歳以上児の定員枠の拡大)、イ(保育所等の3歳未満児の定員枠を3歳以上児の定員枠への振替え)又はウ(その他())のいずれかを記入すること。ウの場合は、()内に具体的な内容を記入すること。
6. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
7. ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
8. ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

19－1 医療的ケア児保育支援事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)(国負担割合2分の1)

都道府県・指定都市・中核市名

総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧(⑦×1/2)
円	円	円	円	円	円	円	円
		0		0	0	0	0

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

(1) 医療的ケア児の受入を行う保育所等に関する取組(看護師等の配置、研修の受講支援、補助者の配置、医療的ケア児の備品補助、災害対策備品整備及び園外活動移動支援)

NO.	施設類型	施設名	看護師等の配置		研修の受講支援	補助者の配置	医療的ケア児の 備品補助	災害対策備品 整備	園外活動移動 支援	国庫補助基準額
			医療的ケアに 従事する職員	対象 児童数						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1				人						円
2										
3										
4										
5										
小計				人						円
			0							0

(記載上の注意)

- ①欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- ④欄は、当該施設において受入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- ⑤欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑥欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑦欄は、医療的ケア児が個別に必要な備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑧欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要な備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑨欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。

(2) 医療的ケア児の受入れに関する都道府県等の取組(巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置)

NO.	項目	実施の有無	看護師等又は喀痰吸引研修受講済み保育士の配置	国庫補助基準額
①	②	③	④	⑤
1	巡回による看護師等の配置			円
2	医療的ケア児保育支援者の配置			
3	ガイドラインの策定			
4	検討会の設置			
小計				円
				0

(記載上の注意)

- ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合で、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。

別表2

19－2 医療的ケア児保育支援事業（都道府県間接補助分）（国負担割合2分の1）

市町村名

総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑥×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩(⑨×2/3)
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		0		0	0	0		0	0

（記載上の注意）

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑨欄には、⑦欄及び⑧欄を比較し、少ない方の額を記入すること。
- ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

（1）医療的ケア児の受入を行う保育所等に関する取組（看護師等の配置、研修の受講支援、補助者の配置、医療的ケア児の備品補助、災害対策備品整備及び園外活動移動支援）

NO.	施設類型	施設名	看護師等の配置		研修の受講支援	補助者の配置	医療的ケア児の備品補助	災害対策備品整備	園外活動移動支援	国庫補助基準額
			医療的ケアに従事する職員	対象児童数						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1				人						円
2										
3										
4										
5										
小計				人						円
				0						0

（記載上の注意）

- ①欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- ④欄は、当該施設において受入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- ⑤欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑥欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑦欄は、医療的ケア児が個別に必要な備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑧欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要な備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑨欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。

（2）医療的ケア児の受入れに関する都道府県等の取組（巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置）

NO.	項目	実施の有無	看護師等又は喀痰吸引研修受講済み保育士の配置	国庫補助基準額
	①	②	③	④
1	巡回による看護師等の配置			円
2	医療的ケア児保育支援者の配置			
3	ガイドラインの策定			
4	検討会の設置			
小計				円
				0

（記載上の注意）

- ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合で、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。

別表2

19-3 医療的ケア児保育支援事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)(国負担割合3分の2)

都道府県・指定都市・中核市名

総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧(⑦×2/3)
円	円	円	円	円	円	円	円
		0		0	0	0	0

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

(1) 医療的ケア児の受入を行う保育所等に関する取組(看護師等の配置、研修の受講支援、補助者の配置、医療的ケア児の備品補助、災害対策備品整備及び園外活動移動支援)

NO.	施設類型	施設名	看護師等の配置		研修の受講支援	補助者の配置	医療的ケア児の備品補助	災害対策備品整備	園外活動移動支援	国庫補助基準額
			医療的ケアに従事する職員	対象児童数						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1				人						円
2										
3										
4										
5										
小計				人						円
				0						0

(記載上の注意)

- ①欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- ④欄は、当該施設において受入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- ⑤欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑥欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑦欄は、医療的ケア児が個別に必要な備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑧欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要な備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑨欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。

(2) 医療的ケア児の受入れに関する都道府県等の取組(巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置)

NO.	項目	実施の有無	看護師等又は喀痰吸引研修受講済み保育士の配置	国庫補助基準額
	①	②	③	④
1	巡回による看護師等の配置			円
2	医療的ケア児保育支援者の配置			
3	ガイドラインの策定			
4	検討会の設置			
小計				円
				0

(記載上の注意)

- ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合で、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。

別表2

19－4 医療的ケア児保育支援事業(都道府県・間接補助分)(国負担割合3分の2)

市町村名

総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑥×5/6)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩(⑨×4/5)
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		0		0	0	0		0	0

(記載上の注意)

- ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑨欄には、⑦欄及び⑧欄を比較し、少ない方の額を記入すること。
- ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

(1) 医療的ケア児の受入を行う保育所等に関する取組(看護師等の配置、研修の受講支援、補助者の配置、医療的ケア児の備品補助、災害対策備品整備及び園外活動移動支援)

NO.	施設類型	施設名	看護師等の配置		研修の受講支援	補助者の配置	医療的ケア児の備品補助	災害対策備品整備	園外活動移動支援	国庫補助基準額
			医療的ケアに従事する職員	対象児童数						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1				人						円
2										
3										
4										
5										
小計				人						円
				0						0

(記載上の注意)

- ①欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- ②欄は、施設名を記入すること。
- ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- ④欄は、当該施設において受入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- ⑤欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑥欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑦欄は、医療的ケア児が個別に必要な備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑧欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要な備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑨欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。

(2) 医療的ケア児の受入れに関する都道府県等の取組(巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置)

NO.	項目	実施の有無	看護師等又は喀痰吸引研修受講済み保育士の配置	国庫補助基準額
	①	②	③	④
1	巡回による看護師等の配置			円
2	医療的ケア児保育支援者の配置			
3	ガイドラインの策定			
4	検討会の設置			
小計				円
				0

(記載上の注意)

- ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合で、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。

別表2

20－1 家庭支援推進保育事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

NO.	保育所等名	設置主体 (公又は私)	年間事業 月数	平均対象児童 入所率	平均対象外国人 世帯児童 入所率	加配保育士数	文化・習慣等に精 通した保育士以外 の加配数	要保護児童対策 地域協議会への 参加	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪(⑨-⑩)	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯(⑮×1/2)
			月	%	%	人	人		円	円	円	円	円	円	円	円
1											0			0	0	0
2											0			0	0	0
3											0			0	0	0
4											0			0	0	0
5											0			0	0	0
6											0			0	0	0
小計	か所 0	か所 公0 私0				人 0	人 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

1. 保育所等ごとに記入すること。
2. ②欄は、いずれかを選択すること。
3. ④欄は、事業を実施した月ごとに対象児童入所率(対象児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象児童入所率を記入すること。
(「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は30%以上、それ以外の場合は40%以上、小数点第1位まで記入)
ただし、年間平均の対象児童入所率が上記割合を下回る場合は、超えた月のみを対象とし、その平均の対象児童入所率を記入すること。
(この場合の「年間事業月数」は、対象児童入所率が「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は30%以上、それ以外の場合は40%以上を超えた月数を記入すること。)
4. ⑤欄は、事業を実施した月ごとに対象外国人世帯児童の入所率(対象外国人世帯児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象外国人世帯児童入所率を記入すること。
(必ず20%以上、小数点第1位まで記入)
5. ⑥欄は、本事業の要件である設置配置基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記入すること。(必ず1人以上)
6. ⑦欄は、本事業に規定する外国人子育て家庭の児童に対する支援を適切に実施できる職員を加配した人数を記入すること。(必ず1人以上)
7. ⑧欄は、市町村が参集する「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は「有」と記入すること。
8. ⑭欄は、⑪欄、⑫欄及び⑬欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
9. ⑮欄には、⑭欄の額を記入すること。
10. ⑯欄には、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

20－2 家庭支援推進保育事業(市町村間接補助事業分)

市町村名

NO.	保育所名	設置主体 (公又は私)	年間事業 月数	平均対象児童 入所率	平均対象外国人 世帯児童 入所率	加配保育士数	文化・習慣等に精 通した保育士以外 の加配数	要保護児童対策 地域協議会への 参加	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪(⑨-⑩)	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰(⑯×1/2)
			月	%	%	人	人		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1											0			0			0
2											0			0			0
3											0			0			0
4											0			0			0
5											0			0			0
6											0			0			0
小計	か所 0	か所 公 私 0 0				人 0	人 0			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 0	※2 0

(記載上の注意)

1. 保育所等ごとに記入すること。

2. ②欄は、いずれかを選択すること。

3. ④欄は、事業を実施した月ごとに対象児童入所率(対象児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象児童入所率を記入すること。
(「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は30%以上、それ以外の場合は40%以上、小数点第1位まで記入)
ただし、年間平均の対象児童入所率が上記割合を下回る場合は、超えた月のみを対象とし、その平均の対象児童入所率を記入すること。
(この場合の「年間事業月数」は、対象児童入所率が「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は30%以上、それ以外の場合は40%以上を超えた月数を記入すること。)

4. ⑤欄は、事業を実施した月ごとに対象外国人世帯児童の入所率(対象外国人世帯児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象外国人世帯児童入所率を記入すること。
(必ず20%以上、小数点第1位まで記入)

5. ⑥欄は、本事業の要件である設置配置基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記入すること。(必ず1人以上)

6. ⑦欄は、本事業に規定する外国人子育て家庭の児童に対する支援を適切に実施できる職員を加配した人数を記入すること。(必ず1人以上)

7. ⑧欄は、市町村が参集する「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は「有」と記入すること。

8. ⑭欄は、⑪欄、⑫欄及び⑬欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

9. ⑯欄には、⑭欄の額と⑮欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。

10. ⑰欄には、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

21－1 保育所等における要支援児童等対応推進事業(都道府県事業・直接補助分)

都道府県 名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入額 ③ 円	差引額 ④(②－③) 円	対象経費の 実支出額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2) 円	地域連携推進員 配置数 ⑩ 人	地域連携推進員の 巡回支援施設数 ⑪ か所
			0			0	0	0		
			0			0	0	0		
			0			0	0	0		
			0			0	0	0		
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱3(2)⑤に定める地域連携推進員が、巡回支援を行う施設数(実数)を記入すること。

別表2

21－2 保育所等における要支援児童等対応推進事業(都道府県間接補助事業分)

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入額 ③ 円	差引額 ④(②－③) 円	対象経費の 実支出額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	(⑦×3/4) ⑧ 円	都道府県補助額 ⑨ 円	国庫補助基本額 ⑩ 円	国庫補助所要額 ⑪(⑩×2/3) 円	地域連携推進員 配置数 ⑫ 人	地域連携推進員の 巡回支援施設数 ⑬ か所
			0			0	0			0		
			0			0	0			0		
			0			0	0			0		
			0			0	0			0		
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
2. ⑬欄は、保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱3(2)⑤に定める地域連携推進員が、巡回支援を行う施設数(実数)を記入すること。

別表2

22－1 認可外保育施設の衛生・安全対策事業（市町村事業・直接補助分）

指 定 都 市 名
中 核 市

市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	運営 主体 ③	区分 ④	参加人数 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入額 ⑦	差引額 ⑧	対象経費の 実支出額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	国庫補助 基本額 ⑫	国庫補助 所要額 ⑬
				人	円	円	円	円	円	円	円	円
							0					
							0					
							0					
							0					
							0					
							0					
							0					
	か所	か所		人	円	円	円	円	円	円	円	円
	0	公 私		0	0	0	0	0		0	0	0

- （記載上の注意）
- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 - 2. ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
 - 3. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - 4. ⑫欄は、⑪欄と同額を記入すること。
 - 5. ⑬欄は、⑫欄の額に1／3を乗じた額を記入すること。（1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）

別表2

22－2 認可外保育施設の衛生・安全対策事業(市町村事業・間接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市

市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	運営 主体 ③	区分 ④	参加人数 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入額 ⑦	差引額 ⑧	対象経費の 実支出額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	市町村補助額 ⑫	国庫補助基本額 ⑬	国庫補助所要額 ⑭ (⑬×1/3)
				人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
							0						
							0						
							0						
							0						
							0						
							0						
							0						
	か所 0	か所 公 私		人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円	円 0	円	※1 円	※2 円 0

- (記載上の注意)
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 - ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
 - ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
 - ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

22－3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業(都道府県間接補助事業)

市 町 村 名

市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	運営 主体 ③	区分 ④	参加人数 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入額 ⑦	差引額 ⑧	対象経費の 実支出額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪	(⑪×2/3) ⑫	都道府県 補助額 ⑬	国庫補助 基本額 ⑭	国庫補助 所要額 ⑮(⑭×1/2)
				人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
							0							
							0							
							0							
							0							
							0							
							0							
	か所 0	か所 公私		人 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円	円 0	円 0	円	円	円 0

- (記載上の注意)
- ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
 - ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑭欄は、⑫欄の額と⑬欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
 - ⑮欄は、⑭欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

23-1 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・直接補助分)

指定都市
中核市

名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(1)基本改善事業								
①保育所等設置促進事業								
②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業								
③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業								
(1) 計(A)	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)環境改善事業								
①障害児受入促進事業								
②分園推進事業								
③熱中症対策事業								
④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業								
⑤感染症対策のための改修整備等事業								
⑥保育環境向上等事業								
(2)(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外) 計(B)	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計(A+B)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

1. ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

23－1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市
名
中 核 市

(1)基本改善事業

①保育所等設置促進事業

施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/3)	提供する保育サービス内容 ⑪	実施事業内容 ⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円		
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0 公	か所 公	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、保育所、保育所分園の別を記入すること。
- 4. ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市

(1)基本改善事業

②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/3)	事業開始 年月日 ⑪	実施事業内容 ⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円		
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0	か所 公	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑪欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市

(1)基本改善事業

③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入額 ④	差引額 ⑤(③－④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/3)	実施事業内容 ⑪
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
か所 0	か所 公	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

- (記載上の注意)
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - ⑪欄は、実施した事業の内容について記入すること。

別表2

23－1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市

(2)環境改善事業

①障害児受入促進事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入額 ④	差引額 ⑤(③－④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/3)	実施事業内容 ⑪
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	公			0			0		0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0	か所 公	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市

(2)環境改善事業

②分園推進事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/3)	実施事業内容 ⑪
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所 0	か所 公	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市

(2)環境改善事業

③熱中症対策事業

対象施設名 ①	設置 室数 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/3)	設置内容 ⑪
		円	円	円	円	円	円	円	円	
				0			0		0	
				0			0		0	
				0			0		0	
				0			0		0	
				0			0		0	
				0			0		0	
か所 0	室 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0 新規 0 更新 0 新規及び更新 0

(記載上の注意)

- 1. ②欄は、冷房設備を新規設置又は更新するための改修等を行う室数を記入すること。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑪欄は、冷房設備の新規設置のみの場合「新規」、更新のみの場合「更新」、新規設置及び更新の場合「新規及び更新」と記入すること。

別表2

23－1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市 名

(2)環境改善事業

④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/3)	事業開始 年月日 ⑪	実施事業内容 ⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円		
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所 0 公	か所	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

(記載上の注意)

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- 4. ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市

(2)環境改善事業

⑤感染症対策のための改修整備等事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/3)	支出の内容 ⑪
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
か所 0 公	か所 公	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、「トイレ・調理場の乾式化」や「非接触型蛇口の設置」等、支出した内容を具体的に記入すること。

別表2

23－1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市

(2)環境改善事業

⑥保育環境向上等事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩(⑨×1/3)	支出の内容 ⑪
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
か所 0 公	か所 公	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、「机・椅子の購入」や「フローリング貼の更新」等、支出した内容を具体的に記入すること。

別表2

23－2 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・間接補助分)

指定都市
中核市

名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	市町村補助額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨
(1) 基本改善事業									
① 保育所等設置促進事業									
② 病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業									
③ ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業									
(1) 計(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 環境改善事業									
① 障害児受入促進事業									
② 分園推進事業									
③ 熱中症対策事業									
④ 病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業									
⑤ 感染症対策のための改修整備等事業									
⑥ 保育環境向上等事業									
(2) (安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外) 計(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計(A+B)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円 0

(記載上の注意)

1. ①から⑨の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

23-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

(1)基本改善事業

指定都市
中核市

①保育所等設置促進事業												
対象施設名 ①	運営主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)	提供する保育サービス内容 ⑫	実施事業内容 ⑬
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0	私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

- (記載上の注意)
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
 - ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - ⑫欄は、保育所、保育所分園の別を記入すること。
 - ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市 名

(1)基本改善事業

②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)	事業開始 年月日 ⑫	実施事業内容 ⑬
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0	か所 私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

(記載上の注意)

- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市 名

(1)基本改善事業

③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入額 ④	差引額 ⑤(③－④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要 額 ⑪(⑩×1/3)	実施事業内容 ⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
か所 0	か所 私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、実施した事業の内容について記入すること。

別表2

23－2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市 名

(2)環境改善事業

①障害児受入促進事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)	実施事業内容 ⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0	か所 私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－2 保育環境改善等事業（市町村事業・間接補助分）

指 定 都 市 名
中 核 市

(2)環境改善事業

②分園推進事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)	実施事業内容 ⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所 0 私	か所 私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－2 保育環境改善等事業（市町村事業・間接補助分）

指 定 都 市 名
中 核 市

(2)環境改善事業

③熱中症対策事業

対象施設名	設置 室数	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	設置内容
①	②	③	④	⑤(③-④)	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪(⑩×1/3)	⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
				0			0			0	
				0			0			0	
				0			0			0	
				0			0			0	
				0			0			0	
				0			0			0	
か所 0	室 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	か所 新規 0 更新 0 新規及び更新 0

(記載上の注意)

- 1. ②欄は、冷房設備を新規設置又は更新するための改修等を行う室数を記入すること。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- 4. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑫欄は、冷房設備の新規設置のみの場合「新規」、更新のみの場合「更新」、新規設置及び更新の場合「新規及び更新」と記入すること。

別表2

23－2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市 名

(2)環境改善事業

④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収 入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)	事業開始 年月日 ⑫	実施事業内容 ⑬
	私	円	円	円	円	円	円	円	円	円		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所 0	か所 私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

(記載上の注意)

- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑫欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市

(2)環境改善事業

⑤感染症対策のための改修整備等事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入 予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)	支出の内容 ⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
か所 0 私	か所 私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円 0	

(記載上の注意)

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄と⑧欄の少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、「トイレ・調理場の乾式化」や「非接触型蛇口の設置」等、支出した内容を具体的に記入すること。

別表2

23-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

指 定 都 市 名
中 核 市

(2)環境改善事業

⑥保育環境向上等事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入 予定額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/3)	支出の内容 ⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
か所 0	か所 私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円 0	

(記載上の注意)

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄と⑧欄の少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、「机・椅子の購入」や「フローリング貼の更新」等、支出した内容を具体的に記入すること。

別表2

23-3 保育環境改善等事業(総括)(都道府県間接補助事業)

都道府県 名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	(⑥×2/3) ⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	国庫補助所要額 ⑩
(1)基本改善事業										
①保育所等設置促進事業										
②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業										
③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業										
(1) 計(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)環境改善事業										
①障害児受入促進事業										
②分園推進事業										
③熱中症対策事業										
④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業										
⑤感染症対策のための改修整備等事業										
⑥保育環境向上等事業										
(2)(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外) 計(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計(A+B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)
1. ①から⑩の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

23-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

(1)基本改善事業

①保育所等設置促進事業

都道府県 名

市町村名 ①	施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収 入額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	提供する保育 サービス内容 ⑭	実施事業内容 ⑮
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
0	0	私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

4. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

5. ⑭欄は、保育所、保育所分園の別を記入すること。

6. ⑮欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(1)基本改善事業

②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収 入額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑩×1/2)	事業開始 年月日 ⑭	実施事業内容 ⑮
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所 0	か所 0	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
市町村	0	公 私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

- (記載上の注意)
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 - ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑬欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
 - ⑬欄は、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - ⑭欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
 - ⑮欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(1) 基本改善事業

③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収 入額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	実施事業内容 ⑭
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
合計	か所 0 市町村	か所 0 公 私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

- (記載上の注意)
- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 - 2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - 3. ⑬欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
 - 4. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - 5. ⑭欄は、実施した事業の内容について記入すること。

別表2

23-3 保育環境改善等事業（都道府県間接補助事業）

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

①障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収 入額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	実施事業内容 ⑭
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所 0 市町村	か所 0 公 私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
3. ⑬欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
4. ⑬欄は、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
5. ⑭欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－3 保育環境改善等事業（都道府県間接補助事業）

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

②分園推進事業

市町村名 ①	施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収 入額 ⑤	差引額 ⑥(④－⑤)	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	実施事業内容 ⑭
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
					0			0	0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0 市町村	0 公 私		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (記載上の注意)
- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 - ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
 - ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - ⑭欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

③熱中症対策事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	設置 室数 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収 入額 ⑤	差引額 ⑥(④－⑤)	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2／3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	設置内容 ⑭
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
合計	か所	室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	か所
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	新規 0
市町村													更新 0
													新規及び更新 0

(記載上の注意)

- ③欄は、冷房設備を新規設置又は更新するための改修等を行う室数を記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、冷房設備の新規設置のみの場合「新規」、更新のみの場合「更新」、新規設置及び更新の場合「新規及び更新」と記入すること。

別表2

23-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収 入額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2/3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	事業開始 年月日 ⑭	実施事業内容 ⑮
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
0 市町村	0 公	私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
4. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
5. ⑭欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
6. ⑮欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

⑤感染症対策のための改修整備等事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収 入額 ⑤	差引額 ⑥(④－⑤)	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2／3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	支出の内容 ⑭
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	
0 市町村		公 私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、「トイレ・調理場の乾式化」や「非接触型蛇口の設置」等、支出した内容を具体的に記入すること。

別表2

23－3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

⑥保育環境向上等事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営 主体 ③	総事業費 ④	寄付金その他の収 入額 ⑤	差引額 ⑥(④－⑤)	対象経費の 実支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×2／3) ⑩	都道府県 補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×1/2)	支出の内容 ⑭
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
合計	か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円※1	円※2	
0 市町村		公 0 私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑭欄は、「机・椅子の購入」や「フローリング貼の更新」等、支出した内容を具体的に記入すること。

別表2

								市町村 名
23－4 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・直接補助分)								
	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(2)環境改善事業								
⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業								
合 計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

(記載上の注意)
1. ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

23-4 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

(2)環境改善事業											市町村名
⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業											
対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収入 額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始 年月日	実施事業内容
①	②	③	④	⑤(③-④)	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩(⑨×1/2)	⑪	⑫
		円	円	円	円	円	円	円	円		
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円		
0	公	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記載上の注意)

1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

3. ⑪欄は、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児の受入れを開始する年月日を記入すること。

4. ⑫欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－5 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・間接補助分)									
市町村 名									
	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	市町村補助額 ⑦	国庫補助基本額 ⑧	国庫補助所要額 ⑨
(2)環境改善事業									
⑦放課後児童クラブ閉所時間帯における 乳幼児受入れ支援事業									
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円 0

(記載上の注意)
1. ①から⑨の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

23－5 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

(2)環境改善事業

市町村名

⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

対象施設名 ①	運営 主体 ②	総事業費 ③	寄付金その他の収入 額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	市町村補助額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪(⑩×1/2)	事業開始 年月日 ⑫	実施事業内容 ⑬
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所 0	か所 私	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

- (記載上の注意)
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、低い額を記入すること。
 - ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
 - ⑫欄は、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児の受入れを開始する年月日を記入すること。
 - ⑬欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

23－6 保育環境改善等事業(総括)(直接補助事業分)

都道府県
市 町 村 名

	総事業費 ①	寄付金その他の収入 額 ②	差引額 ③	対象経費の 支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
(2)環境改善事業 ⑧安全対策事業								
(2)ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業								
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	※1 0 円	※2 0 円

(記載上の注意)
1. ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表 2

2 3 - 6 ① 保育環境改善等事業（直接補助事業分）

(2) 環境改善事業

⑧ 安全対策事業

都道府県
市町村 名

(2) ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業

対象施設名 ①	設置主体 (公立、私立 の別) ②	施設種別 ③	総事業費 ④	寄付金その他の 収入額 ⑤	差引額 ⑥ (④-⑤)	対象経費の 支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	国庫補助基本額 ⑩	国庫補助所要額 ⑪ (⑩×1/2)	購入等の機器 ⑫
か所 0			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- ②欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。
- ③欄には保育所や小規模保育事業等の施設種別を記載すること。
- ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額を記載すること。
- ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
- ⑫欄には、製品名等を記入すること。
- 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

別表2

23－7 保育環境改善等事業（総括）（間接補助事業分）

都道府県
市 町 村 名

	総事業費 ①	寄付金その他の収入 額 ②	差引額 ③	対象経費の 支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	自治体補助額 ⑦	国庫補助 基本額 ⑧	国庫補助 所要額 ⑨
(2)環境改善事業 ⑧安全対策事業									
(1)睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入を行う事業									
(2)ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業									
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	※1 0 円	※2 0 円

（記載上の注意）

1. ①欄から⑨欄までの各欄には、別表※の※－※の合計額を記入すること。

別表2

23-7 保育環境改善等事業(間接補助事業分)

- (2)環境改善事業
⑧安全対策事業

都道府県
市町村 名

(1) 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入を行う事業

対象施設名 ①	対象施設の類型 ②	総事業費 ③	寄付金その他の 収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦	選定額 ⑧	(⑧×3/4) ⑨	自治体補助額 ⑩	国庫補助基本額 ⑪	国庫補助所要額 ⑫(⑪×2/3)	購入等の機器 ⑬
対象児童数 人				0			0	0			0	(1)午睡チェック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品 ()
対象児童数 人				0			0	0			0	(1)午睡チェック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品 ()
対象児童数 人				0			0	0			0	(1)午睡チェック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品 ()
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- ①欄は、上段は「施設名」を記入し、下段は補助対象機器の使用対象となる児童数を記入すること(対象児童数以上の機器の購入及び同一児童に対する複数機器の購入は補助対象外であることに留意すること。)
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑨欄は、⑧欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑪欄は、⑨欄と⑩欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑬欄は、該当するもの全てに○をすること。なお、(3)に該当する場合、製品名等を記載すること。

(2) ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業

対象施設名 ①	設置主体 (公立、私立の 別) ②	施設種別 ③	総事業費 ④	寄付金その他の 収入額 ⑤	差引額 ⑥(④-⑤)	対象経費の 支出額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧	選定額 ⑨	(⑨×3/4) ⑩	自治体補助額 ⑪	国庫補助基本額 ⑫	国庫補助所要額 ⑬(⑫×2/3)	購入等の機器 ⑭
か所 0			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

(記載上の注意)

- ②欄には公立(自治体による設置)又は私立(社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置)を記載すること。
- ③欄には保育所や小規模保育事業等の施設種別を記載すること。
- ⑥欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- ⑩欄は、⑨欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- ⑫欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
- ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ⑭欄には、製品名等を記入すること。
- 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

別表2

24－1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業（総括）（都道府県、市町村事業・直接補助分）

都道府県
市 町 村 名

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③（①－②） 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助基本額 ⑦ 円	国庫補助所要額 ⑧（⑦×1／2） 円
1. 質の確保・向上のための研修事業								
2. 質の確保・向上のための巡回支援指導事業								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

（記載上の注意）
1. ①欄から⑤欄の各欄には各箇所の合計を記載すること。
2. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記載すること。

別表2

24-1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

(1) 質の確保・向上のための研修事業

都道府県
市町村名

研修実施事業者(所)名 ①	研修開催場所 ②	開催回数 ③	研修受講者数 ④	研修の内容 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の収入額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の実支出額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩	選定額 ⑪
		回	人	1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他	円	円	円	円	円	円
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
合計	か所 0	回 0	人 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ③欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ④欄は、研修受講者の実人員数を記載すること。
- ⑤欄は、実施する研修内容に○をすること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

24－1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業（都道府県、市町村事業・直接補助分）

(2) 質の確保・向上のための巡回支援指導事業

都道府県

市 町 村 名

巡回支援指導 実施事業者(所)名 ①	巡回支援 指導員数 ②	総事業費 ③	寄付金その他の 収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助 基準額 ⑦	選定額 ⑧
	人	円	円	円	円	円	円
				0			0
				0			0
				0			0
合計	人	円	円	円	円	円	円
	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- 1. ②欄は、巡回支援指導員の実人数を記載すること。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

24－2 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業（総括）（都道府県間接補助事業分）

市 町 村 名 _____

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①－②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	(⑥×3／4) ⑦ 円	都道府県 補助額 ⑧ 円	国庫補助基本額 ⑨ 円	国庫補助所要額 ⑩(⑨×2／3) 円
1. 質の確保・向上のための研修事業										
2. 質の確保・向上のための巡回支援指導事業										
計	0	0	0	0	0	0	0			0

- （記載上の注意）
- ①欄から⑤欄の各欄には各箇所の合計を記載すること。
 - ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄は、⑥欄の額に3／4を乗じた額を記入すること。
 - ⑨欄は、⑦欄と⑧欄を比較し、いずれか少ない方の額を記入すること。

別表2

24-2 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県間接補助事業分)

(1) 質の確保・向上のための研修事業

市 町 村 名

研修実施事業者(所)名 ①	研修開催場所 ②	開催 回数 ③	研修 受講者数 ④	研修の内容 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入額 ⑦	差引額 ⑧(⑥-⑦)	対象経費の 実支出額 ⑨	国庫補助 基準額 ⑩	選定額 ⑪
		回	人	1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他	円	円	円	円	円	円
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
合計	か所 0	回 0	人 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

- ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- ③欄は、実施延べ回数を記載すること。
- ④欄は、研修受講者の実人員数を記載すること。
- ⑤欄は、実施する研修内容に○をすること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

24-2 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県間接補助事業分)

(2) 質の確保・向上のための巡回支援指導事業

市 町 村 名

巡回支援指導 実施事業者(所)名 ①	巡回支援 指導員数 ②	総事業費 ③	寄付金その他の 収入額 ④	差引額 ⑤(③-④)	対象経費の 実支出額 ⑥	国庫補助 基準額 ⑦	選定額 ⑧
	人	円	円	円	円	円	円
				0			0
				0			0
				0			0
合計	人	円	円	円	円	円	円
	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ②欄は、巡回支援指導員の実人数を記載すること。
- ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

25 放課後居場所緊急対策事業

市町村名

事業所名		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施場所	運営主体	開所状況			事業実施月数	開設準備経費
												週の開所日数	開所時間	待機児童数		
①		②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑧×1/3)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
		円	円	円	円	円	円	円	円			日	時間	人	月	
1				0			0		0							
2				0			0		0							
3				0			0		0							
4				0			0		0							
5				0			0		0							
6				0			0		0							
7				0			0		0							
8				0			0		0							
9				0			0		0							
10				0			0		0							
合計(か所)		円	円	円	円	円	円	円	円							
		0	0	0	0	0	0	0	0							

(記入上の注意)

1. ⑥欄の計算方法は下記のとおりとする。
⑤欄の事業実施月数÷12×1,116,000円 (+ ⑯欄に「○」を記入した場合、500,000円)

2. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

3. ⑧欄には、⑦欄と同額を記入すること。

4. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

5. ⑩欄は、児童館(児童センター含む)、公民館、小学校、塾、スポーツクラブ、民家・アパート、保育所、認定こども園、幼稚園、団地集会所、空き店舗、公共施設(※)、その他から該当するものを選択すること。
※「公共施設」とは、上記に記入した公共施設以外の公共施設をいう。

6. ⑪欄は、NPO法人、社会福祉法人、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。

7. ⑬欄は、例のように平均開所時間数を記入することとし、小数第3位を切り捨てること。(例:3時間10分⇒3.16)

8. ⑭欄は、4月1日における市町村内の放課後児童クラブの待機児童数を記入すること。なお、4月1日時点で事業を開始していない場合、事業開始月の1日時点の待機児童数を記入すること。

9. ⑮欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

10. ⑯欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「○」を記入すること。

別表2

26 小規模多機能・放課後児童支援事業

市町村名

事業所名		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施場所	運営主体	事業内容等	開所状況			事業実施月数	放課後児童支援員の配置		開設準備経費
													週の開所日数	開所時間数	利用児童数		配置の有無	配置月数	
①		②	③	④(②-③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑧×1/3)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
		円	円	円	円	円	円	円	円				日	時間	人	月		月	
1				0			0		0										
2				0			0		0										
3				0			0		0										
4				0			0		0										
5				0			0		0										
6				0			0		0										
7				0			0		0										
8				0			0		0										
9				0			0		0										
10				0			0		0										
合計(か所)		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0						人 0				

(記入上の注意)

1. ⑥欄の計算方法は下記のとおりとする。
・⑫欄を「事業内容(1)」としたとき… ⑮欄の事業実施月数÷12×1,116,000円 + ⑱欄の配置月数÷12×778,000円 (+ ⑲欄に「○」を記入した場合、2,000,000円)
・⑫欄を「事業内容(2)」としたとき… ⑮欄の事業実施月数÷12×2,416,000円 + ⑱欄の配置月数÷12×778,000円 (+ ⑲欄に「○」を記入した場合、2,000,000円)

2. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

3. ⑧欄には、⑦欄と同額を記入すること。

4. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

5. ⑩欄は、児童福祉施設(保育所以外)、保育所、団地集金室、空き店舗、公共施設(※)、その他から該当するものを選択すること。
※「公共施設」とは、上記に記入した公共施設以外の公共施設をいう。

6. ⑪欄は、NPO法人、社会福祉法人、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。

7. ⑫欄は、「放課後児童対策支援事業の実施について」の別添2の3のうち、(1)又は(2)のいずれかを選択すること。

8. ⑬欄は、例のように平均開所時間数を記入することとし、小数第3位を切り捨てること。(例:3時間10分⇒3.16)

9. ⑭欄は、年間平均利用児童数を記入することとし、小数点以下は切り捨てること。

10. ⑮欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

11. ⑰欄は、放課後児童支援員を配置した場合には「○」を記入すること。

12. ⑰欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。なお、⑰欄に「○」を記入しない場合、空欄とすること。

13. ⑲欄は、開設準備経費の率値を適用する場合には「○」を記入すること。

別表2

27 待機児童対策協議会推進事業

都道府県名 _____

	対象経費の 実支出額 ① 円	国庫補助基準額 ② 円	配置職員の職種 ③
待機児童対策協議会推進事業			
計	0	0	0

(記載上の注意)
1. ③欄は、配置する職員の職種(事務、保育士、保健師等)を記入すること。

別表2

28－1 新たな待機児童対策提案型事業（都道府県、市町村直接補助事業分）

都道府県
市町村名

	対象経費の 実支出額 ① 円	国庫補助基準額 ② 円	実施事業内容 ③
新たな待機児童対策提案型事業			1. 保育の受け皿拡大を図る事業 2. 保育人材の確保を図る事業 3. 多様な保育の促進を図る事業 4. その他、特に待機児童解消に資すると 考えられる事業
計	0	0	

（記載上の注意）
1. ③欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

28－2 新たな待機児童対策提案型事業（都道府県・市町村間接補助事業分）

都道府県
市町村名

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①－②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	都道府県又は市 町村補助額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×10/10) 円	実施事業内容 ⑩
新たな待機児童対策提案型事業			0			0			0	1. 保育の受け皿拡大を図る事業 2. 保育人材の確保を図る事業 3. 多様な保育の促進を図る事業 4. その他、特に待機児童解消に資すると 考えられる事業
計	0	0	0	0	0	0	0	※1 0円	※2 0円	

（記載上の注意）
1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
2. ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
4. ⑩欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

28－3 新たな待機児童対策提案型事業(都道府県間接補助事業分)

都道府県名

市町村名

	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①－②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	都道府県補助額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×10/10) 円	実施事業内容 ⑩
新たな待機児童対策提案型事業			0			0			0	1. 保育の受け皿拡大を図る事業 2. 保育人材の確保を図る事業 3. 多様な保育の促進を図る事業 4. その他、特に待機児童解消に資すると 考えられる事業
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

2. ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

4. ⑩欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表2

29－1 認可外保育施設改修費等支援事業(直接補助分)(総括)

都道府県
市町村名

	総事業費 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 ③	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
(1)改修費等支援	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)移転費等支援	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

- ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

29－1 認可外保育施設改修費等支援事業(直接補助分)

(1)改修費等支援

都道府県
市町村名

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費 ((ア)⑦)+(イ)⑦)	寄付金その他の 収入額 ((ア)⑧)+(イ)⑧)	差引額 ((ア)⑨)+(イ)⑨)	対象経費の 実支出額 ((ア)⑩)+(イ)⑩)	国庫補助基準額 ((ア)⑪)+(イ)⑪)	選定額 ((ア)⑫)+(イ)⑫)	国庫補助基本額 ((ア)⑬)+(イ)⑬)	国庫補助所要額 ((ア)⑭)+(イ)⑭)
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
各施設の合計		人 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(内訳)

(ア)要件1を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭(⑬×1/2)
		人				円	円	円	円	円	円	円	円
								0			0		0
								0			0		0
								0			0		0
								0			0		0
小 計		人 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(イ)要件2を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(⑦-⑧)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭(⑬×1/2)
		人				円	円	円	円	円	円	円	円
								0			0		0
								0			0		0
								0			0		0
								0			0		0
小 計		人 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

- ②欄は、実施主体の種別を記入すること。
- ③欄は、現在の定員を記入すること。
- ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
- ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑬欄には、⑫欄の額を記入すること。
- ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

29ー1 認可外保育施設改修費等支援事業(直接補助分)
(2) 移転費等支援

都道府県
市町村名

対象施設名 ①	実施主体 ②	定員 ③	区分 (現状) ④	区分 (移行後) ⑤	移行予定 年月 ⑥	総事業費 ((ア)⑦+(イ)⑦) ⑦	寄付金その他の 収入額 ((ア)⑧+(イ)⑧) ⑧	差引額 ((ア)⑨+(イ)⑨) ⑨	対象経費の実支出額((ア)⑩+(イ)⑩)			国庫補助基準額 ((ア)⑬+(イ)⑬) ⑬	選定額 ((ア)⑭+(イ)⑭) ⑭	国庫補助基本額 ((ア)⑮+(イ)⑮) ⑮	国庫補助所要額 ((ア)⑯+(イ)⑯) ⑯
									移転費 ((ア)⑩+(イ)⑩) ⑩	仮設設置費 ((ア)⑪) ⑪	仮設設置費 ((ア)⑫) ⑫				
合 計		0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(内訳)

(ア)要件1を満たす施設

対象施設名 ①	実施主体 ②	定員 ③	区分 (現状) ④	区分 (移行後) ⑤	移行予定 年月 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入額 ⑧	差引額 ⑨((7)-8)	対象経費の実支出額			国庫補助基準額 ⑬	選定額 ⑭	国庫補助基本額 ⑮	国庫補助所要額 ⑯((15)×1/2)
									⑩	移転費 ⑪	仮設設置費 ⑫				
		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
合 計		人 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(イ)要件2を満たす施設

対象施設名 ①	実施主体 ②	定員 ③	区分 (現状) ④	区分 (移行後) ⑤	移行予定 年月 ⑥	総事業費 ⑦	寄付金その他の 収入額 ⑧	差引額 ⑨((7)-8)	対象経費の実支出額			国庫補助基準額 ⑬	選定額 ⑭	国庫補助基本額 ⑮	国庫補助所要額 ⑯((15)×1/2)
									⑩	移転費 ⑪	仮設設置費 ⑫				
		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
合 計		人 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

- ②欄は、実施主体の種別を記入すること。
- ③欄は、現在の定員を記入すること。
- ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
- ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
- ⑭欄は、⑨欄、⑯欄及び⑬欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑮欄には、⑭欄の額を記入すること。
- ⑯欄には、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるとする。)を記入すること。

別表2

29－2 認可外保育施設改修費等支援事業(間接補助事業分)(総括)

都道府県
市 町 村 名

	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑥×3／4)	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	②	③(①－②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
(1)改修費等支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)移転費等支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円 0

(記載上の注意)

1. ①から⑩の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表2

29-2 認可外保育施設改修費等支援事業(間接補助分)
(1)改修費等支援

都道府県
市町村名

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費 ((ア)⑦+(イ) ⑦)	寄付金その他 の 収入額 ((ア)⑧+(イ)⑧)	差引額 ((ア)⑨+(イ) ⑨)	対象経費の 実支出額 ((ア)⑩+(イ) ⑩)	国庫補助基準 額 ((ア)⑪+(イ) ⑪)	選定額 ((ア)⑫+(イ) ⑫)	((ア)⑬+(イ) ⑬)	自治体 補助額 ((ア)⑭+(イ) ⑭)	国庫補助基 本額 ((ア)⑮+(イ) ⑮)	国庫補助所 要額 ((ア)⑯+(イ) ⑯)
①	②	③ 人	④	⑤	⑥	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円
合 計		0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(内訳)

(ア)要件1を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額 ⑨((7)-(8))	対象経費の実 支出額	国庫補助 基準額	選定額	((12)×3/4)	自治体 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 ⑯((15)×2/3)
①	②	③ 人	④	⑤	⑥	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
合 計		0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(イ)要件2を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額 ⑨((7)-(8))	対象経費の実 支出額	国庫補助 基準額	選定額	((12)×3/4)	自治体 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 ⑯((15)×2/3)
①	②	③ 人	④	⑤	⑥	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
合 計		0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ②欄は、実施主体の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、現在の定員を記入すること。
- ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
- ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
- ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較し、いずれか少ない方の額を記入すること。
- ⑯欄は、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

29ー2 認可外保育施設改修費等支援事業(間接補助分)
(2) 移転費等支援

都道府県
市町村名

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費 (ア)⑦+(イ) (⑦)	寄付金その他の 収入額 (ア)⑧+(イ) (⑧)	差引額 (ア)⑨+(イ) (⑨)	対象経費の実支出額((ア)⑩+(イ)⑩)		国庫補助基準 額 (ア)⑬+(イ) (⑬)	選定額 (ア)⑭+(イ) (⑭)	((ア)⑮+(イ) (⑮)	自治体 補助額 (ア)⑯+(イ) (⑯)	国庫補助基 本額 (ア)⑰+(イ) (⑰)	国庫補助所 要額 (ア)⑱+(イ) (⑱)	
									移転費 (ア)⑩+(イ) (⑩)	仮設置費 (ア)⑪							
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
合 計		人 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(内訳)
(ア)要件1を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の実支出額		国庫補助 基準額	選定額	((⑬×3/4)	自治体 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨((⑦-⑧)	⑩	⑪ 移転費	⑫ 仮設設置費	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰((⑬×2/3)
		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
								0	0				0	0		0
								0	0				0	0		0
								0	0				0	0		0
								0	0				0	0		0
合 計		人 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(イ)要件2を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の実支出額		国庫補助 基準額	選定額	((⑬×3/4)	自治体 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨((⑦-⑧)	⑩	⑪ 移転費	⑫ 仮設設置費	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰((⑬×2/3)
		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
								0	0				0	0		0
								0	0				0	0		0
								0	0				0	0		0
								0	0				0	0		0
合 計		人 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

- (記載上の注意)
- ②欄は、実施主体の種類を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
 - ③欄は、現在の定員を記入すること。
 - ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
 - ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
 - ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
 - ⑬欄は、⑨欄、⑩欄及び⑬欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑰欄は、⑮欄と⑯欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
 - ⑱欄には、⑰欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2

30ー1 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入予定額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2) 円
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。

別表2

30ー2 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業(市町村間接補助事業分)

市町村名

対象施設名 ①	総事業費 ② 円	寄付金その他の 収入予定額 ③ 円	差引額 ④(②-③) 円	対象経費の 支出予定額 ⑤ 円	国庫補助基準額 ⑥ 円	選定額 ⑦ 円	国庫補助基本額 ⑧ 円	国庫補助所要額 ⑨(⑧×1/2) 円
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。

別表2

31 保育士等の処遇改善促進等事業

都道府県名 _____

	対象経費の 実支出額 ① 円	国庫補助基準額 ② 円
保育士等の処遇改善促進等事業		
計	0	0